

特別支援学校施設整備指針

平成28年3月

文部科学省大臣官房文教施設企画部

平成 8年 1月 25日 作成
平成11年 4月 1日 改訂
平成19年 7月 24日 改訂
平成21年 3月 31日 改訂
平成23年 3月 24日 改訂
平成26年 7月 25日 改訂
平成28年 3月 25日 改訂

はじめに

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

「特別支援学校施設整備指針」については、平成8年1月に「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」として作成し、平成11年4月に用語に関わる改訂を行った後、平成19年7月に特別支援教育制度への転換を踏まえ「特別支援学校施設整備指針」として全面的に改訂している。この改訂では、障害の重度・重複化などを踏まえた一人一人の教育的ニーズへの対応やセンター的機能の推進などの記述を追加とともに、耐震化の推進、防犯対策の推進などの記述を充実している。また、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実している。

最近では、理数教育環境や情報環境等の充実、特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に対応するため、学習指導要領の改訂や社会状況の変化を踏まえ、平成23年3月に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。

今般の改訂（平成28年3月）では、学校施設を取り巻く今日的課題を踏まえ、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。

既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「特別支援学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

(各整備指針共通の留意事項)

○整備指針の位置付け

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

(特別支援学校施設整備指針に関する留意事項)

○ 特別支援学校の施設計画においては、本指針を踏まえ幼児児童生徒の障害の状態及び特性等に応じた配慮を加えつつ計画すること。

○ 本指針は、学校教育法において規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）を対象とした特別支援学校に関する計画・設計上の留意事項を定めており、各障害の特性に応じ一層留意すべき事項については、次の凡例により表示している。

複数の障害に対応した施設（複数の障害を併せ有する幼児児童生徒を対象とする施設も含む）とする場合は、当該施設に固有の留意事項（索引「複数の障害に対応した施設」を参照）に配慮するとともに、各々の障害の特性に応じた留意事項にも配慮すること。

また、複数の障害を併せ有する場合の取扱いに関しては、これらの5つの障害の間での重複に加え、言語障害や情緒障害などを併せ有する場合についての取扱いも記述していることから、当該留意事項に配慮すること。

※凡 例

【視覚障害に対応した施設】：主として視覚障害の幼児児童生徒を対象とする施設に関する事項

【聴覚障害に対応した施設】：主として聴覚障害の幼児児童生徒を対象とする施設に関する事項

【知的障害に対応した施設】：主として知的障害の幼児児童生徒を対象とする施設に関する事項

【肢体不自由に対応した施設】：主として肢体不自由の幼児児童生徒を対象とする施設に関する事項

【病弱に対応した施設】：主として病弱の幼児児童生徒を対象とする施設に関する事項

○ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の各部の計画に当たっては、「幼稚園施設整備指針」、「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」又は「高等学校施設整備指針」の関連する指針を準用しつつ計画すること。

特別支援学校施設整備指針

目次

第1章 総 則.....	1
第1節 特別支援学校施設整備の基本の方針.....	1
第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応.....	2
第1 特別支援教育を推進するための施設整備.....	2
第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備.....	3
第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備.....	5
第4 地域と連携した施設整備.....	8
第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項.....	9
第2章 施設計画.....	18
第1節 校地計画.....	18
第1 校地環境.....	18
第2 周辺環境.....	18
第3 通学環境.....	19
第2節 配置計画.....	19
第1 全体配置.....	19
第2 校舎・屋内運動施設.....	20
第3 屋外運動施設.....	22
第4 屋外教育環境施設等.....	22
第5 その他の施設.....	23
第3章 平面計画.....	25
第1 基本的事項.....	25
第2 学習関係諸室.....	27
第3 屋内運動施設.....	35
第4 動線空間.....	37
第5 生活・交流空間.....	38
第6 共通空間.....	41
第7 学校開放のための空間（保護者や地域住民等との連携協力の場）.....	42
第8 センター的機能関係諸室.....	42
第9 管理関係室.....	44
第4章 各室計画.....	47
第1 基本的事項.....	47
第2 学習関係諸室.....	49
第3 屋内運動施設等.....	61
第4 動線空間.....	63
第5 生活・交流空間.....	65
第6 共通空間.....	68

第 7 学校開放のための空間（保護者や地域住民等との連携協力の場）	69
第 8 センター的機能関係諸室	70
第 9 管理関係室	72
第 5 章 詳細設計	75
第 1 基本的事項	75
第 2 内部仕上げ	76
第 3 開口部	80
第 4 外部仕上げ	83
第 5 学校用家具	83
第 6 その他	84
第 6 章 屋外計画	86
第 1 基本的事項	86
第 2 屋外運動施設	87
第 3 屋外教育環境施設	90
第 4 緑地	92
第 5 その他の屋外施設	93
第 7 章 構造設計	96
第 1 基本的事項	96
第 2 上部構造	96
第 3 基礎	98
第 4 既存施設の耐震化推進	98
第 5 その他	99
第 8 章 設備設計	100
第 1 基本的事項	100
第 2 照明設備	101
第 3 電力設備	103
第 4 情報通信設備	104
第 5 給排水設備	106
第 6 空気調和設備	108
第 7 防災設備	109
第 8 その他の設備	110
第 9 章 防犯計画	112
第 1 基本的事項	112
第 2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策	112
第 3 建物の防犯対策	114
第 4 防犯監視システムの導入	114
第 5 通報システムの導入	115
第 6 その他	116

第1章 総 則

第1節 特別支援学校施設整備の基本の方針

1 特別支援教育を推進するための施設環境の整備

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

こうした特別支援教育を推進するため、特別支援学校の施設整備については、障害の重度・重複化、多様化等の動向を十分踏まえつつ、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した施設環境づくりを基本とすることが重要である。

また、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が中核的な役割を果たすことができるような施設環境づくりを基本とすることが重要である。

2 高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備

一人一人の幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じた指導内容・方法が十分に展開でき、個別又は多様な集団編成等による自立活動※等の学習指導やそれらを支援する様々な教育機器等の導入などを可能とする高機能かつ多機能な施設環境を確保することが重要である。

また、幼児に対する遊びを通した柔軟な指導、中・高等部の職業教育、及び重複障害のある幼児児童生徒の基本的生活習慣の指導への対応などを図るとともに、今後の学校教育や情報化の進展等に長期にわたり対応することのできるような柔軟な計画とすることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：入院生活等を伴う幼児児童生徒については、様々な生活体験を可能とする施設環境を整えることが重要である。

※自立活動：障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために設けられている特別の指導領域であり、学校の教育活動全体を通じて行われる教育活動。例として、視覚障害者に対する白杖を使った歩行指導、聴覚障害者に対する音声や文字、手話などの多様なコミュニケーション手段を活用する指導、肢体不自由者に対する姿勢保持や移動の指導などがある。

3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

幼児児童生徒の学習及び生活の場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保することが重要である。特に幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、幼児児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保すると

とともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

4 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で特別支援学校が中核的な役割を担うことに加え、地域の小・中学校等の障害のない児童生徒との交流及び共同学習の場として施設環境を整備することが重要である。

また、障害者等の学習・相談等の場、障害のある児童生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の場、さらに、まちづくりの核として、地域と連携した施設環境を整備することが重要である。

その際、施設のバリアフリー化を図ること、地域の避難所又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割を果たすこと、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することも重要である。

なお、病院等に併置する場合は、病院等にも開かれた施設として整備することが望ましい。

第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

第1 特別支援教育を推進するための施設整備

1 一人一人の教育的ニーズへの対応

(1) 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性、教育的ニーズを把握し、それらを踏まえた指導計画の実施に配慮した施設環境を計画することが重要である。

その際、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」や、教育と福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連携による乳幼児期から卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の実施に配慮した計画とすることが重要である。

(2) 障害の重度・重複化等の動向や、複数の障害への対応状況を十分に考慮し、利用する児童生徒にとって支障のない計画とすることが重要である。

その際、近年、自閉症等を併せ有する児童生徒が増加していることにも配慮した計画とすることも重要である。

2 センター的機能を推進するための施設

(1) 特別支援学校が地域の小・中学校等の要請に応じて支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすため、地域や学校等の実情に応じて必要な施設環境を整備することが重要である。

(2) 地域の小・中学校等の教員への支援及び研修協力や、障害のある児童生徒への指導・支援、保護者等に対する相談対応・情報提供を行うほか、福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連絡・調整を行うなど、各学校の実情に応じて弾力的に対応できるような施設環境を整備することが重要である。

(3) 特別支援学校において通級による指導^{*}を行う場合は、地域の小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の障害の状態や特性等を十分に踏まえつつ、通級する他校の児童生徒にとっての利便性等に配慮し、その利用に支障のない計画とすることが重要である。その際、地域の通級による指導の状況や整備計画等を踏まえつつ、各学校や地域の実情等に

応じた計画とすることが重要である。

また、通級による指導を受ける児童生徒の保護者との連携や交流を促進することができる施設として計画することも重要である。

※通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍している障害の程度の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（特定の小・中学校や公共施設等）で受ける指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。

第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備

1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

- (1) 多様な学習内容・形態による活動を可能とする施設として計画することが重要である。
その際、幼児児童生徒の主体的な活動を支援する工夫や幼児児童生徒の持てる能力を高め、豊かな学校生活を送ることができる空間として計画することも重要である。
また、多様な学習内容・形態に弾力的に対応するため、学習関係諸室相互の位置関係や幼児児童生徒の動線等を考慮した計画とすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の学習意欲を引き出し、最新の学習内容の習得や自立活動の実施ができるよう、それらに必要な教材、教育機器等の導入や、各種技術の進展に対応した計画とすることが重要である。
- (3) 一斉指導による学習以外に、チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び幼児児童生徒の学習の成果の発表などに対応するため、学習メディア等が活用できる多目的な空間や、多様なタイプの講義室、ゼミ室など学習空間を十分に計画することが重要である。
- (4) 豊かな人間関係を築く観点から、部活動、児童・生徒会及び委員会の活動のための拠点を計画することが重要である。

2 自立活動の推進のための施設

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮しつつ、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動に必要となる施設環境を計画することが重要である。
- (2) 自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、自立活動の時間に行われる指導内容を中心としつつ、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と密接に関連を図る必要があることから、自立活動関係諸室と普通教室、特別教室等との関係等を考慮した計画とすることが重要である。
- (3) 「個別の指導計画」に基づいて個人又は小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めることができるように弾力的な計画とすることが重要である。その際、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化を考慮し、これらの幼児児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成に対応できるような計画とすることが重要である。

3 情報環境の充実

- (1) 幼児児童生徒の主体的な活動及び学習を支え、高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい教育環境を整備するとともに、障害の特性等に応じた情報保障※を図るよう計画す

ることが重要である。

このため、情報支援機器を活用するなど、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、適切な安全管理措置を取りつつ積極的に計画することが重要である。

※情報保障：本指針において「情報保障」とは、「障害等により情報を入手することが困難な者に対して情報入手のための支援を行ったり、情報を発信することが困難な者に対して情報を発信するための支援を行ったりすること」とする。情報保障の手段としては、点字による表示や手話、ノートテイク、コミュニケーション支援機器や支援ソフトを活用して意思の伝達を行うなどの多様な形態がある。

- (2) 情報を効果的に活用したり、生み出したりするためには、様々な情報を管理できる学習センター機能のために必要な空間を計画することが重要である。
- (3) 教科としての「情報」だけでなく、他教科でも活用したり、日常的な学習活動や自立活動等を支援するために、普通教室や図書室、特別教室、自立活動関係諸室、専門教育関係教室、共通空間等にも様々な情報機器や情報ネットワークを計画することが重要である。
- (4) 学校としての取組や学習活動の成果等について、外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。
- (5) 幼児児童生徒や保護者への情報伝達や、多様なカリキュラムの管理、幼児児童生徒からのレポート等の提出等、学校運営や施設管理、教員の教科研究や教材作成においても、情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

4 適切な進路相談や職業教育等の充実への対応

- (1) 社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況等を踏まえつつ、地域や学校の実態、生徒の障害の状態や特性等を考慮し、適切な職業に関する各教科・科目等を履修するために必要な施設環境を計画することが重要である。

その際、一人一人の興味・関心等に対応し、目的意識を持って学習することができるよう、多様な進路の選択やそのための科目の選択履修を支援することができるよう計画することが重要である。

なお、社会参加、自立を図るための社会生活能力を育成するための施設を計画することが有効である。

- (2) 変化する社会に柔軟に対応できる能力を身につけていくことが一層求められており、生徒が主体的に進路を選択してキャリアを形成していくために、就職を含む進路の相談やインターンシップ等、生徒に対するカウンセリングやガイダンス機能を充実させるために必要な空間を計画することが重要である。

5 理科教育の充実のための施設

- (1) 多様な教材、教具等を使用した授業など多様な教育方法に対応するため、理科教室と図書室、視聴覚教室等との連携に配慮して計画することが重要である。
- (2) 特に観察、実験の重要性を踏まえ、様々な実験器具、情報機器等を教員及び児童が活用できるよう施設環境を計画することが重要である。
- (3) 複数の教員等の指導による学習など多様な学習形態への対応も考慮した計画とするこ

とが望ましい。

- (4) 自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培のための施設環境を計画することが重要である。

6 國際理解の推進のための施設

- (1) 外国語の指導、外国人教師や幼児児童生徒の受け入れ、日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した計画とすることが重要である。
- (2) 外国語会話学習や、コンピュータ支援による外国語学習、インターネットの活用等にも対応した計画とすることが望ましい。
- (3) 國際文化の理解・交流のために、和室など日本の伝統的な空間を計画することも有効である。

7 総合的な学習の推進のための施設

- (1) 多様な学習内容・形態に弾力的に対応するため、普通教室、特別教室等の関係や、一斉指導による学習のための空間とグループ学習・個別学習のための空間との関係、児童生徒の動線、学習空間の吸音・遮音性等を考慮し、計画することが重要である。
- (2) 体験的な学習に対応するため、地域社会や自然環境等との連携に配慮して施設環境を計画することが重要である。

第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (1) 幼児児童生徒の学習のための場であるのみならず、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設環境を計画することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性、行動特性、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。
- (3) 幼児児童生徒、教職員等の多様なコミュニケーションの場として、ラウンジ、談話コーナー等を計画することが望ましい。
- (4) 多様な学習内容・形態に対応するとともに、障害の状態や特性等に応じ、豊かな生活の場を構成することのできる机・いす・収納棚等の家具を各室と一体的に計画することが重要である。
- (5) 生徒の心の拠りどころとなるようなシンボルツリーやモニュメント等を計画することも有効である。

2 健康に配慮した施設

- (1) 幼児児童生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に十分配慮した計画とすることが重要である。
【病弱に対応した施設】：病気の種類等に応じて日照、空気及び通風を調節できることが望ましい。
- (2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しながらその心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した計画とすることが重要である。特に、重度の障害のある幼児児童生徒に十分配慮した衛生的な環境を計画することが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しながら、体力向上に資するよう運動のための空間を利用のしやすさを考慮し、計画することが望ましい。

- (4) 建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、又はない材料を採用することが重要である。
- (5) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

- (1) 地震発生時において、幼児児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。
- (2) 学校施設が、津波等※による被害が予想される地域に立地している場合においては、幼児児童生徒等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。
これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。

※津波等：津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）。

※避難経路：ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。

※津波等対策における高層化：校舎等建物の屋上や上層階を幼児児童生徒等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。

- (3) 学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児児童生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとすること、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。
- (4) 学校施設は、災害時には障害のある幼児児童生徒やその家族、地域の障害者、高齢者等の要配慮者も含めた地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局※との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を計画することが重要である。その際、教育活動等の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7関係）。

※防災担当部局：避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。

- (5) 学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民

等と連携しながら取組を進めることが重要である。

- (6) 施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から幼児児童生徒等に津波等災害の危険性の意識づけを計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 幼児児童生徒の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。特に、情緒障害や自閉症、注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、各々にとって十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。

- (2) 地震、火災等の非常時において幼児児童生徒が安全かつ円滑に避難できるよう計画することが重要である。

- (3) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、幼児児童生徒が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (4) 幼児児童生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。

- (5) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。

- (6) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。

- (7) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。

- (8) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。

- (9) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある幼児児童生徒及び教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態や特性、教育的ニーズに応じた計画とすることが重要である。なお、その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター及び情報伝達のための設備等の計画に配慮することが重要である。

- (2) 学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々の学校教育への参加や、地

第1章 総 則

域住民の生涯学習の場としての利用、地震等の災害時には地域の避難所としての役割を果たすこと等を踏まえ、多様な地域住民が利用することを考慮した計画とすることが重要である。

- (3) 既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の状態や特性等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的に推進することが重要である。
- (4) 学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等について考慮した計画とすることが重要である。

6 環境との共生

- (1) ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 教育的効果も考慮し、施設・設備自体が環境教育の教材として活用されるよう、また、自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。
- (3) 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。
- (4) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。

※バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

- (5) 断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても、良好な温熱環境を確保する観点から有効である。
- (6) 省エネルギー・ごみのリサイクルの推進等、日常的に環境問題に対して主体的な取組が促されるよう配慮して計画することが望ましい。

7 カウンセリングの充実のための施設

カウンセリング機能を充実する観点から、保健室や教育相談室、保護者等のための相談スペース等適切な環境を計画することが重要である。

第4 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携協力

- (1) 特別支援学校施設の計画に当たっては、地域における特別支援教育の中核的な施設として、及び学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的かつ長期的な視点から計画を行うことが重要である。
- (2) 専門的知識・技術を持つ企業や地域の諸施設等の様々な人材を受け入れ、学校の教育活動への多様な活力の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。
- (3) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等）など、学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。

- (4) 地域における特別支援教育の中核的な役割を踏まえ、他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や、各々の特有の機能の共有化、施設等の相互利用・共同利用等を通じ有機的な連携について計画することが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。
- (5) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。
- (6) 地域に開かれた学校づくりの観点から、学校としての取組や学習活動の成果等について、保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。

2 学校開放のための施設環境

- (1) 幼児児童生徒や地域住民が有効に活用できる施設となるよう計画することが重要である。また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民との共同利用のできる施設として計画することも重要である。
- (2) 様々な利用者に配慮した、快適、健康、かつ安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設となるよう計画することが重要である。
- (3) 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。

3 複合化への対応

- (1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、公共施設（社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等）や医療施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、幼児児童生徒と高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。
- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。
- (3) 学習環境に悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等の中に設置されている分校・分教室等の場合には、病院等に障害のある幼児児童生徒の教育等についての理解を得るとともに、十分な連携を保ちつつ計画的に環境を整備することが重要である。

- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

(1) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定

学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。

(2) 域内の学校施設整備方針・計画等との整合

域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携等を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。

なお、病院等に併置する場合、又は他の文教施設等に分教室を設置する場合は、その整備計画との十分な連携を確保しながら当該学校施設の整備計画を策定することが重要である。

(3) 総合的な視点からの計画策定

- ① 長期的に施設を活用できるよう、将来の教育内容の変化や維持管理のしやすさも含めた施設の長寿命化を考慮した計画とすることが重要である。
- ② 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。
- ③ 施設部分等により、予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても、相互に十分調整し、総合的に計画することが重要である。

(4) 幼児児童生徒数の動向等に応じた学校規模の適切な設定

関係機関と連携し、学齢人口や障害のある幼児児童生徒の数の推移と将来動向、地域内の小学校及び中学校の特別支援学級※の在籍児童生徒数並びに通級による指導を受けている児童生徒数、特別支援学校高等部への進学の状況、特別支援学校の整備計画等から、現状及び将来の学校規模を的確に把握して、適切な規模の計画とすることが重要である。

特に、幼児児童生徒の数の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要である。

【病弱に対応した施設】：入院期間の短期化、入退院の頻回化などによる年度途中での幼児児童生徒数の変動や、病弱・身体虚弱の特別支援学級から特別支援学校へ就学先の変更等が年度途中で行われるなどの状況等も考慮することが重要である。

※特別支援学級：障害の比較的軽い児童生徒のために小・中学校に障害の種別ごとに設置することが可能な少人数の学級。

2 学校の組織、学級編制等の計画条件の検討及び確認

(1) 当該学校における設置構成等に係る条件設定

現在及び将来において、当該学校における幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部の設置構成並びに教育課程の編成、高等部における学科等の種類及び専攻科の設置、他の学校との併置、分校又は分教室の設置、重複障害学級の設置、訪問教育※の実施等の有無にかかる計画条件を検討し、確認することが重要である。

また、センター的機能として、通級による指導や、いわゆる「巡回による指導」※等の有無にかかる計画条件を検討し、確認することも重要である。

※訪問教育：障害のため特別支援学校等に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、特別支援学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育。

※いわゆる「巡回による指導」：障害のある児童生徒に対する指導及び支援の一つとして、小・中学校又は特別支援学校の教員が複数の学校等を巡回訪問して指導を行う形態。

(2) 学級編制や教育課程の編成等に係る条件設定

- ① 現在及び将来において、当該学校に入学する幼児児童生徒の障害の状態や特性等を分析・把握して、重複障害等の学級編制、訪問教育、病院等施設内の学級の有無についての計画条件等を検討し、確認することが重要である。なお、複数の障害に対応した施設とする場合は、障害の特性や教育課程の違い等に配慮した計画とすることが重要である。
- ② 当該学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部について作成される指導計画や、「個別の指導計画」等の実施を踏まえて計画条件を検討し、確認することが重要である。
- ③ 幼稚部を計画する場合においては、就学前の乳幼児を含め障害のある幼児に対する早期からの指導等の内容についての計画条件を検討し、確認することが重要である。

(3) 運営方式の設定

- ① 小学部、中学部、高等部等の各部については、学習・生活の内容を規定することになる運営方式を、それぞれの教科学習の程度や内容などに応じ、各部別、学年別に十分検討し決定することが重要である。
その際、特に中学部及び高等部においては、必修科目や選択科目の設定など履修の方式の違いを考慮しつつ、生活単位としての学級と学習単位としての授業集団の在り方や校内における生徒の活動内容を検討することが重要である。
- ② 中学部の各教科又は高等部の各教科・科目の学習をそれぞれの専用の教室で行う教科教室型の運営方式を採用する場合は、生徒の教室間の移動、学級・ホームルーム活動や持ち物などの保管等のための場（ホームベース）の設定、生徒の教室間の移動、生徒への情報伝達方法、教員等間の連絡調整の方法や場の設定等について十分検討することが重要である。

3 施設機能の設定

(1) 障害の特性等の分析とその条件化

- ① 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性、それに応じ必要となる環境条件等を的確に把握・分析して、幼児児童生徒の快適かつ円滑な学習・生活のために必要な施設機能を設定することが重要である。

特に、複数の障害に対応した施設とする場合は、地域における他の特別支援学校との連携等も考慮しつつ、各々の障害の特性等に配慮した施設機能を設定することが重要である。

また、分校又は分教室を計画する場合も、障害の特性等に配慮するとともに、幼児児童生徒の快適かつ円滑な学習・生活のために必要な施設機能を設定することが重要

である。

- ② 教育機器、教材・教具、補助用具等の導入・活用も考慮しながら的確に把握・分析して、教職員や介助者等が指導・介助しやすい環境づくりに必要な施設機能を設定することが重要である。

(2) 教育活動の内容分析とその条件化

- ① 多様な学習形態に十分留意した上で、活動の内容や機器等の活用方法を将来の動向も含めて的確に把握し、必要な施設機能を設定することが重要である。
【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒の知的発達の状態に応じた指導内容を具体的に分析し、活動集団の構成に留意し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 「個別の指導計画」等の実施など教育活動を具体的に分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 特別活動の具体的な内容については、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校との交流及び共同学習の内容も含め十分分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ④ 教育活動に必須の教材や教具等を準備・作成するために必要な施設機能を設定することが重要である。

(3) 教育相談・進路相談等に対応する施設機能の設定

- ① 教育相談・カウンセリング、生徒指導のために、運営方法及び人的体制、利用者や動線等について十分分析・把握し、個人情報保護の観点から情報管理について十分配慮して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 特に高等部においては、進路相談や履修指導のために、学科やコース等の編成、職業教育に関する教育方針や指導方法等について十分分析し、把握して必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 個別相談に対応でき、プライバシーを守ることのできる小部屋を計画することが望ましい。

(4) センター的機能としての施設機能の設定

- ① 就学前の乳幼児相談を含め障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する相談支援等や学校教育修了後の障害者に対する相談支援等に関する人的体制、情報提供の方法等について十分検討し、個人情報保護の観点から情報管理について十分配慮して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 地域の小・中学校等の教員に対する支援として、個々の幼児児童生徒の指導に関する助言及び相談のほか、当該幼児児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の実施方法や支援体制等について十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

また、各障害への理解や対応、指導方法等に関する研修の方法等についても十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ③ 地域の小・中学校等の幼児児童生徒への指導・支援の方法及びその人的体制等について十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

また、小・中学校の児童生徒を対象とする通級による指導やいわゆる「巡回による

指導」のほか、就学前の幼児や乳幼児に対して行われる指導及び支援の実施についても、小・中学校等との十分な連携を考慮し、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ④ 「個別の教育支援計画」の実施方法等について、関係機関等との連絡・調整の方法等も含めて十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

(5) 共通に利用する学習空間機能の設定

各部に共通する活動内容を把握し、利用頻度等に応じ各学年、各教科、各部等の間で共用する施設機能を設定することが重要である。特に、複数の障害に対応した施設とする場合は、相互利用を考慮しつつ、各自の利用にとって妨げとならないよう施設機能を設定することが重要である。

(6) 学習・生活支援機器等の活用とその条件設定

学習・生活を支援する各種教材・教具、各種日常生活学習機器、検査機器、補助用具・点訳システム等について、利用方法や機器等の設置形態、収納・管理その他の条件を将来動向も含めて分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

(7) コンピュータ、視聴覚機器等の活用とその条件設定

- ① 情報化の進展に対応し、コンピュータの利用形態ごとに、機器等の設置形態や利用方法、データの保存方法その他の条件を、将来動向も含めて分析・把握するとともに、視聴覚機器との複合的利用に配慮しつつ学校全体のシステムの在り方を検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 視聴覚機器や通信機器等の利用形態ごとに、利用方法や機器等の設置形態、ソフトの収納・管理その他の条件を将来動向も含めて分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 情報ネットワークの整備や情報機器の導入について、適切な安全管理・保守・点検措置を取ることが重要である。

(8) 学校生活の分析とその条件設定

- ① 通学の手段・形態、上下足の履き替え方式、衣類や持ち物の収納・管理方式、校内の情報伝達方式、食事の場所や方式等について、障害の状態及び発達の段階や特性等に応じ十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 体育系及び文化系のそれぞれについて、部活動やサークル活動の種類、数、活動内容、活動場所等を具体的に把握し、必要とする施設機能を設定することが重要である。

(9) 寄宿舎生活の分析とその条件設定

を利用する幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、利用人数等に応じ、学習・生活の実態、日常生活自立への指導、管理体制、防災体制等について具体的に検討し、必要とする施設機能を設定することが重要である。

【病弱に対応した施設】：病弱に対応した特別支援学校の寄宿舎では、病院での学習・生活に準じた配慮が必要となることに十分留意することが重要である。

(10) 入院生活等の分析とその条件設定：【肢体不自由又は病弱に対応した施設】

- ① 病院等に併置する場合は、病院等内及び学校で行われる学習・生活について、具体的に分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

なお、病院等との密接な連携の中で、幼児児童生徒の病院等内における学習・生活のために、発達年齢、生活環境、心理状態等についても十分配慮された施設機能が設定されることが望ましい。

- ② 病院等からの通学の方法や経路等について、具体的に分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ③ 病院等と学校との間の日常的な打合せ、定期的な会議などの種類や内容等を具体的に分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

(11) 教職員等施設の機能の設定

- ① 学校の教育目標や運営方針に基づき、中央職員室、各部の職員室、寄宿舎職員室、教員研究室、会議室、休憩室、更衣室、運転手控え室等や事務部門などの構成を検討し、情報・通信機器の導入も含め、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ② 諸活動を支援する支援員や学生、ボランティア、保護者など教職員以外の当該学校の活動に関与する者の活動状況等を分析・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

(12) 事務管理・運営のための施設機能の設定

- ① 各部の編制や運営方式に対応した事務管理・運営システムを教職員施設の機能と併せて検討・把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ② 施設各部の利用状況等に応じた防災システムを確立し、必要な施設機能を設定することが重要である。

- ③ 建物各部、各種設備、植栽等の維持管理等の方針を確立し、具体的な方法を検討・把握して、施設計画・設計に反映させることが重要である。

(13) 地域における学習活動等に対応するための機能の設定

地域における学習需要を分析し、学校教育に支障を及ぼさないよう配慮しつつ、当該特別支援学校における学習機会や場の提供について、その内容及び方法を検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

(14) 地域の諸施設との有機的な連携

- ① 地域における特別支援教育の中核的な役割を踏まえ、各部の学習・生活内容等に応じ、地域内の文教施設との有機的な連携について検討し、必要に応じ、これらの施設との相互利用・共同利用に伴う施設機能を設定することが重要である。

- ② 「個別の教育支援計画」の実施に留意しつつ、福祉施設や医療機関等との連携の内容及び方法等について、部ごとに分析・把握して、緊密な連携を可能とする施設機能を設定することが重要である。

- ③ 高等部において職業教育を主として教育課程を編成・実施する場合は、地域の医療関係施設や高等学校、大学、工業技術教育センター、情報処理教育センター、研究機関、企業等との連携等について十分分析・把握し、必要な施設機能を設定することが

重要である。

- ④ 他の特別支援学校等を併置する場合は、幼児児童生徒や教職員の生活面における交流等学習・生活における相互の関係について十分検討し、それぞれの学校にふさわしい学習・生活環境を、空間の共用・多目的利用等に配慮しつつ確保するなど、全体として必要な施設機能を設定することが重要である。
- ⑤ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、公共施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

(15) 室構成の決定

- ① 当該学校に備えるべき施設機能に基づき、敷地の規模や校舎、屋内運動場等の各施設の面積規模を勘案しつつ空間の共用・多目的利用等を検討し、必要な室・空間の種類、数、面積等を適切に決定することが重要である。
- ② 特に、学習集団や生活集団の数の増加や規模の変化、多様な編成等に十分留意し、必要な室・空間を確保できるように室構成を決定することが重要である。また、学校の規模や各部の利用状況等に応じ、特別教室の構成を十分に検討し、適切に設定することが重要である。
- ③ 複数の部がある場合、又は複数の障害に対応した施設とする場合には、共用する施設機能を考慮しつつ、必要な室・空間を確保するよう室構成を決定することが重要である。
- ④ 幼児児童生徒の障害の状態や特性、人体寸法、動作域に適合した家具の導入について計画することが重要である。

4 計画的な整備の実施

- (1) 企画、基本計画・設計、実施設計及び施工の各段階を明確に捉え、特に、企画及び基本計画・設計の各段階において十分な期間を確保し、当該特別支援学校施設への様々な要請に適切に対応しながら学校施設を計画することが重要である。その際、先進事例の視察、資料の収集、専門家の意見の聴取等を行うことも有効である。
- (2) 企画から施工に至る整備の各段階において、各段階相互の内容的な連続性、整合性等を十分に確保することが重要である。
- (3) 完成後には施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。
- (4) 施設の整備を段階的に行う場合は、最終的な施設環境を想定した上で、それぞれの段階での学校運営への施設対応を検討し計画を策定することが重要である。

5 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。
- (2) 建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・形態の変化に応じて変更可能とし、設備の交換・補修を容易にするなどにより、長期間建物を有効に使う

第1章 総 則

計画とすることが重要である。

- (3) 情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修しやすい施設となるよう計画することも有効である。
- (4) 改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。

※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

6 学校施設の有効活用

- (1) 学校施設を地域に密着した社会資本として有効に活用していくことが重要である。
- (2) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するとともに、その機能を発展させるためには、教職員、幼児児童生徒、保護者、地域住民等の学校関係者が対話し考えながら、持続的・計画的な維持修繕を行うとともに、施設機能を維持するための予防保全を行っていくことが重要である。
- (3) 学校施設を有効活用するためには、学校施設の企画・計画、整備、維持管理を一体的に検討し、長期的、戦略的な視点から施設を建設・維持、活用する考え方（施設マネジメント）を導入することも有効である。
- (4) 学校施設の整備に当たっては、建設・使用・解体に至るまでの総エネルギー使用量の削減、「もの」を大切にするという教育的な側面からも、改修による既存学校施設の再生を図ることが重要である。
- (5) 既存学校施設の再生に当たっては、以下の視点を踏まえ進めていくことが重要である。
 - ① 既存学校施設を改修するに当たっては、学校関係者で考える場をつくり、施設の利用状況や施設機能等の実態を調査・把握するとともに、施設利用者の要望も把握しながら計画する。
 - ② 施設機能を確保しつつ教育内容・方法等の変化に対応するとともに、地域における歴史的・文化的価値を継承しながら地域のシンボルとして活用するという視点から検討し、改修目標を設定する。
 - ③ 長期間良好に使い続けるための機能性、安全性、空間性、デザイン性の向上、シンボル性の継承などの観点から、学校関係者で改修計画を作成し、適確に改修を実施する。
 - ④ 実施した改修の評価を行い、改修手法を蓄積するとともに、学校関係者が参加しながら持続的、計画的な維持管理を行う。
- また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加への対応のため、高等学校等の既存施設を特別支援学校に転用する場合は、上記①から④に加え、以下の視点を踏まえ、進めていくことが重要である。
- ⑤ 当該既存施設の特性を踏まえつつ、幼児児童生徒一人一人の障害の状態及び発達の段階や特性、それに応じ必要となる環境条件等を的確に把握・分析して、必要な施設機能を設定する。
- ⑥ 屋外運動施設等、既存施設の機能を積極的に活用するといった視点にも配慮しつつ計画する。

7 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応で

きるものにするとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。

- (2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

- (3) 学校開放を行う施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応等について、事前から地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが重要である。

- (4) 外部資金等を活用する事業手法の場合には、当該事業の施工や維持管理において必要な施設水準を確保するため、発注者は、実施方針の公表や要求性能の提示に当たって、施設利用者等との間で十分に協議する機会を設けて相互理解と合意の形成に努めるとともに、その意向を要求性能等に可能な限り盛り込むことが重要である。

8 整備期間中の学習・生活環境の確保

- (1) 増改築や改修等の実施においては、その手順を十分検討し、適切な方法により、整備期間中の学校教育や部活動等に必要な環境を確保することが重要である。

- (2) 整備期間中においては、適切な事故防止対策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、塵埃等の発生により、幼児児童生徒の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないように特に留意することが重要である。また、適切な仮校舎を確保することも有効である。

情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒が在籍している場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。

なお、他の文教施設等と併置する場合は、その施設の利用者等の安全にも支障を生じることのないよう十分配慮することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合は、その病院等の業務や他の入院中の患者等の生活や安全に支障が生じることのないように特に留意することが重要である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壤であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
- (5) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で快適な環境

- (1) 良好な日照及び空気を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
【病弱に対応した施設】：病気の種類等に配慮した日照及び空気を得られることが重要である。
- (2) 見晴らしや景観等が良好で、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。
- (3) 幼稚部にあっては、幼児の活発な運動を促すような適当な地形の起伏、自然の樹木等があることが望ましい。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備できる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。なお、他の特別支援学校等を同一敷地内に併置する場合は、それらの施設の整備との関連に十分留意し、必要な面積を確保することが重要である。
- (2) 校舎、屋外運動施設等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある適正な形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設その他の危険な施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、振動、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設などの共同利用を図ることのできる施設や、公園等に近くして立地することも有効である。
- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。
- (3) 関連ある医療機関、福祉施設等が連携しやすい位置に立地していることが有効である。

- (4) 風俗営業等に関わる施設、射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数の者が出入りする施設その他の教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

第3 通学環境

1 通学区域・通学方法との関連

- (1) 幼児児童生徒の居住分布、心身の発達、障害の状態や特性等を考慮し、通学方法との関連に留意しつつ、幼児児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離、又は通学時間を設定できるように校地を選定することが望ましい。特に、保護者やスクールバス等による送迎等を考慮し、交通の利便性も考慮することが望ましい。
- (2) 他の学校等との交流や関連施設との連携を考慮し、適切な移動経路・方法を設定できるように校地を選定することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学路を確保できることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保できることが望ましい。
 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合は、病院等と学校との間の登下校の経路を適切に設定できることが重要である。
- (2) 通学経路周辺の住民や関係機関等に対し、理解と協力を求めつつ、通学による周辺地域への影響等に配慮した通学路を確保できることが望ましい。
- (3) 地域との連携の中で、標識や誘導設備など、通学に必要な施設環境の整備が進められることが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

1 校地利用

- (1) 各施設部分が機能的な連携を通じそれぞれの機能を十分に發揮することができるよう相互の配置関係に十分配慮して計画することが重要である。
- (2) 学習や生活に弹力的に利用できるようなゆとりの空間を各施設廻り等に確保できるよう各施設部分を配置することが望ましい。
- (3) 将来の各施設部分の施設機能、施設需要等の変動に応じ、増改築等のゾーニングの再編に柔軟に対応できるよう各施設を配置することが重要である。
- (4) 施設等の開放を行う場合は、学校教育に支障を及ぼすことなく開放が円滑に行えるようアプローチを考慮しつつ各施設の配置を検討することが重要である。
- (5) 地盤状況を的確に把握し、地震、台風その他の災害時や不同沈下等に対する安全を確保できるように各施設部分を配置することが重要である。
- (6) 幼児児童生徒が自然環境に親しみやすくするため、自然の地形を有効に活用できるよう各施設部分を適切に配置することが望ましい。
- (7) 複数の障害に対応した施設とする場合は、相互の交流を考慮した計画とすることが重要である。

2 配置構成

- (1) 各施設部分は、相互の機能的な連携を通じそれぞれの施設機能を十分に發揮できるよう相互の位置関係に十分留意して配置することが重要である。
- 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等に配慮し、相互の利用に支障のないよう各施設を適切に配置することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒及び訪問者の動線、学校開放時の利用者の動線、スクールバス、自家用車、サービス車両等の動線を合理的に設定できるよう校門や各施設部分を配置することが重要である。その際、訪問者の利便性に配慮することが重要である。また、救急車両が保健室周辺まで安全かつ円滑に到着できるよう動線を設定することが重要である。
- (3) 避難時の動線の設定に十分留意して、幼児児童生徒にとってわかりやすく、かつ、記憶しやすいように各施設部分を配置することが重要である。
- (4) 各施設部分で行われる活動の雰囲気づくりに配慮して配置することが重要である。
- (5) 各施設部分について、それぞれに必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な日照、通風等の環境を確保できるよう配置することが重要である。
- 【病弱に対応した施設】：病気の種類等に応じ自然環境を適切に制御できるように配置することが重要である。
- (6) 施設全体の調和、周辺の町並みとの調和等に配慮した配置構成とすることが望ましい。
- (7) 公共施設等との複合化について計画する場合には、それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。特に、誘導設備等の設置に関しては、施設全体として一貫性をもたせることが重要である。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：併置する病院等との間の行き来において伝染経路を絶つことができるような各施設の配置とすることが重要である。
- (8) 幼稚部、小学部、中学部又は高等部のうち複数の部を有する場合は、全体のまとまりとともに各部の屋内外施設のまとまりを確保できる配置構成とすることが望ましい。
- また、複数の障害に対応した施設とする場合は、全体のまとまりとともに各障害に対応した施設の屋内外施設のまとまりを確保できる配置構成とすることも有効である。
- (9) 同一敷地内に複数の特別支援学校を併置する場合は、施設間の相互利用・共同利用、管理運営や相互の交流等が円滑に行われるようそれぞれの学習・生活に必要な環境を確保しつつ、各施設を適切に配置することが重要である。
- (10) 防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

1 建物位置

- (1) 建物の敷地は、できる限り盛土部分を避け、異なる地質や地盤条件をもつ部分にまたがらず、かつ、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。
- (2) 校舎は、外部騒音の影響を可能な限り避けることができるように配置することが重要である。
- (3) 屋外運動施設への日照に支障を生じることのないような相互の位置関係に配慮した配

置とすることが重要である。

都市化の進展の中でやむを得ず高層とする場合、校地内外の施設への日照や電波障害等の影響等について留意の上計画することが重要である。

(4) 周辺住宅等との間で、日照やプライバシー、音等における相互の影響に配慮した配置とすることが重要である。

(5) 利用者にとってわかりやすく、安全かつ円滑に建物に至ることができるよう、建物の配置を計画することが重要である。

(6) 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性に応じて歩行スピードや生活リズムの違い等に配慮し、建物の位置を計画することが重要である。

(7) 学校開放を実施する場合の地域の利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう交流部分や開放部分の配置を考慮して計画することが望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して施設の配置を計画することが重要である。

(8) 公共施設等との複合化について計画する場合は、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場についても考慮し、建物の位置を計画することが重要である。

(9) 屋内運動施設については、学習関係諸室からの動線等を考慮し、幼児児童生徒の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。

(10) 寄宿舎を設ける場合は、校舎との連絡や良好な環境条件の確保などに十分配慮し、適切に配置することが重要である。

各々の障害に応じて寄宿舎を計画することが望ましい。複数の障害に対応した寄宿舎とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、建物の位置を計画することが重要である。

2 建物構成

(1) 校舎等は、できる限り低層の建物として計画することが重要である。

(2) 津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。

(3) 建物相互間において、必要な隣棟間隔を確保することが重要である。

(4) 校舎廻りの屋外空間を、安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。

(5) 緊急時の避難、施設の維持修繕等に支障を生じないよう配慮して配置することが重要である。

(6) 複数の部を有する場合は、全体のまとまりとともに各部の独自性を確保することが望ましい。また、複数の障害に対応した施設とする場合は、全体のまとまりとともに各障害に対応した施設の独自性を確保できることも有効である。

【視覚障害に対応した施設】：建物群の構成を直交を基本とするなど建物間の動線のわかりやすさに配慮することが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：視覚的な空間のわかりやすさに配慮することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：各建物は、幼児児童生徒の多様な形態による建物間の円滑な移動に対応できるよう配置することが重要である。

第3 屋外運動施設

1 施設位置

- (1) 屋外運動場、各種コート等は、方位に留意しつつ、災害時の安全性や良好な日照、通風等を確保できるとともに、校舎や周辺地区に砂塵、騒音等の悪影響を及ぼさないよう、また、周辺の住宅等の間で相互にプライバシー等に支障を生じないよう十分留意して配置することが重要である。
- (2) 屋外プールは、良好な日照、通風等を確保できるとともに外部からの視線の防止に配慮し、また、校舎や更衣室との円滑な移動にも留意して配置することが重要である。
- (3) 屋外運動場、各種コート等は、幼児児童生徒の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。その際、各種の運動を支障なく行えることや、幼児児童生徒の移動、他の学習空間に及ぼす騒音等の影響を考慮することが重要である。なお、複数の障害に対応した施設とする場合は、共有する屋外運動施設を各々の幼児児童生徒にとって利用しやすい位置に計画することが重要である。
【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システムの屋外利用を計画する場合には、周辺地区からの騒音や、住宅等との間における電波に関する相互の影響等に留意しつつ、集団補聴システムの利用範囲を適切に設定できるよう配置することが重要である。
- (4) 保健室との連絡が良く、救急車両等が出入りしやすいよう配置することが重要である。
- (5) 建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画することが重要である。
- (6) 各施設部分は、学校開放への要請に対応しやすいよう外部から利用しやすい位置に計画することが望ましい。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して配置を計画することが重要である。
- (7) 屋外運動場については、災害時においても安全性を確保することのできる位置に配置することが重要である。

2 施設構成

- (1) 各施設部分は、相互に近接したまとまりのある配置とすることが重要である。
- (2) 校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とすることが重要である。
- (3) 観覧のための施設を計画することも有効である。

第4 屋外教育環境施設等

1 屋外教育環境施設

- (1) 校舎、屋内運動施設、屋外運動施設等との関連及びこれらの活用を総合的に考慮して計画することが重要である。
- (2) 校舎廻りの屋外空間、半屋外空間等との連携や役割分担に配慮し、これらの空間を含め計画することが重要である。
- (3) 遊び庭、屋外の運動広場、学習園、自然体験広場、屋外作業スペース等は、屋内での学習活動との関連性等を考慮し、各部又は各障害に対応した施設からの移動を含め、利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (4) 屋外の集会施設は、日常の生活領域あるいは動線との関連に配慮して配置することが重要である。

(5) 幼稚部・小学部における遊び場、中学部・高等部における屋外の作業スペース等の設定を考慮して、各施設の配置を計画することが重要である。

2 緑地

- (1) 緑地の効用を考慮し、維持管理に十分留意しつつ、積極的に緑地を導入することが望ましい。
- (2) 建物、屋外運動施設などの規模、配置等との釣合や自然学習環境としての役割に留意し、校地内に均衡よく、それぞれにまとまりをもたせて配置することが重要である。

第5 その他の施設

1 門

- (1) 幼児児童生徒の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (3) 利用者が、校舎等の出入口の位置を認識しやすく、かつ、校舎等へ円滑に移動できる位置に配置することが望ましい。
- (4) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。

2 囲障等：【知的障害に対応した施設】

飛び出しを防止するため設置する囲障等については、安全対策に十分配慮して計画することが重要である。

また、知的障害に限らず、情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合も、パニックや多動・衝動性等を十分考慮し、安全対策に十分配慮して計画することが重要である。

3 駐車場

- (1) スクールバス、保護者等の車の駐車場は、乗降のための十分なスペースを確保できる規模で、昇降口との連絡のよい位置に、幼児児童生徒が建物に出入りしやすいよう計画することが重要である。また、通級による指導や教育相談などの来校者の利用状況等も考慮し、適切な規模、配置とすることが重要である。
- (2) 学習活動や幼児児童生徒の安全及び健康への影響に十分配慮しつつ、各部又は各障害に対応した施設の利用状況等に応じた適切な規模、配置とすることが重要である。

4 サービス施設

- (1) 訪問者の車、管理上の戸外作業や食材運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを、必要に応じ、適切な位置に配置することが重要である。
- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は、適切な位置に、安全性に十分配慮して配置することが重要である。

5 その他

第2章 施設計画

屋外倉庫、ごみ置き場などの施設及び設備は、利用しやすく、かつ、学習活動等に支障の生じない位置に配置することが重要である。特に、ごみ置き場等は、校舎、周辺地区に臭気等の悪影響を及ぼさないよう配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

1 空間構成

(1) 多様な学習内容・形態の変化や弹力的な指導体制、将来の学級数の変動等に柔軟に対応できるよう、将来の模様替えやゾーニングの再編を考慮した空間構成とすることが重要である。

(2) 普通教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・形態に弾力的に対応できる計画とすることが望ましい。その際、各種教材・教具等の収納に配慮して計画することが望ましい。

(3) 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の各部のまとまりや類似する機能を有する室・空間のまとまりに配慮して計画することが重要である。また、各部間で共同利用する室・空間を利用しやすい位置関係に配慮して計画することが重要である。

【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：臨床実習等で利用する室・空間を利用しやすい位置関係に配慮して計画することが重要である。

(4) 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の教育課程や障害の特性等に応じ、各々の利用する室・空間のまとまりに配慮して計画することが重要である。また、共同利用する室・空間においては、各々の利用の妨げとならず、全体として効率的に利用しやすい構成・配置等を計画することが重要である。

(5) 安全かつ円滑な移動を可能とするようバリアフリー化を図ることが重要であり、同一階においては段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。

(6) 教育活動全体を通じた自立活動の内容・方法や学習・生活集団の構成等に応じ、それぞれの教育活動において利用する室・空間の相互のつながりやまとまりに留意して平面的・立体的な構成、配置等を計画することが重要である。

その際、車いすや補助用具など多様な移動方法に十分留意し、安全かつ円滑な移動が可能となるように計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒がわかりやすく、かつ、記憶しやすい空間構成となるよう配慮することが重要である。

【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システム・補聴器の利用等に配慮し、可能な限り騒音や電波等の混信を避け得る位置に計画することが重要である。その際、計画する室・空間については、漏洩、混信、雑音等の防止・低減や利用範囲の設定に留意して計画することが重要である。

【病弱に対応した施設】：病気の種類等に適した環境の構成に留意することが重要である。また、明るく家庭的な雰囲気づくりにも配慮することが望ましい。

(7) 幼児児童生徒が自然環境に親しみやすくするため、建物内外の各空間相互に、視覚的、感覚的な連続性を確保することが望ましい。また、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜等を有効に活用した計画とすることも有効である。

(8) 各室・空間の計画において、幼児児童生徒が、能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう配慮することが重要である。特に、幼稚部、小学部においては、各室・空間の広さ、形等に変化を持たせるように配慮することが望ましい。

(9) 建物内部から利用できるバルコニー、テラス、屋上その他の空間を、安全管理面等に

十分留意しつつ、効果的に学習や生活に活用できるよう設置することが望ましい。

情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に配慮し、安全管理面に特に留意しつつ設置することが重要である。

- (10) 地域の小・中学校等との交流及び共同学習における施設の利用や、地域住民の学習活動等に積極的に対応できるよう、空間の構成、配置等を計画することが望ましい。
- (11) 避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。
なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。
- (12) 教科教室型の運営の場合、教室間等の移動、空き時間など生徒の授業時間外の居場所、持ち物の取り扱い、情報伝達やホームルーム活動の方法、教員室の配置等に十分留意して空間を構成することが重要である。
- (13) 情報化の進展に対応するため、各室・空間において、障害の特性等に応じた情報保障を図るよう、また、学習活動に利用できるよう、コンピュータ等の情報機器や校内の情報ネットワークの導入に配慮した計画とすることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。また、無線による情報ネットワークの導入を検討することも有効である。
- (14) 学習・生活空間は、当該地域の気候風土や気候の季節的変化も考慮し、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できる方位及び位置に設定することが重要である。

特に、情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、外部からの刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮し、可能な限り騒音や雑音を避け得る位置に計画することが重要である。

また、言語障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、主となる障害の特性に配慮しつつ、正確な発音を聞いて正しい構音の仕方を学習したり、リラックスして会話を進めたりすることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：静寂さや十分な採光を確保できるよう計画することが重要である。

【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システム・補聴器の利用等に配慮し、可能な限り騒音や電波等の混信を避け得る位置に計画することが重要である。また、口の形や顔面の筋肉の動き、手の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字、手話等を読みとりながら学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。

【病弱に対応した施設】：病気の種類等に応じた日照、採光、通風等の適切な環境条件に留意することが重要である。

- (15) 奥行きの深い空間や面積の広い空間、天井高さが低い空間においては、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意して規模、位置等を計画することが重要である。その際、天井高さと空間の広さとのバランスなどを考慮しつつ、居心地のよさや落ち着き感に配慮して計画することが重要である。
- (16) 公共施設等との複合化について計画する場合には、地域住民等の利便性や相互の交流

等を考慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等と併置する場合は、病院等との日常的な往来に十分配慮した空間の構成、配置とすることが重要である。

- (17) やむを得ず学校施設を高層化する場合にあっても、幼稚部、小学部及び中学部の児童生徒が常時使用する普通教室を高層階に設けないよう計画することが重要である。

2 動線等

- (1) 建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間の構成、配置とすることが重要である。
- (2) 児童生徒、教職員に加え、学校開放における利用者、地域の小・中学校等との交流及び共同学習のため来訪する他校の児童生徒、外部からの訪問者等が、学校内のまとまりある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動できるよう、明確な空間の構成、配置とすることが重要である。
- (3) 複数の障害に対応した施設とする場合には、相互の交流に留意しつつも、各々の日常的な動線が交錯しないような空間の構成、配置とすることが重要である。
- (4) 災害時の避難経路は、段差がなく明確な動線としつつ、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるよう配慮するとともに、運営面でのサポート体制と連携し、児童生徒が安全かつ円滑に避難できるように配慮した計画とすることが重要である。
- (5) 多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や、やむを得ず高層化する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。
また、避難行動が困難である児童生徒のために、水平移動により、一旦、より安全な場所に避難できる計画とすることも有効である。
- (6) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。
- (7) 校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。
- (8) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるよう動線を設定することが重要である。
- (9) 廊下等の移動のための空間は、その上・下部の空間が各種設備のための配管、配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。
- (10) 動線計画では、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 幼児児童生徒一人一人の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じた学習内容・方法を基に、児童生徒の行動特性や生活経験の程度等を考慮して、最も適切な空間配分、配置とすることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等の施設内においても、可能な限り病院等の協力を得て、障害の状態や特性等に応じた内容・方法による学習にふさわしい空間配分、配置と

することが望ましい。

- (2) 普通教室を中心として、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じ必要となる学習・生活のための空間を構成することが重要である。
また、一斉指導による授業、グループ学習、少人数指導による指導、又は個別指導など多様な学習に弾力的に対応できる空間を計画することが重要である。
- (3) 教育活動全体を通じて行われる自立活動のための学習や総合的な学習の時間等に対応し、普通教室、特別教室、自立活動関係諸室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。
また、多様な学習活動に対応できる空間を複数確保すること、又は教室等を一体的に若しくは分割して使用することのできる弾力的な空間として計画することが望ましい。
- (4) 図書室、視聴覚教室、コンピュータ教室等、問題解決的な学習等における幼児児童生徒の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、多目的教室等との機能的な連携に配慮した配置とすることが重要である。
- (5) 各教科等の発表、討議、レポート作成等の様々な言語活動に対応できるよう、普通教室、特別教室等と図書室、講義室、ゼミ室等の連携を考慮して配置を計画することが重要である。
- (6) 各室・空間は、多様な移動方法と各種の補助用具の利用を考慮し必要な規模を確保することが重要である。

2 普通教室等

- (1) 日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画することが重要である。
- (2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の位置付けに留意しつつ、同一階又は同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとめを確保できるよう模様替えやゾーニングの再編が可能な計画とすることが望ましい。
- なお、複数の部又は障害に対応した施設とする場合は、同一の部又は障害の普通教室について、同一階又は同一区画にまとめて計画することも有効である。
- (3) 教科教室型の運営の場合、教室と、教材・教具の作成・収納空間、各教科の教員コーナー等をまとめて配置することが重要である。
- (4) 多様な学習形態に柔軟に対応できるよう普通教室及びその周辺部分を構成することが重要である。

情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、普通教室に近接して落ち着きを取り戻すための小空間を計画することも有効である。

なお、個別指導等のための小規模の室を設ける場合は、安全性に十分配慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：障害の状態や特性等により病室等で学習を行う場合は、医療業務や他の入院患者の生活等に支障のないよう留意しつつ、学習に必要な教材・教具、教育機器、家具等の導入が可能な学習空間が確保されることが望ましい。

- (5) 小学部の低学年児童の普通教室は、中・高学年の学習・生活空間と区分し、低学年児童のための他の学習・生活空間とまとめて計画することも有効である。また、多目的教室、屋外の作業テラス等の空間と連携できるように計画することが望ましい。

- (6) 幼稚部の保育室は、遊戯室その他の保育空間やテラス・園庭との連携を十分検討し、適切な規模・構成を持つ空間とすることが重要である。また、保育室相互のつながりや保護者の動線にも留意し、特に、3歳児の保育室は、教職員室からの見通しが良く、近い位置に配置することが重要である。
- (7) 幼稚部の保育室、小学部の低学年及び日常生活に配慮を要する児童生徒の普通教室については、衛生面に留意しつつ、便所、シャワー室、更衣スペース等と一体的に又は隣接して計画することが望ましい。
- (8) 重度・重複障害のある幼児児童生徒の保育室又は普通教室は、障害の状態を踏まえた良好な環境を確保できる位置に、衛生面に留意しつつ、便所、シャワー室、更衣スペース等と一体的に又は隣接して計画することが重要である。
また、大型の教材・教具、遊具等を用いた多様な活動に対応できるよう十分な規模を確保することが重要である。さらに、医療的配慮から、保健室から近い位置に配置することが望ましい。
- (9) 幼児児童生徒の持ち物等を保管するロッカースペースは、各学級の保育室内や普通教室、又は保育室や普通教室に近接した位置で各学級の教室と対応するような位置に計画することが望ましい。
- (10) 教室から直接行くことのできるテラス、バルコニー等の空間を、安全管理面等に十分留意しつつ計画することも有効である。
- (11) 保護者の参観や授業への参加、幼児児童生徒の介助も考慮し、規模を計画することが望ましい。

3 多目的教室・プレイルーム等

- (1) 利用内容・方法、利用集団の規模等に応じ、保育室又は普通教室と一体的に又は隣接して計画したり、各部の中心的な位置にホール状に計画したりするなど、適切な位置、規模、構成等とするとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる多目的教室・プレイルームを計画することが望ましい。その際、地域の小・中学校等との交流及び共同学習や、地域住民等と活動を共にする機会等において使用できるよう位置、規模、構成等を計画することも有効である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合、多目的に利用できる空間を病院等に近い位置に計画することも有効である。
- (2) 保育室又は普通教室と連続して多目的教室・プレイルームを計画する場合は、幼児児童生徒の日常の保育室又は普通教室への出入りの動線に留意し、十分な規模の空間を計画することが重要である。
- (3) ホール状の多目的教室・プレイルームを計画する場合は、利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保し、保育室又は普通教室から利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (4) 幼稚部の遊戯室は、保育室との連携や降雨、降雪時等の園庭との機能代替性を十分検討し、適切な規模、位置等を計画することが重要である。
また、幼児等の発表や観覧、保護者等の交流や学習活動などに必要な設備等を設置する空間を計画することが望ましい。
- (5) 学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとしての機能を持たせることも有効である。なお、このような空間を教科の特別教室のまとまりの中に計画すること

も有効である。

- (6) 各種遊具や日常生活学習器具・機器等の配置により、日常的な自立活動等の指導の場としても利用できるよう計画することが望ましい。なお、このような空間を自立活動関係諸室のまとまりの中に計画することも有効である。
【知的障害に対応した施設】：特別教室等のまとまりの中に、図画工作、美術等における諸活動に活用できる多目的作業室として計画することも有効である。
- (7) 遊具を収納するスペースを確保することが重要である。
- (8) 多目的教室・プレイルームの音響及び多目的教室を介在した隣接教室間の音の伝搬等について配慮した計画とすることが望ましい。

4 特別教室・教科教室

- (1) 各部・各教科での利用、自立活動や日常生活学習での利用、又は複数の部での共同利用等を考慮し、必要な種類、規模等の空間を計画することが重要である。
複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を十分考慮し、必要な種類、規模等の空間を計画することが重要である。
- (2) 同一教科又は関連性の強い教科の特別教室、教科教室及びその準備室、附属室等は、相互の連携を図り、まとめて計画することが望ましい。
教科教室型の計画においてホームベースが設定されない場合は、学級・ホームルーム活動等を行う場として教科教室を割り当てることに留意し、教科教室の配置、構成等を計画することが望ましい。
- (3) 学校の規模、学習内容・形態等に加え、地域の小・中学校等の障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習や、地域住民の利用等を考慮し、特別教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することが重要である。
- (4) 特別教室・教科教室内外又は隣接して準備室・コーナーを設けることが望ましい。
- (5) 普通教室等からの移動や、特別教室・教科教室相互間の移動を行いやすいよう計画することが重要である。
- (6) 学習内容に応じ、屋外学習施設と容易に行き来できる配置とすることが重要である。
- (7) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の学習空間への影響に留意して配置することが重要である。
- (8) 各教科における多様な形態の学習に弾力的に対応できるよう学習・メディアセンター等と連携させる計画も有効である。
- (9) 個別指導等のための室は、各部から利用しやすく、かつ、騒音等の影響を受けにくい位置に計画することが重要である。
【知的障害に対応した施設】：学習への集中を促すために、窓外からの刺激を制御することができるよう計画することが重要である。
- (10) 学校の規模や教育内容・教育方法等に応じて、複数の教科での共用も考慮し、また、使用率の低い室が可能な限り生じないよう、空間の機能を集約し多目的に利用することのできる空間として計画することが望ましい。

5 作業学習関係諸室：【知的障害に対応した施設】

- (1) 中学部又は高等部などの学部や作業種目ごとに、指導内容、指導方法、指導時数などを踏まえ、屋外の作業スペースとの関連にも留意しつつ、作業学習のための空間を適切

な位置、規模で計画することが重要である。その際、地域住民の利用等も考慮し、位置等を計画することも有効である。

- (2) 作業学習のための空間をまとめたブロック又は独立した作業棟として計画することが望ましい。その際、生徒の障害の状態や特性等に応じて円滑に作業室へ移動できるように位置関係に留意することが重要である。
- (3) 各作業室は、一人一人の作業空間、移動のためのスペース、搬出入及び運搬のスペースを十分に確保することが重要である。
- (4) 作業室又は作業場（農場等を含む）、作業準備室、倉庫などを計画する際には、社会の変化や時代の進展等を踏まえつつ、農業、工業、家政・家庭、流通・サービス、福祉など作業種目の特性に加え、生徒の障害の状態や特性、生徒数、指導計画等に応じ、それぞれ必要な規模及び相互の位置関係に留意して計画することが重要である。

6 自立活動関係諸室

(1) 視覚障害に対応した自立活動関係諸室

- ① 各部の利用状況等に応じ、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、視機能を評価するための室や感覚機能等に関する指導のための諸室をまとめりを持たせて計画することが重要である。
- ② 感覚機能に関する指導のための室は、幼児児童生徒の心身の発達状況等を考慮して適切に区分し、教材・機器等の設置・収納等に応じた適切な規模で計画することが重要である。
- ③ 日常生活技能に関する指導等で利用できる実習のための空間を計画することも有効である。

(2) 聴覚障害に対応した自立活動関係諸室

- ① 各部の利用状況等に応じ、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、聴力検査室を中心とし言語指導の室、聴覚学習室等の自立活動関係諸室をまとめりを持たせて計画することが重要である。
- ② 聴力検査のための室は、幼児児童生徒の心身の発達状況等を考慮して適切に区分し、教材・機器等の設置・収納等に応じた適切な規模で計画することが重要である。
- ③ 日常生活技能に関する指導等で利用できる実習のための空間を計画することも有効である。
- ④ 幼稚部等において、家庭環境を模擬した室・空間等を計画することも有効である。

(3) 知的障害に対応した自立活動関係諸室

- ① 各部の利用状況等に応じ、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、各種の教材や教育機器等を用いた多様な指導の実施に対応できる適切な規模で計画することが重要である。なお、心身の発達状況等を考慮し、部ごとに計画することも有効である。
- ② コミュニケーションに関する指導及び知能検査等のための室は、騒音等の影響を受けにくい位置に計画することが重要である。特に、窓外からの刺激を制御することができるようになることが重要である。
- ③ 身体の動きに関する指導のための室・空間は、利用集団の規模に応じ、十分な規模で計画することが重要である。また、屋外での体育的活動の実施を考慮し、屋外の活

動空間と容易に連携できる配置とすることが望ましい。

- ④ 水中の身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導及び指導前後の更衣等の諸行為を円滑に実施できるような規模で計画することが重要である。

(4) 肢体不自由に対応した自立活動関係諸室

- ① 各部の利用状況等に応じ、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、各種の教材や日常生活学習機器等を用いた多様な指導の実施に対応できる適切な規模で計画することが重要である。なお、心身の発達状況等を考慮し、部ごとに計画することも有効である。
- ② 身体の動きに関する指導のための室・空間は、利用集団の規模に応じ、十分な規模で計画することが重要である。また、屋外での体育的活動の実施を考慮し、屋外の活動空間と容易に連携できる配置とすることが望ましい。
- ③ コミュニケーションに関する指導のための室は、騒音等の影響を受けにくい位置に計画することが重要である。また、各種の支援機器の活用ができるような機器の設置や収納、使用を考慮して計画することが重要である。
- ④ 水中の身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導及び指導前後の更衣等の諸行為を円滑に実施できるような規模で計画することが重要である。
- ⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、打合せに活用できる空間を計画することが望ましい。

(5) 病弱に対応した自立活動関係諸室

- ① 各部の利用状況等に応じ、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、各種の教材や教育機器等を用いた多様な指導の実施に対応できる適切な規模で計画することが重要である。なお、病気の種類や程度、発達状況等を考慮し、部ごとに計画することも有効である。
- ② 心理的な安定や身体の動きに関する指導のための室・空間は、利用集団の規模や病気の種類等に応じ、十分な規模で計画することが重要である。また、屋外での体育的活動の実施を考慮し、屋外の活動空間と容易に連携できる配置とすることが望ましい。
- ③ コミュニケーションに関する指導のための室は、騒音等の影響を受けにくい位置に計画することが重要である。また、各種の支援機器の活用ができるような機器の設置や収納、使用を考慮して計画することが重要である。
- ④ 水中の身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導や指導前後の更衣等の諸行為を円滑に実施できるような規模で計画することが重要である。
- ⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、打合せに活用できる空間を計画することが望ましい。

7 専門教育関係教室

- (1) 高等学校に準ずる専門教科・科目を履修するために必要な規模、構成等による専門教育関係教室を計画することが重要である。
- (2) 高等部における専門教科・科目のための実験・実習室等は、実験・実習の流れに応じた各室・空間の連続性、必要な規模の講義室、多目的スペース、準備室、資料室、ゼミ室、教員研究室その他の附属室等との位置関係に留意して計画することが重要である。
- (3) 教科内容に応じ、屋外の活動空間との連携可能な配置とすることが重要である。

- (4) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気、排気ガス等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないように留意して配置することが重要である。
- (5) 実習や課題研究等により制作された作品や専門教育に必要な模型、標本等の教材を展示・収納する空間を計画することが望ましい。
- (6) 学校の規模、学習内容・形態に加え、地域住民の利用等も考慮し、専門教育関係教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。
- (7) このほか、各障害における専門学科を設置する場合は、以下の点についても留意することが重要である。
 - 【視覚障害、聴覚障害又は知的障害に対応した施設】：各障害に関わる専門学科における各教科・科目に対応し、専門性の高い実習等に対応できる規模、構成等による専門教育関係教室を計画することが重要である。
 - 【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：理療、理美容、歯科技工、調理等の資格・養成に関わる実習における外来者の出入口、待合い等のスペースは、外部からの連絡がよく、実習室に近接した位置に計画することが望ましい。
 - 【知的障害に対応した施設】：知的障害の専攻科に関わる専門教育関係教室は、作業学習関係諸室との関係を考慮して計画することが望ましい。
- (8) 専門教育関係の講師等の控室は、各教科の準備室等との位置関係等を考慮して計画することが重要である。

8 共通学習空間

- (1) 各部の利用内容に応じ必要な規模を計画するとともに、各教科等における多様な学習内容等に対応できるよう、多目的教室・プレイルーム、特別教室、教科教室、自立活動関係諸室又は専門教育関係教室との機能的な連携を考慮して計画することが重要である。
- (2) 図書室等は、利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、各部の利用状況等も考慮しつつ、普通教室等から利用しやすい位置に配置することが重要である。その際、安全面に留意しつつ、必要に応じ、休日の幼児児童生徒の利用や、地域の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習における利用、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮することが望ましい。

また、高等部においては、職業の専門教育に関する図書等の書架やコンピュータの活用のためのスペースを計画することが重要である。
- (3) 図書室内にグループ学習で利用できる室・空間を計画することも有効である。
- (4) 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、各々の幼児児童生徒が相互利用しやすい位置に共通学習空間を配置することが重要である。
- (5) 共通学習空間を相互に隣接若しくは近接させて配置し、又は、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア等各種の教材・教具、設備等を集約し、各教科又は各部等に対応した多様な学習や自主的な学習などに多目的に利用できる学習センターとして計画することも有効である。
- (6) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア等を身近な場に分散配置することも有効である。なお、その場合、各共通学習諸室との役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。
- (7) 学習・研究成果の発表や展示のできる空間を計画することも有効である。

9 その他の学習関係諸室

(1) 教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室

- ① 各部の幼児児童生徒の実態等に応じ、教育相談、生徒指導、進路相談、履修指導等に必要な室・空間を計画することが重要である。
- ② 教育相談、生徒指導、進路相談、履修指導等に必要な面談室、資料室等は、幼児児童生徒が安心して利用でき、静かで落ち着いて相談等を行うことのできる位置とするなど配置に十分留意して計画することが重要である。
その際、それぞれの機能の分担や室・空間の位置関係を十分検討することが重要である。
- ③ 進路相談のための室・空間は、生徒による資料の閲覧や複写、来訪者との応対等に留意し、必要な規模で計画することが重要である。
- ④ 障害のある幼児児童生徒やその保護者等に対する早期からの指導や相談等のための室・空間を、自立活動関係諸室との連携にも配慮しつつ計画することが望ましい。
- ⑤ 諸検査等のための室・空間を、各部から利用しやすくかつ騒音等の影響を受けにくい位置に計画することが重要である。

(2) 特別活動室

児童会・生徒会活動等のための特別活動室は、他の室・空間との役割分担を明確にしつつ、多様な活動に応じ、必要となる空間を活動に適した規模で計画することが重要である。

(3) 放送室

- ① 教職員だけでなく幼児児童生徒による放送活動にも便利な位置に計画することが望ましい。また、健康安全・体育的行事等における利用も考慮し、運動場等を見渡すことができるよう計画することも有効である。
- ② 放送に関する教材作成等の機能を備えた教材・教具空間や視聴覚教室と連携できるように計画することも有効である。

(4) 教材・教具等の作成・収納空間

- ① 各特別教室、教科教室等の準備室との役割分担に留意しつつ、教材・教具の種類、数量等に応じ必要な規模のものを、これらの教材・教具を利用する室・空間との連絡のよい位置に計画することが重要である。
- ② 視聴覚教材や大型遊具、遊具製作材料等の収納に十分な規模の空間を計画することが重要である。
- ③ 教材・教具等の作成の機能を備え、図書室、視聴覚教室、学習センター等と連携した空間として計画することも有効である。
- ④ 大型の教材・教具の作成、補助用具の調整等のための作業空間を計画することが重要である。
- ⑤ 教材などの複写、印刷等を行う専用のスペースを学習関係諸室のまとまりの中にコーナーとして配置することも有効である。

(5) 自習スペース

各部の利用状況等に応じ、共通学習諸室の中に児童生徒の自習のためのスペース・コーナーを計画することも有効である。

1.0 講義室等

(1) 講義室を計画する場合は、利用形態に応じ必要な規模を、関連する他の室・空間との連絡に留意しつつ、適切な位置に計画するとともに、学習集団の規模の変化に柔軟に対応できる計画とすることが重要である。

なお、必要に応じ、教員用の実験スペースを備えた講義室を計画することも有効である。

(2) ゼミ室を計画する場合は、利用形態に応じ、特に少人数教育のニーズの増大に留意し、必要な規模のものを、普通教室、特別教室・教科教室、実験・実習室等との連絡のよい位置に計画することが望ましい。

なお、情報化などに対応した特色のあるゼミ室を計画することも有効である。

1.1 日常生活学習関係教室

(1) 和室、浴室、調理室、便所等の日常生活に関する学習のための室・空間を設ける場合は、まとまりを持たせて計画することが望ましい。

(2) 類似の機能を有する室・空間との役割分担や連携に留意して計画することも有効である。

(3) 他校の児童生徒や地域住民との学習・文化活動、交流を推進するという観点から計画することも有効である。

第3 屋内運動施設

1 共通事項

(1) 保健体育（小学部は「体育」。以下同じ。）、健康安全・体育的行事、クラブ活動、部活動、学校開放等における各種の運動を支障なく行うことができるよう必要な規模で計画することが重要である。また、避難所等としての利用に配慮した計画とすることが重要である。

(2) 幼児児童生徒の移動や他の学習空間へ及ぼす騒音等の影響、運動施設相互の連携等に配慮し、適切な位置に計画することが重要である。

特に、教科教室型の運営の場合は、保健体育の学習に対応する屋内運動場、武道場、保健体育教室や、教材・教具の作成・収納空間、教員コーナー等をまとめて配置することも有効である。

(3) チーム練習の計画やゲームの作戦等について話し合えるよう、屋内運動施設と一緒にミーティング室等を計画することも有効である。

(4) 学校開放時における利用にも積極的に対応できるよう、出入口や便所、更衣室等の附属施設等を含め、空間の構成、配置、規模等を計画することが望ましい。

(5) 複数の障害に対応した施設とする場合は、屋内運動施設の相互利用・共同利用に配慮しつつ、動線を含め体育的活動に必要な環境を確保できるよう数、規模及び配置を適切に計画することが重要である。

(6) 保健体育教員研究室を設ける場合は、必要な規模のものを、屋内外の運動施設を管理しやすい位置に計画することが望ましい。

2 屋内運動場

第3章 平面計画

- (1) 学級又は学年の枠を超えた学習グループの編成、クラブ活動又は部活動の種類・数、補助用具等を利用した幼児児童生徒の特殊な活動内容や多様な器具・設備等の設置等に留意し、必要な規模のものを適切な位置に計画することが重要である。
- 【聴覚障害に対応した施設】：屋内運動場における発声・発語の学習後のうがいのための水飲み、手洗い等の施設を附属して計画することが望ましい。
- (2) 通風、換気及び採光を十分確保するとともに、室温に配慮して計画することが重要である。
- (3) 気候的条件、学校規模、各部の体育的活動の状況等に応じ、相互の連携に配慮しつつ、複数の屋内運動場を計画することも有効である。
- (4) 更衣室、便所、運動器具庫等の附属施設と一体的に計画することが重要である。
- (5) 儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を考慮し、ステージ、控え室等の空間の構成、配置、規模等を計画することが重要である。
なお、文化活動の場として講堂や音楽ホール等の専用の空間を別に計画し、屋内運動場に備える運動のための機能を高めることも有効である。
- (6) 各種トレーニング器具をまとめて配置したトレーニングルームやダンススタジオを計画することも有効である。
- (7) 津波等災害時に、屋内運動場を避難所等として利用するために、上層階に計画することも有効である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。

3 武道場

- (1) 武道場を計画する場合は、利用内容等に応じ、柔道、剣道等の武道を行う専用の施設として計画することが望ましい。
- (2) 練習中の発声や振動等による校舎等への影響や通風の確保等に十分留意して計画することが重要である。
- (3) 更衣室、便所、防具庫等の附属施設を一体的に計画することが望ましい。

4 屋内プール

- (1) 利用内容に応じ、必要な規模で計画することが重要である。また、自立活動での利用を考慮して計画することが望ましい。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プール周辺における補助用具を使用しての移動や這っての移動等を考慮して計画することが重要である。
- (2) 幼児や小学部低学年児童の体格、活動の内容等を考慮し、形状等を工夫したプールを計画することが望ましい。
- (3) 自立活動での利用など日常的な利用を考慮し、維持管理等に十分留意しつつ、温水プールとして計画することが望ましい。なお、温水化しない場合には、適切に保温できるよう室内の暖房にも配慮しつつ、日照や採光を十分確保できる位置に計画することが重要である。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールの水温を調節できるような仕様のものとすることが望ましい。
- (4) 湿気等を防止するため、通風及び換気を十分確保できる位置に計画することが重要である。

(5) 更衣室、便所及びシャワー室等の附属施設と一体的に計画することが重要である。

第4 動線空間

1 共通事項

(1) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮し、安全かつ円滑な移動を可能とするよう
にバリアフリー化を図りつつ、規模、配置等を計画することが重要である。できる限り
単純かつ明瞭な構成とすることが重要である。また、障害の状態や特性等を考慮し、出
会い頭、すれ違う際などの衝突防止に配慮するとともに、指導の場としても有効となる
ように計画することが望ましい。

【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：誘導設備等の設置を考慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒一人一人の多様な移動方法や移動能力等に応じて
計画することが重要である。

(2) 日常の動線と避難動線との関連に十分留意して計画することが重要である。

2 昇降口、玄関等

(1) 始業時、終業時等における利用人数等に留意しつつ、校舎の規模に応じ適切に配置す
るとともに、十分な規模の昇降口を計画することが重要である。また、複数の障害に対
応した施設とする場合には、相互の交流に留意しつつも、各々の日常的な動線が交錯し
ないよう計画することが重要である。

学校開放用の昇降口については、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に、
利用人数に応じた規模を計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：白杖を使用しての出入りに留意しつつ計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：補助用具を使用しての出入りに留意して計画することが重要で
ある。また、昇降口の近傍に、動線に留意しつつ、利用状況等に応じた、適切な規
模の車いすの置き場や補助用具等の洗浄施設等を計画することも有効である。

(2) 建物に入りしやすいよう、わかりやすい位置に昇降口、玄関及び受付の配置を計画す
ることが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の
配置にも考慮して計画することが重要である。

(3) 校舎内の幼児児童生徒の学習・生活の中心となる空間と連絡がよく、校門及び屋外運動場との間において、上履きと下履きの動線が交差することなく、校舎等の周囲を迂回
せず円滑に行き来できる位置に計画することが重要である。

【病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合、病院等との往来の際の出入口は、病室及び保
育室又は普通教室との連絡の良い位置に計画することが重要である。

(4) 気候的特性に留意して、位置及び入りの向きを計画することが重要である。

(5) 情報伝達又は展示・掲示の場としても利用できるような入口ホール等の空間と一体的
に計画することも有効である。

(6) スクールバスの発着場は、スクールバスの発着、補助用具を使用した幼児児童生徒の
乗降等が安全かつ円滑に行えるような規模のものを、校舎内等への排気ガスの侵入防止
等に配慮しつつ、校舎への出入口との連絡のよい位置に計画することが重要である。

【肢体不自由に対応した施設】：特に、幼稚部又は小学部低学年は、保育室又は普通教室との位置関
係に十分配慮することが重要である。

(7) 昇降口の前面に降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮した空間を確保することが

第3章 平面計画

重要である。

3 廊下、階段等

(1) 廊下、階段等は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。また、廊下、スロープ等は、多様な移動方法に十分留意して計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：校舎内における位置認知の起点としての機能を持たせるように階段の位置等を計画することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：廊下、階段等には、動線に留意しつつ、利用しやすい位置に、適切な規模の車いす等の置き場を計画することも有効である。また、病院等に併置する場合、病院等との往来のための通路は、上屋の設置や車いす等での移動等を考慮した規模を確保することが望ましい。

(2) 階段には、十分な広さの階段ホールや踊り場等の空間を、非常時の避難にも配慮しつつ計画することが重要である。

(3) 幼児児童生徒の休憩、交流等の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮して、規模、空間構成等を計画することも有効である。

(4) エレベーター等は、利用目的に応じ必要な位置に階段との位置関係に留意して計画することが重要である。

スロープについては、安全な斜度、十分な幅、始終点前面及び踊り場の余裕等を確保できるように、規模、配置等を計画することが重要である。

エレベーターについては、その輸送能力、利用状況等に応じ、必要な規模のエレベーターホール等の空間を計画することが重要である。

第5 生活・交流空間

1 共通事項

(1) 学習関係諸室等との間の移動を行いやすい位置に、ゆとりのある空間を構成できる規模で計画することが望ましい。

複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、幼児児童生徒が相互利用しやすい位置に、共有する生活・交流空間を配置することが重要である。

(2) 地域の小・中学校等との交流及び共同学習や学校開放等を考慮し、他校の幼児児童生徒や地域住民等も利用しやすい位置に計画することが望ましい。

2 ロビー・ラウンジ等

(1) 短い休み時間にも幼児児童生徒が気軽に休憩、交流、談話等に利用することができるよう、ラウンジやアルコープ等を幼児児童生徒の日常動線上の各所に分散して配置することが望ましい。

(2) 類似した機能を有する屋外空間との連携を考慮して計画することも有効である。

(3) ロビー・ラウンジの内部に、美術・工芸の作品の展示や情報の提示等のための空間を計画することも有効である。

(4) 保護者や地域住民との連携を進めるため、休憩・談話等のための空間としての利用を考慮して、規模、空間構成等を計画することも有効である。

3 食堂・ランチルーム

- (1) 食堂・ランチルームは、利用状況等を考慮して適切な規模を計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすやストレッチャーを使用しての食事、抱かれての食事、特殊な補助用具を付けての食事等多様な形態を考慮して、規模等を計画することが重要である。
- (2) 食堂・ランチルームは、校舎内各所から利用しやすい位置に、良好な環境にも配慮しつつ、調理室や配膳室との位置関係に留意して計画することが重要である。
なお、寄宿舎を設ける場合には、寄宿舎の食堂との関連に十分留意して計画することが重要である。
- (3) 家庭教室の調理に係る実習のための空間と連携させて配置することも有効である。
- (4) 健康状態の維持・改善等に関する自立活動や日常生活学習の指導を行うためのスペースとして、自立活動関係諸室や日常生活学習関係諸室と関連づけて計画することも有効である。
- (5) 食事指導の方針等に応じ、食事のための空間を普通教室廻り等へ分散配置することも有効である。その際、適切な食事環境を構成できるように計画することが重要である。
- (6) 売店を設ける場合は、扱う物品の内容に応じ、児童生徒の生活空間や食堂等との連絡に留意して計画することが重要である。また、自動販売機を設置する場合は、物品の搬入、ごみの収集等に十分留意し、適切な位置に設置スペースを計画することが重要である。

4 調理室、配膳室等

- (1) 食堂・ランチルーム等の食事のための空間に近接させて計画することが重要である。
- (2) 騒音、異臭等により学習活動等に支障を及ぼすことなく、また、外部から車等の進入しやすい位置とすることが重要である。
- (3) 食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすい施設として計画することが重要である。
- (4) 調理室又は給食センター等から各階・各教室へ配膳する間の保管場所については、異物混入等を防ぐため、施錠等も含め計画することが重要である。

5 寄宿舎

- (1) 当該地域の気候風土や気候の季節的変化等も考慮し、良好な環境条件を確保できる方 位及び位置に設定することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の日常生活の自立を促す環境として、舎室、学習空間、生活・交流空間、 管理関係室、共通空間等を、適切に構成できるような規模で計画することが重要である。
- (3) 男女の別に配慮しつつ、個人の生活と集団生活のための空間、幼児児童生徒が利用す る空間と管理諸室との分離と連携が適切に保たれるように計画することが重要である。
- (4) 収容人数等の規模に応じ、舎室部分を複数のブロックに分割する計画も有効である。
- (5) 舎室は、利用する幼児児童生徒の障害の状態や特性、利用人数等に応じた規模のもの を、良好な日照、採光、通風等を得られる位置に配置することが重要である。なお、複 数人で一室とする場合は、発達の段階等に応じ個人的な利用のできるスペースを適宜計 画することが望ましい。
- (6) 明瞭で規模に応じた動線を設定することが重要である。特に、避難階以外の階に舎室

第3章 平面計画

を計画する場合は、避難用スロープなどを設置することが望ましい。

- (7) 休養室は、舎監室や職員室等の管理諸室に隣接して設けることが望ましい。
- (8) 共用施設は、寄宿生が日常的に利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (9) 管理諸室は、出入口部分等への見渡しがよく、寄宿舎内各所への移動に便利な位置、各室相互の連携等を考慮し、まとまりのある空間として計画することが重要である。
- (10) 便所は、寄宿舎内の幼児児童生徒の分布の状況及び動線を考慮し、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。
- (11) 手洗い場等の生活用諸施設・設備のための空間は、寄宿舎内の必要な場所にまとまりのあるコーナーとして計画することが重要である。
- (12) 保護者宿泊室は、各舎室との連絡の良い位置に計画することが重要である。なお、一部の舎室を保護者の宿泊や面談に利用できるように計画することも有効である。
- (13) 浴室は、障害の状態や特性、指導者の介助等を考慮し、洗い場及び更衣スペースを十分確保できる規模のものを、利用しやすい位置に男女別に計画することが重要である。
- (14) 幼児児童生徒の自立的な生活態度等の養成を図るための日常生活学習等の場として、宿泊室、浴室、洗面所、便所、食堂、厨房等を備えたセミナーハウス的な施設を計画することも有効である。
- (15) 幼児児童生徒相互、教員と幼児児童生徒間の交流に加え、他校の幼児児童生徒や地域住民との学習・文化活動や交流の場として計画することも有効である。
- (16) 各々の障害に応じて施設を計画することが望ましい。複数の障害に対応する場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、施設設備の安全性及び機能性を十分に確保するとともに、各々の幼児児童生徒が利用しやすい位置に共用施設を計画することが重要である。

6 講堂・ホール等

- (1) 学習空間や他の生活・交流空間等との関連、幼児児童生徒及び教職員等の利用者が安全かつ円滑に移動できる動線の確保等に配慮して、位置等を計画することが望ましい。その際、地域の小・中学校等の幼児児童生徒や地域住民の利用を考慮し、外部からの動線に配慮することも有効である。
- (2) 講堂・ホール等の内部に、美術・工芸の作品を展示できる空間を計画することも有効である。
- (3) 儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等の場であるほか、地域の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習の場として、さらには、地域に開かれた学校という観点から地域住民の芸術・文化活動にも利用される場として、利用目的・利用人数等を考慮し、適切な規模及び付属施設を確保することが望ましい。

7 ホームベース

- (1) 教科教室型の運営の場合、必要に応じ、生徒の持ち物の保管、学級・ホームルーム活動、生徒への情報伝達、休憩や自学自習などの場となるホームベース機能をそれぞれのホームルームごとに計画することも有効である。その際、ラウンジ等他の室・空間との位置関係等を考慮することが重要である。
- (2) ホームベースを設ける場合は、生活集団に応じ必要な規模のものを各室・空間との間の移動を行いやすく、かつ、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できる位置に計画することが重要である。

- (3) 学習空間や他の生活・交流空間等との関連に留意するとともに、生徒と教員の交流の場にもなることに留意して計画することが重要である。

8 部室

- (1) 部室を計画する場合、管理・指導面に十分留意しつつ、活動を行う場との連絡のよい位置に、共同利用できるミーティング室、更衣室、用具収納庫、手・足洗い場等とともにまとまりをもたせて配置することが望ましい。
- (2) 部活動の内容等の変化に対応し間仕切りを変更できるような柔軟な空間として計画することも有効である。

第6 共通空間

1 便所

- (1) 幼児児童生徒の分布の状況、障害の状態や特性、動線を考慮し、幼児児童生徒が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。
- また、学校間の交流及び共同学習における他校の幼児児童生徒の利用や、学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用に配慮して便所を計画することも重要である。
- (2) 心身の発達状況や障害の状態、程度等を考慮し、衛生面に留意しつつ、保育室や、小学部低学年又は重度・重複障害のある児童生徒の普通教室に近接又は隣接した位置にも計画することが望ましい。
- (3) 教職員及び外来者用の便所は、障害者の利用にも配慮しつつ、幼児児童生徒用とは別に、適切な位置に男女別に計画することが重要である。その際、教員等は休み時間も幼児児童生徒と過ごすことを考慮し、これらを適切な位置に分散して計画することも有効である。

2 洗浄施設等

- (1) 浴槽、温水シャワー等の洗浄設備を設置する空間を、便所と関連させつつ、保育室及び普通教室から利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (2) 洗浄設備を設置する空間は、着替えのためのスペースの確保や、車いすでの利用等に配慮しつつ、利用状況等に応じ適切に規模を計画することが重要である。
- (3) 洗濯機や乾燥機等を設置する空間は、洗浄設備を設置する空間と関連させて計画することが重要である。

3 ロッカースペース

- (1) 各保育室又は普通教室の内部又は近接した位置にコーナーとして計画することが望ましい。
- (2) 教科教室型の運営の場合、全校の校内動線の中心的な位置に計画することが望ましい。
なお、ホームベースを設ける場合は、その区画の中に計画することも有効である。
- (3) 廊下に計画する場合は、安全に配慮し、ホームルームの教室と対応するように計画することが望ましい。

4 その他

第3章 平面計画

- (1) 手洗い場等の生活用諸施設・設備のための空間は、校内の必要な場所に計画することが重要である。
【病弱に対応した施設】：消毒するための設備や感染防止のための殺菌灯付きロッカー等を設置するスペースを適切な位置に計画することが重要である。
- (2) 足洗い場は、幼児児童生徒が利用する主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。
- (3) 幼児児童生徒更衣室は、利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。

第7 学校開放のための空間（保護者や地域住民等との連携協力の場）

1 共通事項

- (1) 学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場のほか、地域の小・中学校等との交流及び共同学習の場、PTA活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、又は総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場等として計画することが重要である。
- (2) 学校間連携又は学校開放の状況等に応じ、ミーティング室、管理室、ロッカー室、更衣室、器具庫、便所等の室種類を適切に設定し、必要な規模を計画することが望ましい。その際、通常の学校運営に十分配慮し、学校間連携又は地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、当該学校での利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮することが重要である。
- (3) 外部からの出入りに便利で、開放する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。
- (4) 開放する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等の連絡に留意しつつ、総合的に利用できる空間を計画することも有効である。
- (5) 地域住民等との連携協力の場は、作業学習関係諸室等の活用を考慮して計画することも有効である。
- (6) 地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。

第8 センター的機能関係諸室

1 共通事項

- (1) 地域の小・中学校等の教員への支援及び研修協力や、地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒への指導・支援、保護者等に対する相談対応・情報提供等を行うために必要な室については、来校する教員や幼児児童生徒、保護者等の動線が、在籍している幼児児童生徒の動線と交錯しないように専用の昇降口を設けて区分するなど、独立性を確保した空間の構成、配置等を計画することが重要である。
- (2) 他校から来校する幼児児童生徒や保護者等のための昇降口は、通級による指導等のための学習室や教育相談室等の関係諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数を踏まえた規模を計画することが重要である。
また、他校から来校する幼児児童生徒や保護者等が立ち寄りやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 関連する室・空間のまとまりに配慮して計画することが重要である。

2 研修室

地域の小・中学校等の教員への支援及び研修協力を行う場合は、既存の会議室等を有効に活用するという視点にも留意しつつ、障害への理解、対応又は指導方法等に関する研修及び連絡調整等を行うための室を計画することも有効である。

3 学習室等

- (1) 学習室は、利用する幼児児童生徒の障害の状態や特性、利用状況等を考慮して規模を確保するとともに、良好な日照、採光、通風等を得られる位置に配置することが重要である。
- (2) 障害の状態や特性等を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (3) 地域の小・中学校の児童生徒を対象とする通級による指導に対応した施設を計画する場合は、地域の小・中学校との連携に十分配慮しつつ、利用人数等を踏まえ、適切な数の個別学習室を計画するとともに、小集団による指導等の多様な学習形態に対応できる多目的教室・プレイルームを計画することが重要である。また、必要に応じて、検査室、観察室を計画することが望ましい。
- (4) 各障害に対応した学習室等を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。なお、特別支援学校の対象となる5つの障害以外の障害に対応する場合は、必要に応じて、小学校又は中学校施設整備指針の「通級による指導のための関係室」等の規定を参考することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：静寂さや十分な採光を確保できるよう計画することが重要である。

【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システム・補聴器の利用等に配慮し、可能な限り騒音や電波等の混信を避け得る位置に計画することが重要である。

また、口の形や顔面の筋肉の動き、手の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字、手話等を読みとりながら学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：衝突に対する安全性や落下の防止等に十分配慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いす等の使用や様々な補助用具等を使用しての利用に十分留意して、安全かつ円滑な移動が可能となるよう計画することが重要である。

4 相談室等

- (1) 相談室は、他校から来校する幼児児童生徒や保護者等が気軽に立ち寄ることができ、かつ、静かで落ち着いて相談等を行うことのできる位置とするなど配置に十分留意して計画することが重要である。
- (2) 乳幼児を含む早期教育相談等に対応した施設とする場合は、保育スペースをプレイルームとの連携にも配慮しつつ計画することが重要である。その際、相談室内又は相談室に近接して乳幼児のための授乳室・仮眠室等を計画することが望ましい。

5 共通空間

- (1) 送迎や相談のために来校している保護者のための控室を計画する場合は、センター的功能としての学習室、相談室等との連絡に配慮しつつ、外来用玄関との連絡の良い位置

に計画することが重要である。

- (2) センター的機能を統括する機能として管理関係室を計画する場合は、既存の管理関係室との関連を考慮して計画することが望ましい。
- (3) 便所は、他校から来校する幼児児童生徒や保護者等の利用状況及び動線を考慮し、利便性の高い位置に男女別に計画することが重要である。

第9 管理関係室

1 共通事項

- (1) 管理関係室は、部・教育課程の構成等に応じて室・空間の共用等に配慮しつつ、学習関係諸室等と行き来しやすい位置に、まとまりのある空間として計画することが重要である。
- (2) 複数の障害に対応した施設とする場合は、管理関係室間の相互利用・共同利用に配慮しつつ、動線を含めそれぞれの校務、教務等に必要な環境を確保できるように、数、規模及び配置を計画することが重要である。
- (3) 学校運営などの将来における変動等に対応できる弾力的な空間として計画することが重要である。
- (4) 必要に応じて、職員室や保健室等の一部又は隣接した位置に看護師のための室・空間を計画することが重要である。

2 教職員諸室

- (1) 学校規模に応じ、校務、教務等の執務内容や各種教材等の保管、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部の専門家のためのスペースを考慮し、必要な規模の空間を計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合は、病院等の関係者との日常的・定期的な打合せのための室・空間を確保することも有効である。
- (2) 教職員諸室は、相互の機能的な連携が確保できるような位置関係として計画することが重要である。
- (3) 執務、教材作成、会議、休憩、打合せ等のスペース・コーナーを移動間仕切りなどにより構成する計画とすることも有効である。
- (4) 職員室は、屋外運動場やアプローチ部分などへの見渡しがよく、校内各所への移動に便利で緊急時にも即応できる位置に計画することが重要である。
- (5) 普通教室周辺の位置に教員コーナー等を分散して配置することも有効である。なお、その場合、職員室との機能分担及び相互の連絡に留意して計画することが重要である。
- (6) 日常的な幼児児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、学習・生活空間等との配置や動線を考慮して計画することが重要である。
- (7) 事務室は、校長室、職員室、外来用玄関等と連絡のよい位置に計画することが重要である。なお、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。
- (8) 会議室は、室数の確保に留意しつつ、移動間仕切り等により、必要に応じ、空間を分割して利用できるような規模のものを計画することも有効である。また、必要に応じ、幼児児童生徒との面談、外来者の応対、学校開放等に対応できる会議室を設けることも有効である。

- (9) 主事室は、業務内容に応じ、校長室、事務室、サービスエリア等との連絡のよい位置に計画することが重要である。
- (10) このほか、各障害に対応した施設として、以下の点にも留意することが重要である。
 - 【視覚障害に対応した施設】：点字印刷のための室・スペースは、図書室等との連携を考慮しつつ、点訳や製本のためのスペースも含め適切な規模のものを計画することが重要である。
 - 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合は、病院等との連携の内容に応じ、病院等と学校との間で幼児児童生徒の引継ぎのためのスペースを適切な位置に計画することが望ましい。

3 保健室

- (1) 静かで、良好な日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保できる位置に計画することが重要である。
 - 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合は、病院等との日常的な連携を考慮し計画することが重要である。その際、病院等との往来のための出入口部分に計画することも有効である。
- (2) 特に屋内外の運動施設との連絡がよく、幼児児童生徒の出入りに便利な位置に計画することが重要である。また、必要に応じ、開放時の利用も考慮して計画することが望ましい。
- (3) 救急車両、レントゲン車両等が容易に近接できる位置に計画することが重要である。
- (4) 職員室等と連絡のよい位置に計画することが重要である。
- (5) 処置、検査、休養等に必要な空間や、保健室に付随した相談室及び医師等の控え室を適切に構成できる規模のものを、便所等の施設と一体的に配置することが望ましい。
- (6) 健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、幼児児童生徒のカウンセリングの場として、幼児児童生徒の日常の移動の中で目にふれやすく、立ち寄りやすい位置に計画することが重要である。

4 保護者等控え室

- (1) 保護者やボランティア等のための控え室を計画する場合は、学習関係諸室や管理関係諸室との連絡に配慮しつつ、外来用玄関との連絡の良い位置に計画することが重要である。特に、幼稚部や小学部の幼児児童、又は医療的ケアの必要な幼児児童生徒の保護者のための控え室は、保育室又は普通教室に隣接した観察室又は保護者コーナー等として計画することが望ましい。
- (2) スクールバスの運転手のための控え室は、管理関係諸室との連絡に配慮しつつ、スクールバスの発着場と連絡の良い位置に計画することが望ましい。

5 受付

防犯上の観点から、外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするために、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

6 倉庫、機械室等

第3章 平面計画

- (1) 倉庫は、収納・管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討して、必要となる空間を確保することが重要である。
- (2) 校内の清掃の方法等に応じ、掃除用具庫を適宜分散して計画することが望ましい。また、必要に応じ、施設・設備や庭園・緑地等の維持保全のための作業室を計画することも有効である。
- (3) 各倉庫は、収納・管理する物品等の使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。
- (4) 備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。
- (5) ごみ置き場は、分別収集に対応できる規模のものを、適切な位置に計画することが重要である。
- (6) 機械室や電気室等は、幼児児童生徒の学習・生活空間から離れ、サービスのための動線との接続のよい位置に計画することが望ましい。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

1 障害の状態や特性等に応じた機能的な計画

(1) 「個別の指導計画」等の実施に基づく多様な室・空間の利用や、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に柔軟に対応できる空間とすることが重要である。その際、「個別の指導計画」等の実施に当たり個人情報の保護の観点から情報管理に十分配慮できるよう計画することが重要である。

また、教員等が指導・介助のしやすい環境を構成できる面積、形状等とすることが重要である。

複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を十分考慮し、相互の交流に留意しつつも、相互の利用に支障のないよう面積、形状等を計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒が、室・空間内における自分の位置を容易に確認することができ、かつ、円滑に利用することができるよう、ロッカー等の家具、諸設備の配置に十分留意することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：様々な補助用具を使用しての活動や、肢体不自由児の臥位や座位での活動、病弱児の点滴を行なながらの活動等にふさわしく、かつ、教員等が介助しやすい空間を構成できるよう面積、形状等を計画することが重要である。

さらに、幼児児童生徒が可能な限り自力で自由に入退室できるよう出入口部分を計画することが重要である。

(2) 各室・空間の形状等は、用途の変更、間仕切りの移動等の模様替え、ゾーニングの再編等を容易に行うことのできる柔軟な計画とすることが重要である。その際、各種教材・教具等の収納のための家具等の設置が可能な形状等とすることが重要である。

(3) 視覚教材等の掲示・展示スペースを確保したり、室・空間の表示を工夫したりするなど学校全体の掲示・表示環境の向上に配慮することが重要である。

(4) 各室・空間の表示については、壁等の色彩に配慮したり、光やピクトグラム（絵文字）等を用いたりするなど室・空間の位置を認知しやすくすることが望ましい。

2 総合的な計画

(1) 幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、利用内容に応じた家具の導入計画に基づき、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。

(2) 視聴覚教育メディアやコンピュータ、各種補助用具、教材・教具等の導入及び利用の計画等を考慮し、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。

3 情報環境の充実

(1) 各室・空間において、障害の特性等に応じた情報保障を図るよう、また、学習活動に利用できるよう、コンピュータ等の情報機器の導入が可能な面積、形状等とすることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システムとともに、視覚的な情報保障のための校内LAN端末を設置し、情報をリアルタイムに提示するシステムを配置することができるよう

計画することが望ましい。

- (2) 各室・空間でのコンピュータ等の情報機器の活用を考慮し、情報用のアウトレットやコンセントを設けることが重要である。
- (3) 必要に応じて、机、機器等の配置に留意しつつ、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。

4 交流及び共同学習における施設の共同利用等を考慮した計画

- (1) 地域の小・中学校等の障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習に供する各室・空間は、来校する他校の幼児児童生徒との共同利用等を考慮した面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 交流及び共同学習に供する各室・空間は、利用する幼児児童生徒が、安全かつ円滑に利用できるよう計画することが重要である。

5 学校開放

- (1) 学校開放に供する各室・空間は、利用者、利用形態等を踏まえた面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 学校開放に供する各室・空間は、多様な利用者が、安全かつ円滑に利用できるよう計画することが重要である。

6 安全・防犯対策

- (1) 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うことが重要である。
- (3) 避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。

7 複合化・高層化への対応

- (1) 公共施設等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 都市化の進展等に伴い、やむを得ず学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し十分に配慮した計画とすることが重要である。

8 学校用家具

机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、高さや傾斜等の調整が可能なものや机面が広いものなど、障害の状態及び発達の段階や特性、多用な学習形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、幼児児童生徒の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の多様な移動方法を考慮し、高さ等の調節可能な机、棚などの家具を利用しやすいように設置できる計画とすることが望ましい。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(1) 個に応じた指導や多様な学習・生活集団の編成に柔軟に対応し、学習・生活内容にふさわしい環境を構成できるよう幼児児童生徒の体格等を十分考慮した面積、形状等とすることが重要である。その際、健康で快適かつ安全な環境を確保するとともに、幼児児童生徒の学習への集中を高めるために光、熱、音等の環境づくりに配慮した計画とすることが重要である。

情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、十分な安全性を確保するとともに、外部からの刺激が少なく落ち着いた環境を確保した計画とすることが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：グループ学習など集団学習で利用する室・空間は、相手の口元や表情が見やすいよう机等を配列できるように計画することが重要である。

(2) 各室・空間は、学習や指導等に必要な教材・教具、機器、設備等に加え、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ必要となる生活上の諸行為のための機器、設備等を、機能的に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

【病弱に対応した施設】：休息するための家具等を設置するスペースを計画することが重要である。

(3) 特別教室・教科教室等は、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらの教科に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

(4) 各室・空間は、学習等に利用する教材・教具、各資料、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ必要となる物品等の種類及び量に応じた十分な収納スペースを、空間内又は隣接して計画することが重要である。

(5) 特別教室・教科教室、自立活動関係教室に付設される準備室は、実験・実習等の準備、教材作成、教材研究等教科に係る教員の執務及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

(6) 特別教室・教科教室等は、幼児児童生徒の主体的な学習を支援するとともに、必要に応じ、部活動、地域の小・中学校等との交流及び共同学習、学校開放などにおける利用を考慮して、地域住民等の多様な学習需要に対応できるような面積、形状等とすることが望ましい。

(7) 自閉症等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」※に配慮して計画することが望ましい。

※いわゆる「教室の構造化」：本指針においていわゆる「教室の構造化」とは、「自閉症等の障害を併せ有する幼児児童生徒が見通しを持って円滑に活動するため、家具等により仕切りを設けたり、色分けをしたりすることにより、空間ごとに役割を持たせること」とする。

(8) 幼児児童生徒が自然環境に親しみやすくするため、周辺環境となじむ形態を取り入れ、温かみのある雰囲気を計画することも有効である。

2 普通教室

(1) 多様な学習形態に対応し、机その他の家具、教材・教具、学習機器・設備などの配置や、各種教材・教具等の収納のための家具等の設置が可能な面積、形状等とすることが重要である。

- (2) 十分な面積の掲示板を設けることが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の持ち物を収納するための家具を、収納動作のための空間とともに、教室周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。
- (4) 観察台、展示台等を、幼児児童生徒の活動空間とともに窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛けとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。
- (5) 幼稚部の保育室は、多様な保育の内容や方法に対応することができるとともに、園具、遊具等を弾力的に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 小学部の普通教室は、水栓、流しなどの設備を設置することができる空間を計画することが望ましい。
言語障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、主たる障害の特性に配慮しつつ、正しい構音の練習を利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を、動作空間とともに教室の周辺部に計画することが重要である。
【聽覚障害に対応した施設】：発音・発語の練習を利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を、動作空間とともに教室の周辺部に計画することが重要である。
- (7) 小学部低学年用の普通教室は、生活、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。
【知的障害に対応した施設】：中学部及び高等部の普通教室は、生活単元学習等の各教科等を合わせた指導が行われることを考慮して計画することが望ましい。
- (8) 教科教室型の運営の場合においてホームベース等の生徒の生活空間を計画するときは、持ち物、学級の備品等を収納し、保管することのできる家具を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (9) 情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、普通教室に近接して落ち着きを取り戻すための小空間を設ける場合は、安全性を確保するとともに、遮音性等に配慮することが重要である。

3 多目的教室・プレイルーム等

- (1) 学習内容・形態・発達の段階等に応じ様々なコーナーを形成したり、各種の机、家具や教材・教具、遊具等を弾力的に配列し、収納したりできるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 多様な学習内容・形態に対応するとともに、教育活動全体を通じた自立活動や総合的な学習活動の場として、個に応じた指導に加え、少人数指導による学習、グループ学習等にも対応できる計画とすることが重要である。その際、安心して体を自由に動かせるゆとりのある面積、形状等とすることが望ましい。
また、移動間仕切り等により分割することのできる計画とすることも有効である。
- (3) 幼稚部及び小学部の遊戯室、プレイルーム等は、活動の内容や方法等に応じ、各種の園具、遊具等の配置を換えたり、様々なコーナーを形成できるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 全校又は教科等の学習・メディアセンターを計画する場合は、利用人数や利用内容等に応じ、各種教材・教具等の配置及び収納空間、個別学習、グループ学習等のための学

習空間を確保することのできる面積、形状等とすることが望ましい。

また、簡単な観察、実験等が可能となるような水栓、流し等を設置することのできる空間を計画することも有効である。

4 理科関係教室

- (1) 実験用机や観察・実験等に必要となる各種設備について、学習集団の数、規模、指導方法等に応じ適切に配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。その際、実験に必要な機能を満たす実験用机の大きさ等について配慮することが重要である。
- (2) 教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机を児童生徒から見やすい位置や高さに設置するよう計画することが望ましい。
- (3) 教員及び児童生徒の実験用机においてコンピュータ等の情報機器が利用できるよう、情報用のアウトレットやコンセントを計画することが望ましい。
- (4) 映像を利用した実験の指導等を考慮し、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について検討することが望ましい。
- (5) 教育機器の提示・設置スペースや収納スペースを適切に確保できるような面積、形状等とすることが重要である。また、観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための空間を計画することが重要である。
- (6) 実験机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を設置するコーナー等と組合せて配置する計画も有効である。
- (7) 観察、飼育・栽培等のためのコーナー等の空間を日照の得られる室内外の適切な位置に計画することが望ましい。
- (8) 薬品を安全に収納し管理することのできる空間を準備室内に設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。
- (9) 2室を計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、分野別に分化させて計画することも有効である。
- (10) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗眼装置等を設置することも有効である。

5 生活科のための施設

- (1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の全ての施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。
- (2) 生活科教室や生活科のために準備する教材・教具等を集約配備する室・スペースを、低学年の学習空間の周辺に、他の学習関係諸室や屋外教育環境施設との役割分担や連携を考慮しつつ、計画することが重要である。
【知的障害に対応した施設】：日常生活学習関係教室との関係を考慮して計画することが望ましい。
- (3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して施設環境を計画することが重要である。

6 音楽関係教室

- (1) 各部又は各障害の多様な学習内容・指導方法に対応できるよう適切な面積、形状等を計画することが重要である。

- (2) 学習の機能別に室・空間を分化させること、個別学習用の個人練習室、グループ練習室等を設けること、又は、複数の学習集団を同時に収容できる小音楽ホール等として計画することも有効である。
- 【視覚障害に対応した施設】：音楽科等においては、楽器別のレッスン室等を設けることも有効である。
- (3) 学習内容・使用楽器等の多様化や楽器の大きさなどを踏まえ、視聴覚教材・教育機器の設置及び保管のための空間や、幼児児童生徒が日常的に利用する楽譜・楽器等や各種教材・教具等の収納のための空間を利用のしやすさに配慮しつつ、計画することが重要である。
- (4) 遮音性、吸音性等を考慮しつつ、良好な音響的環境となるように空間の形状、構造等とすることが重要である。また、床の振動による音の伝達を行う場合には、床の振動性状や他の室・空間への影響等に留意した形状、構造等とすることが有効である。
- (5) 準備室内には、視聴覚機器の操作及び保管並びに音楽教室に収納できない多種類の楽器、小道具の収納等のための空間を設けることが重要である。
- (6) 幼児児童生徒による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設けることが望ましい。

7 図画工作・美術・工芸・書道関係教室

- (1) 小学部における図画工作のための教室、中学部・高等部の美術、又は高等部の工芸のための教室は、教育機器の活用に留意しつつ、表現活動の内容や児童生徒の作業動作、利用する用具等に応じた適切な仕様の机や諸設備等を活動しやすいように配置することが重要である。
- また、採光、照明に十分配慮した上で、美術・工芸作品の掲示・展示空間、材料、用具等の収納空間や流し等をコーナー等として設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ、平面的作業を行う空間と立体的作業を行う空間とに区分して計画することが望ましい。
- (3) 高等部の書道のための室・空間は、床面の利用にも配慮しつつ、適切な大きさの机等を活動しやすい間隔で配置することができ、かつ、作品の展示空間、用紙、用具等の収納空間や流し等を設置することができるような面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 工作用の機械等を児童生徒が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けた空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- 【知的障害に対応した施設】：児童生徒の実態等を考慮し、作業空間、運搬・移動のための空間、材料及び製作途中の作品の置き場等を計画する場合は、床面に各作業区域を表示することが有効である。
- (5) 準備室内に、揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管することができる空間を設けることが重要である。また、準備室内等に、制作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが望ましい。
- (6) 図画工作又は美術・工芸関係教室に直接出入りできる位置関係で、戸外に、流し等の設備を設けた作業空間を計画することが望ましい。
- (7) 製図室を設ける場合は、個別学習と教員の机間巡視に対応可能な机の配列とし、用紙

類その他の材料、用具等の収納、完成品等の保管、展示等のための家具等を設置することができる面積、形状等とすることが重要である。

8 家庭関係教室

- (1) 必要な机、台、設備、機器を、編成する集団の数及び人数並びに児童生徒の作業時の姿勢等に応じ、適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
【知的障害に対応した施設】：騒音や塵埃等に配慮しつつ、作業学習関係諸室との関連を考慮して計画することが望ましい。
- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を、室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (3) 食物に係る実習のための教室は、児童生徒の摂食機能の状態に留意しつつ、試食机を配置できる空間を計画することが望ましい。
- (4) 被服に係る実習のための教室は、手芸品の製作に必要な設備の設置及び作品の展示のための空間を計画し、また、必要に応じ、仮縫い、試着等を行うことのできる空間を計画することが望ましい。
- (5) 住空間に関する実験のためのコーナー等の空間及び電気機器の仕組みやコンピュータの操作等に関する学習のできる空間を計画することが望ましい。
- (6) 家庭関係実習、介護福祉や保育に関する実習のための空間は、実習内容に応じて多目的に利用できるように計画することが望ましい。
- (7) 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を、実習のための教室に隣接して、計画することが重要である。また、準備室内等に、必要に応じ、被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

9 技術関係教室

- (1) 中学部の技術関係教室は、学校規模や指導内容に応じ、木材加工、金属加工、機械、電気等についての学習活動の適切な組合せにより空間を区分して計画することが望ましい。
【知的障害に対応した施設】：中学部の「職業・家庭」の指導における利用を考慮して技術関係教室を計画することが望ましい。また、作業学習関係諸室との関連を考慮して計画することが望ましい。
- (2) 小規模校等において1室として計画する場合は、十分な面積的余裕を確保し、実習机の配列に留意しつつ、各種工作機械、工具等を利用する空間を十分に確保することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 生徒の作業時の姿勢等に応じた机等を活動しやすいように配置し、また、視聴覚教材や教育機器、日常的に使う工具及び材料、完成品等の保管、収納等のための家具等を利用しやすく設置することができる面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 各種工作機械等を、機械相互の距離、方向に留意し、また、安全に利用するための動作空間を確保しつつ、危険防止のための防護柵等で区分した空間にまとめて設置することができる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 塗装を伴う実習等における利用のため、教室から直接出入りすることができる位置に、流し等の設備を設けた戸外の作業空間を計画することが望ましい。
- (6) 準備室内に、危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を計画することが重要である。また、準備室内に、製作途中の作品等を一時的に保管することのできる

きる空間を計画することが望ましい。

10 作業学習関係諸室：【知的障害に対応した施設】

- (1) 作業学習関係諸室を計画する際には、社会の変化や時代の進展等を踏まえつつ、木工、金工、印刷、コンクリート作業、調理・食品加工、被服・縫製、クリーニング、農業関係、流通・サービス関係、福祉関係、軽作業などの作業種目ごとの指導内容及び指導計画等に応じて、それぞれの作業に必要な作業室（温室等を含む）、作業準備室、倉庫、材料置き場、給排水・給湯設備などを計画することが重要である。
- (2) 特に衛生面・安全面、換気等に留意し、十分な移動空間及び作業空間が確保できるような面積、形状等とするとともに、適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。
- (3) 機械等を安全に利用できるようにするために、危険防止の防護柵等で区分けした空間にまとめて設置できる面積、形状等とすることが重要である。また、機械等の電源は、集中的に管理できるようにするとともに、機械等の種類及び作業内容等を考慮し、適切な床仕上げとすることが重要である。
- (4) 作業及び機械等の使用に伴う振動、騒音及び塵埃等の発生を十分防止できるような計画とすることが重要である。
- (5) 室内に座学※のための空間、設備を計画することも有効である。

※座学：実験・実習以外の講義形式の授業等を意味する。

- (6) 作業学習における販売や接客、清掃等の多種多様な活動が実践的に行える室・空間を各分野の専門家等の助言を得ながら計画することも有効である。

11 自立活動関係諸室

(1) 視覚障害に対応した施設における自立活動関係教室等

- ① 感覚機能に関する指導のための室は、指導に必要な各種機器、机、いす等の家具などを適切に配置でき、標本や模型など各種資料、器具等を収納・管理するための十分な家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ② 視機能を評価するための室や視覚的な認知力に関する指導のための室は、評価や指導に必要な各種機器、机、いす等の家具などを適切に配置でき、各種資料、器具等を収納・管理するための十分な家具等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- ③ 点字などの言語指導のための室は、グループ指導及び個別指導に対応でき、指導に必要な資料等を収納・管理するための十分な家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ④ 日常生活技能に関する指導のための空間は、様々な補助用具の活用や指導者の動きなどに留意した面積、形状等とすることが重要である。

(2) 聴覚障害に対応した施設における自立活動関係教室等

- ① 聴力検査のための室は、検査に必要な各種機器、机、いす等の家具などを適切に配置でき、各種資料、器具等を収納・管理するための十分な収納家具等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。

- ② 言語指導のための室は、グループ指導及び個別指導に対応でき、指導に必要な支援機器や資料等を収納・管理するための十分な収納家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ③ 聴覚活用を促すための室は、指導に必要な各種機器、机、いす等の家具などを適切に配置でき、各種資料、器具等を収納・管理するための十分な収納家具等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- ④ 日常生活技能に関する指導のための空間は、様々な補助用具の活用や指導者の動きなどに留意した面積、形状等とすることが重要である。

(3) 知的障害に対応した施設における自立活動関係教室等

- ① コミュニケーションの学習等に関する指導のための室は、個別指導に対応でき、指導に必要な資料等を収納・管理するための十分な家具等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。特に、外部からの視覚的・聴覚的な刺激の防止に配慮した計画とすることが重要である。
- ② 身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導等に必要な各種機器、設備、遊具などを適切に配置したり、天井吊りとして設置でき、かつ、これらを収納・管理するための空間を計画できる面積、形状等とすることが重要である。
- ③ 水中での身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導者の指導・介助を行うスペースに留意しつつ、必要な規模の水槽や準備スペース、更衣スペース等を利用しやすいように配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ④ 行動観察のための室を設ける場合は、幼児児童生徒の実態を把握できるよう、自立活動関係諸室と一体的に計画することが望ましい。
- ⑤ 自閉症等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、空間ごとに役割を持たせる、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。

(4) 肢体不自由に対応した施設における自立活動関係教室等

- ① 身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導に必要な各種機器、設備、遊具などを適切に配置でき、かつ、これらを収納・管理するための十分な空間を計画できる面積、形状等とすることが重要である。
- ② コミュニケーションや認知学習に関する指導のための室は、個別指導に対応でき、指導に必要な支援機器や資料等を収納・管理するための十分な家具等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。特に、外部からの視覚的・聴覚的な刺激の防止に配慮した計画とすることが重要である。
- ③ 水中での身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導者の指導・介助を行うスペースに留意しつつ、必要な規模の水槽や準備スペース、更衣スペース等を利用しやすいように配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ④ 出入口部分は、車いすの乗降や補助用具の脱着等を円滑に行うことができる十分な面積、形状等とすることが重要である。

(5) 病弱に対応した施設における自立活動関係教室等

- ① 心理的な安定や身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導に必要な各種機器、設備、遊具などを適切に配置でき、かつ、これらを収納・管理するための十分な

空間を計画できる面積、形状等とすることが重要である。

- ② 健康の保持に関する指導のための室・空間は、病気の種類や程度に応じグループ指導及び個別指導に対応でき、指導に必要な支援機器や資料等を収納・管理するための十分な収納家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ③ 水中での身体の動きに関する指導のための室・空間は、指導者の指導・介助を行うスペースに留意しつつ、必要な規模の水槽や準備スペース、更衣スペース等を利用しやすいように配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- ④ 出入口部分は、車いすやストレッチャー等の乗降や補助用具の脱着等を円滑に行うことができる十分な面積、形状等とすることが重要である。

1.2 専門教育関係教室

- (1) 高等学校に準ずる専門教科・科目における実験・実習に必要な家具、工作機械、実験器具・装置等を配置でき、かつ、それらを安全に使用するための動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 実験・実習に必要な教材・教具や図面、図書等を収納するための家具、ディスプレイ装置、視聴覚機器を設置できる面積、形状等とすることが重要である。なお、必要に応じ、薬品を安全に保管できる空間を計画することが重要である。
- (3) 机、機器等の配置に留意しつつ二重床、床ピット等による配線、配管のための空間を計画することが望ましい。
- (4) 実験・実習等の内容に応じ、光、音、熱等に関する環境条件を確保できるように、空間の形状等に留意して計画することが重要である。
- (5) 廃液・排気ガス、粉塵等を発生する実験・実習室は、排水や換気を考慮した空間の形状や処理設備等の設置に留意して計画することが重要である。
- (6) 将来の学習方法等の進展や機器等の更新等に柔軟に対応できるように計画することが望ましい。
- (7) 室内に座学のための空間、設備を計画することも有効である。
- (8) このほか、各障害における専門学科を設置する場合は、以下の点についても留意することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：理療等の資格・養成に関わる学科における各教科・科目に対応する場合は、実習に必要な標本や実物模型等の各種資料等の展示・収納のための家具等を適切に配置でき、かつ、それらを安全に使用するための動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。また、外来者がマッサージ治療等を受けるために必要な面積、形状等も計画することが有効である。

【聽覚障害に対応した施設】：理容・美容、歯科技工、調理等の資格・養成に関わる学科における各教科・科目に対応する場合は、実習に必要な標本等の各種資料・機器等の展示・収納のための家具、設備等を適切に配置でき、かつ、それらを安全に使用するための動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。また、外来者が理髪等を受けるために必要な面積、形状等も計画することが有効である。

【知的障害に対応した施設】：知的障害の専門学科における各教科・科目に対応する場合は、作業学習関係諸室との関係を考慮しつつ、専門性の高い実習等に必要な家具、設備等を配置でき、かつ、それらを安全に使用するための動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

1.3 図書室

(1) 多様な利用に対応可能な閲覧机を配置し、必要な規模の書架等を利用しやすいように配列できる面積、形状等とすることが重要である。また、図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる計画とすることが重要である。なお、幼稚部や小学部低学年では、低年齢児の利用を考慮した図書コーナー等を設けることも有効である。

【視覚障害に対応した施設】：必要に応じ、ボランティアによる点字図書の整理等の作業や打合せ等のためのスペースを計画することも有効である。また、図書等の点字化、点字印刷、製本等のためのスペースを、図書室内あるいは隣接して計画することが望ましい。

また、視聴覚教室や教材・教具空間との役割分担に留意しつつ、ネットワーク端末、点字・音声教材の作成・編集のための機器等を備えた学習センター的な空間を計画することも有効である。

弱視児に必要な照度を確保するとともに、視覚補助具等の機器の設置を検討することが望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いす等で移動する幼児児童生徒が、円滑に図書の出し入れや閲覧などを行うことができるように計画することが重要である。

(2) 幼児児童生徒の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で生徒がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。

(3) 幼児及び小学部低学年の児童が使用するための空間として、落ち着いてゆったりとした雰囲気の絵本の閲覧コーナーを計画することも有効である。

(4) 司書や司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を計画することが望ましい。

(5) 視聴覚機器・情報機器を設置したブースなどを設けることのできる空間を計画することが望ましい。

(6) 情報化の進展に対応するため、図書その他の資料の検索及び管理、他の学校や地域の図書館等との連携等のための情報機器の導入に対応できる面積、形状等を計画することが望ましい。また、地域産業等と連携した職業情報の提供などに対応できる面積、形状等とすることも有効である。

(7) 児童生徒の自習のための空間を、類似する他の空間等との役割分担や連携に配慮しつつ、閲覧室内あるいは隣接した位置等に計画することも有効である。

(8) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

(9) 学校開放を行う場合は、開放時の図書室の管理・運営の方法等に応じ、出入口、受付部分等の位置、仕様等に留意して計画することが重要である。

1.4 視聴覚教室

(1) 類似する視聴覚機能を有する他の室・空間との役割分担や連携、将来の機器の更新等を考慮しつつ、各種機器をそれぞれの機能、特性等に応じ効果的に配置し、多目的に利用できる面積、形状等とすることが重要である。

(2) 幼児児童生徒が映像を見やすいようスクリーン、T V等の機器や幼児児童生徒の座席

第4章 各室計画

を配置できる面積、形状等とすることが重要である。

- (3) 良好的な音響的環境となるよう、空間の形状等を計画することが望ましい。
- (4) 準備室や調整室等、各種視聴覚教材の作成、編集及び保管並びに各種視聴覚機器・機材の点検、調整、修理、保管等のための準備室、調整室、作業室等の空間を計画することが望ましい。
- (5) 視聴覚機器を分散配置する場合は、視聴覚教室の計画に準じて、各種視聴覚教育メディアを効果的に活用できるように、設置する室・空間を計画することが重要である。

1.5 コンピュータ教室

- (1) 情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、情報用のアウトレットやコンセント等を利用しやすいよう配置できる面積、形状等とすることが重要である。
また、幼児児童生徒の様々な学習活動を支える学習・メディアセンターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。
- (2) 教材・教具、消耗品等の収納空間や、教員がプログラム作成等を行うための準備室を計画することが重要である。また、教室内に幼児児童生徒のプログラム作成、情報に関する資料等の閲覧などのための空間を設けることが望ましい。
- (3) コンピュータ教室は、情報化に対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、児童生徒の障害の状態や特性等に応じたコンピュータ教室を含め相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。
- (4) コンピュータ教室との役割分担及び連携を考慮した上で、教科「情報」のための教室を、利用人数、利用内容等に応じコンピュータ機器、机等を利用しやすいように配置できる面積、形状等とすることが望ましい。

1.6 教材・教具等の作成・収納空間

- (1) 教材・教具、幼児児童生徒の作品や教育機器、補助用具等を、陳列・保管・管理することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 各種の教材及び視聴覚教材の作成のための機器、設備等を設置した作業コーナー等の空間を確保できるような面積、形状等とすることが望ましい。
【視覚障害に対応した施設】：教員等による触覚教材、拡大教材、音声教材などの作成のための作業を考慮した面積、形状等とすることが望ましい。

1.7 教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室

- (1) 教育相談のための室・空間は、個別及び少人数での相談が可能な空間を構成できる面積等とし、ゆったりとした心休まる雰囲気を備えたラウンジ的な空間となるように配慮して形状及び家具・設備等を計画することが望ましい。また、幼児児童生徒又はその保護者等のプライバシーを保護するとともに、カウンセリングに必要な静寂な環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが望ましい。
- (2) 教育相談のための室・空間は、幼児児童生徒の立ち寄りやすい位置に保健室との連携を考慮し計画することが望ましい。
- (3) 生徒指導、進路相談、履修指導のための室・空間は、個別指導やグループ指導が可能な面積、形状等を確保することが望ましい。また、必要に応じ空間を仕切ることができ

るよう計画することも有効である。

- (4) 指導に必要となる資料等の閲覧、収納・保管のための空間や応接のための空間を室内又は隣接して計画することが重要である。
- (5) 進路に関する情報を児童生徒自ら検索できるよう、掲示板、書架、各種視聴覚教材、コンピュータ等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 教員や専門の相談担当者が常時業務に従事したり、アドバイザーを交えた関係者による事例研究ができるように計画することも有効である。
- (7) 不登校児童生徒の居場所としての適応指導教室は、学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置し、暖かい家庭的な雰囲気で個別学習を行うことのできる空間として計画することが有効である。

1 8 特別活動室

- (1) 特別活動の内容に応じ必要な面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 必要に応じ、和室の部分を設けることも有効である。

1 9 放送室

- (1) 児童生徒及び教職員の利用内容、設備等に応じ、必要な空間を構成することのできる面積、形状等とすることが重要である。
 - 【聽覚障害に対応した施設】：文字放送等が可能な校内放送システムの設置を考慮するとともに、教材作成のため、字幕の挿入ができる設備の設置を考慮した計画とすることが重要である。
 - 【病弱に対応した施設】：専用の校内 LAN回線等を使って外部から見ることができないテレビ会議システム等を設置する場合は、必要に応じ、テレビ会議用サーバーやその中継局として必要な設備等の設置を考慮した計画とすることが重要である。
- (2) スタジオを計画する場合は、テレビカメラ等を用いた放送活動も可能な面積、形状等とするとともに、必要な音響的環境を確保できる室の形状、構造等とすることが重要である。

2 0 地理歴史科・公民科関係教室

- (1) 地理歴史科・公民科関係教室・スペースを計画する場合は、利用人数、利用内容等に応じ、机、いす、視聴覚教育メディア等を適切に配置し、各種資料等を掲示・展示するためのコーナー等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 教材作成、資料等の保管のための準備室を隣接して計画することが重要である。
- (3) 標本室・スペースは、各種資料等の展示のための家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。

2 1 保健体育関係教室

- (1) 保健体育関係教室・スペースを計画する場合は、利用人数、利用内容等に応じ、机、いす、視聴覚教育メディア等を適切に配置し、各種資料等を掲示・展示するためのコーナー等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 教材作成、資料等の保管のための準備室を隣接して計画することが望ましい。

2 2 外国語関係教室

- (1) 外国語関係教室を計画する場合は、必要に応じ、機能別に室・空間を分化させつつ、体を動かす活動や床に座っての活動等多様な学習活動に対応できる面積、形状等とすることが重要である。その際、机や椅子を設置する場合には、活動しやすい間隔で配置することができ、また、必要に応じ、周囲に寄せて、まとまったスペースを確保できるよう計画することが重要である。
- (2) 児童生徒の身体の動きや意思の伝達の状態等に応じ、教育機器の活用や個別指導、グループ指導等に対応できるよう計画することが重要である。
- (3) 視聴覚機器や情報機器を有効に活用できるよう、また、会話や歌といった音を発する活動内容に対応できるよう音響的環境にも配慮の上、計画することが重要である。
- (4) 会話学習のために、学習形態や学習集団の規模等に応じた家具を配置できるような面積・形状等の室・空間を計画することも有効である。
- (5) 外国語教室に隣接して、教材等の作成、各種資料等の収納のための準備室を計画することが重要である。また、外国語教室内に学習活動に用いる教材等を収納するための空間を確保することも有効である。
- (6) 外国についての关心と理解を高め、国際理解を促すため、諸外国の文化などに関する資料等の掲示・展示のためのスペースの確保に配慮して計画することが望ましい。なお、諸外国の資料等を掲示・展示する専用の室・空間を計画することも有効である。

2 3 学習センター・自習室等

- (1) 学習センター・自習室等を計画する場合は、利用人数、利用内容等に応じ、各教科の学習に関連する各種教材、自学・自習等の個別学習やグループ学習等のための学習空間、担当教員等の執務空間等を確保できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 多目的な利用に配慮し、弹力的な利用ができる多目的スペースとして計画することも有効である。
- (3) 高等部等の生徒のための自習室は、生徒が落ち着いて学習できるよう、遮音性・吸音性等に配慮の上、学習のための家具を適切に配置できるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 視聴覚機器や情報機器を設置できる空間をコーナー等として計画することも有効である。

2 4 講義室

- (1) 講義室を計画する場合は、利用人数、利用内容等に応じ、机やいす、視聴覚教育メディア等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。なお、教員用の実験の場等の準備スペースを計画することも有効である。
- (2) 大空間の講義室を設ける場合は、移動間仕切り等により空間を分割できるように計画したり、階段状の室・空間とすることも有効である。なお、講師のための控え室を計画することも有効である。

2 5 ゼミ室

- (1) ゼミ室を計画する場合は、多様な利用形態に応じ机の配列や黒板の設置などを行うことができるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 視聴覚機器、実験用設備等の設置に配慮した面積、形状等とすることも有効である。

2 6 日常生活学習関係教室

- (1) 和室、浴室、調理室等の日常生活上必要な技術・技能を獲得するために必要な室・空間を計画する場合は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性等を踏まえ、利用人数、利用内容等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。
その際、家具、設備等の設置スペースを幼児児童生徒の実態等に応じ利用しやすいよう配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒相互及び教員と幼児児童生徒間の交流を促進し、地域住民との学習・文化活動や交流を推進する観点から、団らんの場、催しの場として多目的に利用できるよう計画することも有効である。

第3 屋内運動施設等

1 共通事項

- (1) 幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や運動能力、運動技能等に応じた多様な運動内容や学習グループの編成等による活動を安全に行うことができるような面積、形状等とすることが重要である。
【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：大型視聴覚誘導設備等の設置に留意し、活動内容に応じた面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。なお、履き替えを行う場合は、出入口部分について、履き替えや靴箱の設置等のためのスペースの確保に留意した面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディア等の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用する幼児児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえ、利用状況等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。なお、武道場を屋内運動場と離れた位置に別棟として計画する場合は、屋内運動場とは別に、武道場にも計画することが重要である。
- (5) 地域の小・中学校等との交流及び共同学習のため来訪する他校の幼児児童生徒の利用や、学校開放等における地域住民の利用をも考慮した面積、形状等とすることが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 多様な運動種目を想定して面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。
また、照明、採光及び遮光については、障害の状態や特性、利用形態等に配慮して適切に計画することが重要である。
また、障害の状態や特性等に応じた特別な活動や、車いす、歩行器、杖等の使用者が混在した集団での活動等に十分留意して計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：衝突防止等のために必要な措置を適切に講じることができるように十分留意して計画することが重要である。
- (2) 【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システム、視覚表示装置等の設備・機器、太鼓・大型遊具等の器具、鏡などを適切に配置できるように面積、形状等を計画することが重要である。また、音響的環境を確保するため、床の振動性状や他の室・空間への影響等に留意した空間の形状、構造等とすることが重要である。

第4章 各室計画

- (2) 器具室は、器具等を出し入れしやすいように種類に応じ保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 必要に応じ、観覧のための空間を計画することが望ましい。
- (4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さと強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。
- (5) 儀式的行事や文化的行事、各種集会、幼児児童生徒の学習・研究成果の発表等での利用を予定する場合は、ステージ、視聴覚メディア、照明機器、音響機器の設置、空間の形状や吸音・反射板等の設置に十分配慮した面積、形状等とすることが望ましい。
- (6) 大型遊具等の用具・器具などを適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (7) トレーニングルームを設ける場合は、視聴覚機器等の設備の設置に留意しつつ、各種運動器具等を、安全に利用できる動作空間を適切に設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (8) ダンススタジオを設ける場合には、練習等に必要な設備の設置に留意しつつ、利用人数、利用内容等に応じ適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (9) 必要に応じ、ギャラリーやランニングルートを設置する場合、適切な面積、形状等とすることが望ましい。また、準備運動時の利用に配慮することも望ましい。
【視覚障害に対応した施設】：ランニングルートには、レールランナー等を備えることが有効である。
- (10) 災害時の避難場所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。

3 武道場

- (1) 武道場を計画する場合は、武道の運動種目（柔道、剣道、相撲等）、利用人数、利用形態等に応じ適切な面積、形状等とすることが重要である。その際、武道の運動種目にふさわしい空間となるような内部仕上げ等とすることが重要である。
- (2) 武道場を屋内運動場のアリーナと連続して計画する場合、アリーナとの境界を壁等で仕切るなど、安全性を十分考慮した計画とすることが重要である。
- (3) 器具室は、器具等を出し入れしやすいように種類に応じ保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 武道の運動種目毎に別々の場を設けることが望ましい。なお、複数の種目を兼用する武道場であって、畳を使用する場合は、運動の際に隙間が生じないように畠のずれを防止する設備を導入するなど、安全性を十分考慮するとともに、出し入れしやすい畠の収納空間を計画することが重要である。

4 屋内プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。その際、水中での身体の動きに関する指導など、自立活動のための場としての利用も考慮して計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：誘導や壁面への衝突防止等のために必要な措置を講じることが重要である。
- (2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深

表示を設けることが重要である。また、幼児児童生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。

- (3) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して、十分な広さを確保するとともに、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは、水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは、車いす等での利用を考慮し、水槽への転落防止等のための措置や十分な広さとなるよう計画することが重要である。また、臥位、座位等での利用を考慮し、感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。

- (4) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。

- (5) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、幼児児童生徒の障害の特性及び利用状況等に応じ適切な面積のものを、指導者や見学者の動線の設定に留意しつつ配置することが重要である。また、更衣室に隣接して洗濯機や乾燥機の設置スペースを計画することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：附属施設は、車いすや歩行器、杖等を使用する幼児児童生徒が安全かつ円滑に利用できるように配置することが重要である。

- (6) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

- (7) 必要に応じ、採暖室や開放時の保護者の控え室を計画することが望ましい。

- (8) 湿気が流出しないような出入口等の位置、室構成等とすることが重要である。

- (9) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

- (10) 必要に応じ、プールの利用者に対する危険発生等を周知させるための放送設備を計画することが望ましい。また、利用者への適切な警告や注意をするための看板や標識類を施設の入り口付近等の目に付く位置に設置することも有効である。

【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：指示・注意等を提示する装置等の設備・機器を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

- (11) 水槽内への出入りをしやすいよう、移動装置やスロープでの出入りなど出入りの方法等に応じ水槽への出入り部分やプールサイドの縁等は、移動装置やスロープの利用など、水槽内への出入り方法等に応じた仕様とすることが望ましい。

第4 動線空間

1 共通事項

- (1) 幼児児童生徒一人一人が安全かつ円滑に移動できるよう、適切な配置、形状等とすることが重要である。また、複数の障害に対応した施設とする場合は、相互の交流に留意しつつも、各々の日常的な動線が交錯しないよう、適切な配置、形状等とすることが重要である。

- (2) 手すりやスロープ等の設置に留意して計画することが重要である。

- (3) 安全な移動を可能とするよう幅や滞留スペースの規模を確保し、特に緊急時の階段ホール、スロープ端部、防火区画廻りの通行に十分留意して計画することが重要である。

2 昇降口、玄関等

- (1) 出入口は、多様な利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、段差を設けず、十分な幅を確保できるような形状等とすることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：昇降口部分は、誘導材・設備の設置等に留意しつつ、白杖による移動等に支障のない面積、形状等とすることが望ましい。また、移動経路に留意して、利用しやすい位置に杖を置くためのスペースを計画することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：昇降口部分は、車いすや補助用具等の多様な形態による移動に支障のない面積、形状等とすることが重要である。また、移動経路に留意して、利用しやすい位置に車いすや補助用具等を置くためのスペースを計画することも有効である。

- (2) 上、下足の履き替え方式をとる場合は、下足箱、傘立て等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

- (3) 在籍する幼児児童生徒同士の交流に加え、教職員や地域の小・中学校等の幼児児童生徒、地域住民等との交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。また、情報提供のための掲示板等を設置することも有効である。

- (4) 昇降口部分等にロッカースペースをまとめて計画する場合は、幼児児童生徒の利用動線に十分留意し、ロッカー等の家具を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

- (5) 訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。

- (6) 地域の気候的状況等に応じ風除室を設けることも有効である。

3 廊下、階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とするとともに、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。また、段差を解消するためのスロープの設置や発達の段階等に応じた手すりの設置に十分留意して計画することが重要である。

さらに、階段は、幼児児童生徒が安全かつ円滑に昇降できるようなげあげ、踏面、踊場の寸法、形状等を計画することが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：誘導材・設備の設置や多様な形態による移動に留意し、安全な幅員、形状等とすることが重要である。特に、防火区画廻りにおける日常時と緊急時の動線の設定に十分留意して計画することが重要である。また、階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、明度、色相又は彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けたりするなどの配慮をすることが重要である。

- (2) 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。

- (3) 廊下に幼児児童生徒の休憩、交流等のための空間を計画することが重要である。その際、移動の支障とならないよう配慮することが重要である。また、学校紹介や幼児児童

生徒の作品等の展示などのためのギャラリー等としての利用を考慮して計画することも重要である。

- (4) エレベーターは、幼児児童生徒の障害の状態や利用状況等を考慮しつつ、利用しやすいように主要な経路に隣接して設置することが重要である。また、エレベーターホールは、車いす等の使用や機器等の搬出入等を考慮し、利用人数等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である。

【聴覚障害に対応した施設】：緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報を視覚情報等で表示することが有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：階段の降り口には、車いすの転落防止のための措置を講じることが望ましい。

- (5) 上下階をつなぐスロープを設ける場合は、幼児児童生徒の運動機能の発達の段階等を考慮し、日常及び避難時の通行の場として過度の混雑を生じることのない安全な幅員、形状等とすることが重要である。

- (6) 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第5 生活・交流空間

1 共通事項

- (1) 家具等の配置計画を総合的に検討し、ゆとりと潤いが感じられるような空間とすることが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：触感や音感を楽しめるような空間とすることが望ましい。
- (2) 必要に応じ、各種視聴覚メディアの利用や視覚教材等の掲示・展示等を考慮した面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) 仕切りのない大空間とする場合は、環境条件の確保に十分留意した空間の形状等とすることが重要である。

2 ロビー・ラウンジ等

- (1) 利用しやすい家具等の配置を考慮した面積、形状等とし、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気の空間とすることが重要である。
- (2) 通路周辺等に計画する場合は、通過動線が入り込まないような計画とすることが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の休憩、交流等のための空間を計画することが望ましい。
- (4) ロビー・ラウンジの内部に学校紹介や幼児児童生徒の作品、芸術作品等の展示、情報の提示などのためのギャラリーを計画することが望ましい。
- (5) 保護者や地域住民との連携を進めるため、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を計画することも有効である。

3 食堂・ランチルーム

- (1) 食堂・ランチルームは、学校及び必要に応じ寄宿舎からの利用人数等を考慮しつつ、ゆとりある食事を可能とする家具を利用しやすいように配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

第4章 各室計画

【知的障害, 肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒一人一人の多様な食事の形態に応じた仕様のテーブル, いす等の家具を利用しやすいように配置し, 介助のための動作空間を十分確保できるような面積, 形状とすることが重要である。

- (2) 豊かな食事環境を創出する掲示板, 音響設備等の配置に配慮し, 良好的な音響的環境で明るく落ち着いた雰囲気の空間とすることが望ましい。
- (3) 食堂・ランチルームの内部又は近くに利用者用の手洗い, 消毒のための設備を設置するコーナーを設けることが望ましい。また, 食事メニューを提示する案内板, 戸棚等を設置するコーナーを設けることも有効である。

4 調理室

- (1) 調理室は, 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため, 必要となる設備を利用しやすいよう設置し, 安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積, 形状等とすることが重要である。また, 幼児児童生徒の咀嚼, 嘔下機能を十分考慮し, 再調理等の多様な調理内容に対応することができるよう計画することが重要である。
- (2) 調理室は, 床を乾いた状態で使用するドライシステムにより計画することが重要である。
- (3) 調理員の休憩, 着替え等のための空間を計画することが望ましい。また, 調理員専用の便所を計画することが重要である。
- (4) 開口部の位置や高さに配慮し, 内部の様子を観察できるように計画することも有効である。

5 寄宿舎

- (1) 舎室は, 緊急時の安全性の確保に特に留意しつつ, 学習する場と就寝する場の設定に配慮し, 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた家具, 設備等の設置スペースや, 衣類, 生活用品等の収納スペース等を利用しやすいように配置できる面積, 形状等とすることが重要である。
その際, 生活リズムや生活習慣の確立等に関する指導を行うなど, 自立活動や日常生活学習等の場として計画することが望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：各室・空間は, 車いすの移乗のための設備の利用に配慮した面積, 形状等とすることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：舎室は, 点字図書等の学用品等の収納スペースを確保できるような面積, 形状等とすることが重要である。

- (2) 食堂, ホール, プレイルームなどの共用施設は, 利用人数, 利用内容等に応じた適切な面積, 形状等とすることが重要である。なお, 団らんの場, 催しの場として多目的に利用できるよう計画することが望ましい。また, 和室の部分を計画することも有効である。
- (3) 職員室, 事務室は, 机, 資料棚等の家具や防災監視盤等の設備を適切に配置できるような面積, 形状等とすることが重要である。また, 職員室には, 職員の打合せのためのスペースを計画することが望ましい。
- (4) 舎監・寮母室は, 作業空間, 生活空間, 用具等の保管空間, 湯沸し等の設備の設置など業務等の内容に応じ必要となる空間を計画し, 適切に区画できる面積, 形状等とすることが重要である。

- (5) 便所、手洗い場等は、利用人数等に応じ必要な便器、流し等の設備を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。なお、洗濯のためのスペースを、手洗い場と一緒に又は隣接した位置に計画することが望ましい。
- (6) 図書室・スペースを設ける場合は、利用人数等に応じ、閲覧机、書架等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。なお、自習のための個人用ブースなどを設置できるスペースを図書室・スペース内に計画することも有効である。
- (7) 休養室を設ける場合は、利用人数等に応じ、休養のためのベッドや寝具等を配置でき、また、男女の利用を考慮し、必要に応じ、室内を区画できるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (8) 幼児児童生徒相互、教員と幼児児童生徒間の交流に加え、他校の幼児児童生徒や地域住民との学習・文化活動や交流の場として計画することも有効である。
- (9) 各々の障害に応じて施設を計画することが望ましい。複数の障害に対応する場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、施設設備の安全性及び機能性を十分に確保した計画とすることが重要である。

6 講堂・ホール等

- (1) 講堂・ホール等を計画する場合は、様々な行事、活動等が適切に実施できるような面積、形状等を、地域の小・中学校等との交流及び共同学習における利用や、学校開放における地域住民等の利用も考慮しつつ、確保することが重要である。
その際、補助用具・設備機器の設置、ステージ、視聴覚メディア、音響機器、舞台照明その他の舞台設備等の設置及び操作、舞台への出入り、吸音・反射板の設置等に十分配慮することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の学習・研究成果の発表の場として、発表形式に応じた資料・作品展示の場としての機能を持つことも有効である。
- (3) ステージや座席の全部又は一部を可動式にすることも有効である。
- (4) 各種の活動において利用する機器、道具等を収納するための空間を日常の出し入れに便利な位置に計画することが望ましい。
- (5) 多数の利用者が円滑に出入りできるよう出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。なお、必要に応じ、ロビー等の空間を確保することが望ましい。
- (6) 様々な活動を行う際に必要となる控室を計画することが望ましい。

7 ホームベース

- (1) 教科教室型の運営の場合においてホームベースを計画する場合は、必要な机・いす、備品等の保管用ロッカー、備品棚等をその利用のための動作空間とともに配置できるような面積、形状等とすることが重要である。その際、ホームルーム活動が行えるよう計画する場合は、その活動内容に十分対応できるよう計画することが重要である。
- (2) 十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが望ましい。
- (3) 生徒の自習のための机等を設置できるように計画することも有効である。

8 部室

- (1) 文化系の部室は、ミーティングのためのテーブルや各種資料、用具等の収納のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

(2) 体育系の部室は、ロッカー、ミーティングのためのテーブルや用具等の収納のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

第6 共通空間

1 便所、手洗い、流し等

(1) 便所は、障害の状態や特性等を考慮し、水洗式で、男女別に幼児児童生徒の数、利用率、体格等に応じた適切な数と種類の便器等の衛生器具を設置できる面積、形状とし、清潔で使いやすく、良好な雰囲気となるよう計画することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：指導者が生理の指導を行うことのできる空間を女子用の便所内に計画することが重要である。

(2) 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した多機能トイレを、一般の便所内あるいは適当な位置に計画することが重要である。また、他の学校との交流時における他校の幼児児童生徒の利用についても考慮して計画することが望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：身体の動きが極めて困難な幼児児童生徒の利用する便所は、障害の状態や特性等に応じた姿勢での排せつが可能な仕様の便器、ベッド、洗浄設備、手洗い等を、介助者が介助しやすいように十分な動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

また、必要に応じ、おむつ交換用のベッドを設置するスペースを、使用時に区画できるように計画することが望ましい。なお、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた必要な改修等に対応できるように配慮した計画とすることが望ましい。

【病弱に対応した施設】：便所内には、必要に応じ、蓄尿容器の置き場及び洗浄のためのスペースを計画することが重要である。

また、必要に応じ、過度の肥満の幼児児童生徒のために、便器への移乗のための設備の利用に配慮した面積、形状等とすることが重要である。

(3) 避難所となる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようになることが重要である。また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。

(4) 便所の手洗い部分については、衛生に配慮しながら、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。

(5) 保護者が利用する便所には、ベビーベッド等を設置するスペースを確保することが望ましい。

(6) 手洗い、流し等を設置する空間は、まとまりのあるコーナーとして計画し、幼児児童生徒の数、利用率等に応じた十分な数の水栓を適当な間隔、高さ・奥行きで設置できる面積、形状等とすることが重要である。その際、感染症予防の観点も踏まえて計画することが重要である。また、通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：手洗い、流し等は、車いす等を使用しての利用に十分留意して計画することが重要である。

2 幼児児童生徒更衣室

(1) 十分な動作スペースを確保し、同時に使用する幼児児童生徒の数や発達の段階に応じ、

男女別に更衣できるよう、必要なロッカーの数及び配置に留意した面積、形状等とすることが重要である。

- (2) 利用人数等に応じ必要なシャワー等の設備を設置する空間を隣接して計画することも有効である。

3 洗浄施設等

- (1) 浴室、シャワー室等の洗浄施設は、利用状況等に応じ、更衣スペース及び洗浄スペースを利用しやすいよう配置できる面積、形状等とすることが重要である。特に、重度・重複障害のある幼児児童生徒の利用を予定する場合には、利用動線や介助の方法等を十分検討し、安全かつ円滑に利用できるよう洗浄設備の配置に十分留意することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや歩行器での利用に留意して面積、形状等を計画することが重要である。

- (2) 洗濯場は、利用状況等に応じ、洗濯機、乾燥機、流し等の設置空間、作業空間、洗剤等の収納空間を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

第7 学校開放のための空間（保護者や地域住民等との連携協力の場）

1 共通事項

- (1) 地域住民の学習の場としての利用のみならず、地域の小・中学校等との交流及び共同学習など学校教育における利用も考慮し、開放時の活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。
また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。
- (2) 幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい構成として計画することが重要である。
- (3) 保護者や地域住民との連携や総合型地域スポーツクラブの活用を進める上で、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を計画することも有効である。
- (4) 災害時の避難住民の利用にも配慮して計画することが有効である。

2 ミーティング室

- (1) 良好的な環境条件を確保できるように計画することが望ましい。特に、体育施設開放用のものは、体育施設からの騒音、振動等による過度の影響を受けないように留意して計画することが望ましい。
- (2) 利用内容に応じ必要となる家具、視聴覚教育メディア等を弾力的に配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) 多目的に利用できるように計画することも有効である。
- (4) 和室の空間を設けることも有効である。

3 更衣室、ロッカー室等

- (1) 利用状況に応じ必要な着替えのための空間を男女別に計画し、適当な数のロッカーを利用しやすく配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 体育施設開放用のものは、シャワー室と隣接させ又は一体として計画することが望ま

しい。

4 便所、手洗い等

- (1) 利用状況等に応じ適当な種類及び数の便器、手洗い等の衛生器具を男女別に適切な間隔で配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 障害者用の便器等を設置することのできる空間を利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 便所の手洗い部分を、衛生に配慮し、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。

5 その他

- (1) 学校間連携又は学校開放のための専用の玄関等を計画する場合は、利用状況等に応じ十分な幅の出入口を計画することが重要である。なお、上、下足履き替え方式とする場合は、適当な数の下足箱、傘立て等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 学校間連携又は学校開放に伴い必要となる物品等を保管するための空間を計画することが望ましい。
- (3) 湯沸かし、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を計画することも有効である。
- (4) 休憩、談話等を行うことのできるラウンジ等の空間を計画することも有効である。

第8 センター的機能関係諸室

1 共通事項

センター的機能としての研修室、学習室、相談室等の関連室・空間の計画に当たっては、本指針の関連する規定も参考しつつ位置、面積、形状等を計画することが重要である。

2 研修室

地域の小・中学校等の教員への支援及び研修協力等を行うために必要な研修室は、既存の会議室等を有効に活用するという視点にも留意しつつ、利用内容、利用方法等を考慮した面積、形状等とすることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが望ましい。

3 学習室等

- (1) 地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒への指導・支援のために必要な学習室は、幼児児童生徒の障害の状態や特性、学習内容・形態等を考慮し、個別及び少人数での指導・支援が可能な空間を構成できる面積、形状等とすることが重要である。なお、通級による指導や教育相談等のために来校する幼児児童生徒の実態に応じた計画とすることが重要である。
- (2) 個別指導又は小集団による指導のための教室は、障害の状態や特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。また、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効である。
- (3) 多目的教室・プレイルーム等は、障害の状態の改善・克服を目的とする多様な活動を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保できる面積、形状等を計画することが重

要である。また、これらの活動に必要となる設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

- (4) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。なお、特別支援学校の対象となる5つの障害以外の障害に対応する場合は、必要に応じて、小学校又は中学校施設整備指針の「通級による指導のための関係室」等の規定を参照することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：弱視児にとって適切な照度を考慮して、調光等の可能な仕様とともに、柔らかな光が得られるよう照明の方式等を工夫して計画することが重要である。

【聽覚障害に対応した施設】：静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが重要である。また、発音・発語の練習を利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：衝突に対する安全性や落下の防止等に十分配慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いす等の使用や様々な補助用具を使用しての活動等に対応した面積、形状等とともに、体温調節が困難な幼児児童生徒に配慮し、室温等の調節等が可能な空間とすることが重要である。また、必要に応じ、直射日光への対応や換気などにも配慮して計画することが重要である。

4 相談室等

- (1) 保護者や小・中学校等の教職員等への相談・情報提供等を行うために必要な相談室は、個別及び少人数での相談が可能な空間を構成できる面積等とし、ゆったりとした心休まる雰囲気を備えた空間となるように配慮した形状等とすることが重要である。

また、幼児児童生徒又は保護者等のプライバシーを確保するとともに、相談等に必要な静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが望ましい。

その際、情報機器を活用した教育相談・情報提供が可能となる計画とすることが重要である。

- (2) 乳幼児を含む早期教育相談のための室を計画する場合は、室温の調節等が可能な保育スペースを確保することが望ましい。

また、乳児に対応した室とする場合、室内に調乳や授乳ができるスペースを確保することも有効である。

- (3) 指導や相談等に必要となる資料等を収納・保管するための空間を、個人情報の保護の観点から情報管理について十分配慮しつつ、室内又は隣接して計画することが重要である。

5 共通空間

- (1) 送迎や相談のために来校している保護者のための控室を計画する場合は、必要な机、いす等の家具や設備等を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

- (2) センター的機能を統括する機能として管理関係室を計画する場合は、既存の管理関係室との関連を考慮しつつ、センターとしての運営管理に必要な事務を円滑に処理できるよう、必要な机、いす等の家具や機器等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。

- (3) 便所は、他校から来校する幼児児童生徒や保護者等の利用人数等に応じ、男女別に適

切な数と種類の便器等の衛生器具を設置できる面積、形状等とし、清潔で使いやすい計画とすることが重要である。

第9 管理関係室

1 共通事項

- (1) 学校の運営管理に必要な事務を円滑に処理できるよう適切な面積、形状等とすることが重要である。その際、個人情報保護の観点から、必要に応じ個人情報を一括管理するなど、情報管理について十分配慮して計画することが重要である。
- (2) 事務内容に応じて、情報機器、事務機器の活用を考慮した面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) ゆとりの感じられるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 多様な学習活動に対応した教材の準備や指導計画等の作成のためのカリキュラムセンター機能を計画することが望ましい。特に単位制等の場合、出欠管理やカリキュラム管理のための情報システムの構築とそのための空間を計画することが重要である。
- (5) 必要に応じ、学校の歴史、行事等にかかわる資料等の掲示・展示のための空間を計画することが望ましい。

2 校長室

- (1) 校長室は、必要に応じ、他の管理関係室と区画し、応接や必要な各種資料等を保管するための家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 会議や児童生徒に対する特別指導のための小室、保護者との面談、訪問者の応対、教職員との打合せのできるコーナー等の空間を室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。

3 職員室

- (1) 事務処理のための机、いす等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分に設置できるようにするとともに、各種の文書、教材・教具等の保管のために必要な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 職員室は、教員同士の交流に配慮するとともに、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部の専門家との連携を考慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 職員室内に防災関係設備を配置する場合は、自動火災報知器、防排煙連動操作盤等の設備や非常用放送設備等との関連を図り適切な空間を計画することが重要である。
- (4) 情報機器や事務機器を利用して教材の製作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間を計画することが重要である。

また、児童生徒の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童生徒への情報伝達や児童生徒からのレポートの提出等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

- (5) 学校規模等によっては、学年ごと等に分散した教員コーナーを計画することも有効である。
- (6) 印刷機器の設置、用紙等の収納に必要な面積、形状等の印刷室を、職員室に隣接して計画することが望ましい。なお、製本等のための作業空間を計画できるように計画する

ことも有効である。

- (7) 日常的な幼児児童生徒とのコミュニケーションが促されるよう、情報管理に配慮しつつ、相談や談話等を行うことのできる空間を計画することも有効である。
- (8) 休憩コーナー、打合せコーナー等の空間を室内又は隣接した位置に設けることが望ましい。
- (9) 湯沸かし、流し等の設備を備えたコーナー等の空間を、室内又は隣接して計画することが望ましい。
- (10) 放送室や事務室等との連携や役割分担に留意し、校内放送設備、防災監視盤や空調等の集中管理装置等の設備を設置できるよう計画することも有効である。

4 事務室

- (1) 事務処理のための机、いす等の家具、書棚、ロッカー等の収納家具、各種事務機器等を十分かつ適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 事務室の前面に幼児児童生徒への応対のための空間を計画することが望ましい。
- (3) 資料等の収納・保管のための空間は、資料等を出し入れしやすいように分類して保管し、整理することのできるような面積、形状等とすることが重要である。

5 受付

- (1) 受付では、記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる計画とすることが重要である。
- (2) 外部からの来訪者が近寄り難い雰囲気とならないように、ゆとりのあるデザイン上の工夫をすることが望ましい。

6 会議室、応接室

- (1) 会議室は、各種の会議における利用に応じ、会議机等の家具を弾力的に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 会議室は、必要に応じ、移動間仕切りなどにより空間を仕切ることができるように計画することも有効である。
- (3) 会議室は、必要に応じ、各種視聴覚メディアを活用できるような計画とすることも有効である。
- (4) 応接室は、応対のための家具等を適切に配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 湯沸かし、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に確保することも有効である。

7 保健室

- (1) 各種業務に柔軟に対応し、各種機器・器具等を適切に配置・収納し、ベッドを配置する空間又は畠敷きの空間を適切に区画できる面積、形状等とすることが重要である。
また、必要に応じ、医療的ケアに対応できるよう必要な機器・器具等の設置や洗浄、点滴等が実施できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 明るく落ち着いた心を和ませる雰囲気の空間とすることが重要である。
- (3) 幼児児童生徒が屋外から直接出入りできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

- (4) 幼児児童生徒が養護教諭に自由に相談等のできる空間を、保健室に隣接した位置又は保健室内に間仕切りを設置するなどしてプライバシーに留意しつつ計画することも有効である。
- (5) 健康教育に関する掲示・展示のためのスペースや委員会活動のためのスペースを保健室内又は隣接して計画することが望ましい。
- (6) 保健室に近接した位置に便所を計画することが望ましい。
- (7) アレルギー疾患などに対応できるよう、シャワー等の設備を設置できるように計画することも有効である。

8 教職員用更衣室、休憩室

- (1) 教職員用更衣室は、男女別に計画し、着替えのための空間及び必要な家具の設置空間を計画できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 教職員用更衣室は、シャワー等の設備を設置できるように計画することも有効である。
- (3) 休憩室は、自由にくつろぐことのできる雰囲気となるよう、家具計画も含め意匠、構成等に配慮して計画することが望ましい。
- (4) 受動喫煙による健康への悪影響にかんがみ、必要な措置をとることが重要である。

9 主事室

- (1) 業務の内容に応じ必要となる空間を適切に区画できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 着替え、休憩等を行うことのできる和室などの空間を計画することが望ましい。
- (3) 必要に応じ、夜間警備などにおける宿泊等のための空間を計画することが望ましい。

10 保護者等控え室

- (1) 教員等との懇談や学習状況のモニターTVによる観察などに必要な机、いす等の家具や設備等を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 書架や掲示板、家具等の設置計画も含め、意匠、構成等に配慮して計画することが望ましい。

11 P T A室

P T A活動の拠点となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状等とすることが望ましい。

12 便所、手洗い等

管理関係室近傍に職員や外来者用の便所、手洗いを男女別に計画することも有効である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うことが重要である。また、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保するため、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。
また、本来、幼児児童生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
 - 【視覚障害に対応した施設】：感触の異なる材質の材料や明度、色相又は彩度の対比を効果的に活用した設計とともに、聴覚による環境の認知が行いやすいよう音の反射等の活用を考慮した設計とすることが重要である。
 - 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等により求められる環境が大きく異なることに十分留意し、適切な環境を確保できるよう設計することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など、非構造部材等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることが重要である。
- (4) 特に、やむを得ず学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

2 機能性

- (1) 幼児児童生徒の人体寸法、動作寸法、行動特性等に配慮して設計することが重要である。特に幼児や小学部低学年児童の体格に留意しつつ、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に配慮して設計することが重要である。
その際、学習や指導等に必要な教材・教具、機器・設備等を活用することにも配慮して設計することが重要である。
 - 【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：教職員の介助時の姿勢や介助の方法等との適合に配慮して設計することが重要である。
- (2) 障害の特性等を考慮しつつ、幼児児童生徒が有している運動・動作、認知等の能力を最大限發揮させ、その発達を促すことができるよう配慮することが重要である。
- (3) 教職員及び保護者の利用や、交流及び共同学習における地域の小・中学校等の幼児児童生徒の利用、並びに学校開放時の高齢者、障害者等の利用を考慮し設計することが重要である。
- (4) 特に、やむを得ず学校施設を高層化する場合には、日常的な移動、地震・火災等の非常時の避難、教材・教具や給食等の運搬方法等を考慮し、階段・エレベーター等の設置の数、位置及び形状等を計画することが重要である。

3 快適性

- (1) 採光、通風、換気、音響等の良好な学習環境の確保に留意するとともに、ゆとりと潤いを感じられるように設計することが重要である。
【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：障害の特性に配慮し、特に良好な音響的環境を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 柔らかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。
- (3) 色彩の視覚面や心理面での効果、材質や仕上げの感触面での効果等を十分に検討しつつ、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部を設計することが重要である。
- (4) 屋内の熱の損失、結露等外気の影響を低減し、居住性を高めるために、外壁、屋上、最下階の床等の各部を断熱化することが重要である。

4 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるように設計することが重要である。その際、幼児児童生徒の多様な行動や頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するように設計することが重要である。
- (2) 十分な防汚性を備えるように設計することが望ましい。
- (3) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

5 奨美・文化性

教育の場として、また、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気や外観を備え、伝統や歴史にも配慮して設計することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (1) 必要とされる環境、性能等を適確に実現できるように下地及び表面の仕上げを一体的に設計することが重要である。特に、自立活動関係諸室や実験・実習等を行う室・空間の内部仕上げは、指導や検査、実験・実習等の活動内容に応じ、必要な光、音、熱等の環境を確保できるような材質、工法等とすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、導入する設備機器、家具等との調和に配慮し、意匠、材質、色彩等を総合的に設計することが重要である。情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、スペース又はその機能上の違いが見分けられやすい色彩の使い分けをすることが望ましい。
【視覚障害に対応した施設】：視覚的な認知力を高めるため、明度、色相又は彩度の差や材質を有效地に活用することが重要である。
【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システムを利用する範囲の天井、壁、床等は、利用する補聴器の特性等に応じた電波等の十分な遮断性をもつような材質、工法等とすることが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、遊具その他の設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計すること

とが重要である。

- (5) 地域の特色ある意匠、材質等を活かした総合的な設計をすることが重要である。

2 材質

(1) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

(2) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。

(3) 適度の吸音性、遮音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、静寂さの必要な室・空間や大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性、遮音性をもつ材質のものを使用することが重要である。

また、机等の移動時の騒音や通行騒音を少なくする上で、普通教室、保育室、廊下等の天井や床に吸音性をもつ材質のものを使用することが望ましい。

【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：普通教室、保育室について十分な吸音性、遮音性をもつ材質のものを使用することが重要である。

(4) 幼児児童生徒の実態等に留意しつつ、汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。

(5) 特に清潔を要する室・空間、活動に伴い汚れの生じやすい室・空間の内装は、十分な耐汚性をもち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。

(6) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、プレイルームや身体の動きに関する指導を行う空間など身体的な活動を活発に行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、必要に応じて、幼児児童生徒の衝突・転倒時の衝撃を和らげる材質のものを使用することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：臥位、座位での活動等を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材料を使用することが重要である。

(7) 燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に、火気使用室、暖房器具の周辺などの天井、壁等の内装は、十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。

(8) 酸性、アルカリ性等の強い薬品を使用する室・空間の内装は、耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。

(9) 木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を使用することが望ましい。このことは、学校施設が避難所となった場合の居住空間の温熱環境の確保の観点からも望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：臥位、座位等での活動等を行う空間の床等の仕上げ材は、柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料などの素材を使用することが望ましい。

(10) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

(11) 幼児児童生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のな

い、又は少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。

3 天井、壁等

(1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。

(2) 壁には、幼児児童生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。

また、幼児児童生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。

【知的障害又は肢体不自由に対応した施設】：動作の模倣や動作等の学習のために大鏡の設置を計画する場合は、安全性の確保に配慮した仕様とすることが重要である。

(3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。

(4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

(5) 音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、十分な遮音性、吸音性をもつ仕様等とすることが重要である。

(6) 音楽的な活動や音楽の鑑賞を行う室・空間や音の発生する広い室・空間は、床を含めた天井、壁等の吸音・反射面を適切に処理することが望ましい。

(7) 教室前部の袖壁等は、教室前面への日光の直射を抑制できるような形状、寸法等とすることが望ましい。

(8) 建物の外気に面する壁、最上階の天井等を、必要に応じ、断熱化することが重要である。

(9) 移動間仕切りを設ける場合は、壁体の重量、移動や固定の方法等を十分検討して、仕様、形式等を設計することが重要である。また、適切な遮音性を有する仕様とすることが重要である。

(10) 便所のブースの扉は、緊急時に外側から開けられる仕様とし、教職員が、必要に応じブース内の安全を確認でき、また、幼児児童生徒の発達の段階等に応じ容易に操作できる扉の高さ、施錠の方式とすることが望ましい。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の車いすの転回や導尿の処置、排泄指導のためのスペースを十分に計画することが重要である。便器の周辺には、幼児児童生徒の発達の段階等に留意しつつ、適切な位置に手すりを設置することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：女子用便所ブースは、ブース内で指導者が生理の指導を行うことのできるような広さを計画するとともに、用品等を置くための小棚を設置することが望ましい。

(11) このほか、障害の特性に応じて、以下の点にも留意することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：教室や位置を表示するための拡大文字、点字等による表示板等の設置について計画し、必要に応じ設置予定部分の壁、天井等を補強し、取り付け用金具等を設置するなど、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：補聴効果を上げるため、学習する室・空間の壁、天井等は、十分な遮

音性、吸音性を持つ仕様等とすることが重要である。特に、聴力検査室は、外部からの音を十分に遮断するため必要な防音のための措置を講ずることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：壁、出入口の建具等の下部に、車いす等の接触や衝突に対する保護のための措置を講じることが望ましい。また、上下階をつなぐスロープの踊り場や昇り口の近傍には、衝撃を緩和するための措置を講じることが望ましい。

なお、天井面の意匠や形状等を工夫したり、教材等を掲示できるような仕様とすることも有効である。

【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：浴槽は、介助方法に留意しつつ、適切な仕様、設置高さ等とすることが重要である。また、浴槽や水栓の周辺等には、手すりを、幼児児童生徒の発達の段階等に留意しつつ、適切な位置に設置することが重要である。

4 床

(1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：やむを得ず段差の生じる部分には、幼児児童生徒が容易に段差を認知できるような措置を講ずることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：床には、車いす等の通行の支障となるような隙間を生じないよう計画することが重要である。

(2) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。

(3) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。また、大規模な機械・機器等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても、十分な強度を備えることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：壁への衝突を防止する上で、壁周辺の床に適度の傾斜をつけることも有効である。

(4) 運動を行う空間の床は、バレー、バドミントン等のネットの支柱等必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが望ましい。

(5) 実験・実習に伴い振動の発生する室・空間又は振動を嫌う実験・実習を行う室・空間の床は、振動の伝播を防止できる仕様等とすることが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：振動により音の伝達を行う室・空間を計画する場合は、他の室・空間への振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。

(6) 情報機器の導入に対応し、必要に応じて、二重床、床ピット等による配線のための空間を計画することも有効である。

(7) 階段の段差は、幼児児童生徒が安全に昇降できる寸法とすることが重要である。また、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。

(8) 階段は、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や発達の段階等を考慮し、昇降しやすい一定の踏み面、蹴上げの寸法を設定するとともに、踏み面には、転倒やスリップ防止等のために滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止めを設けるこ

とが重要である。その際、弱視児等が階段の各段を容易に認知できるような措置を講じることが重要である。

また、スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な利用者が安全で使いやすいように、適切な勾配、手すりの設置等に配慮するとともに、滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

(9) 音の発生する室・空間の床は、十分な遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。

特に、校舎等の上に屋内運動場、プールを計画する場合は、他の室・空間への振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。

(10) このほか、障害の特性に応じて、以下の点にも留意することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：廊下等通行部分の床は、幼児児童生徒が通行の方向や位置などを認知できるように設計することが望ましい。その際、通行の方向にかかわらず教室の位置を認知できるように配慮することが望ましい。

また、開口部や階段など衝突や墜落・転落等の事故の生じるおそれのある部分の床は、点状ブロック等の敷設などにより容易に認知できるような仕様とすることが重要である。

【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システムを利用する室・空間の床は、可聴範囲に応じたアンテナの設置可能な仕様等とすることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

(1) 採光、通風、換気等を効果的に行うことができる配置、大きさ、形式等とすることが重要である。

【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：視覚を有効に活用する上で、積極的に自然光を取り入れることができるように計画することが望ましい。なお、その際、幼児児童生徒のまぶしさや口元の見やすさなどに配慮し、適切に明るさを調整できるよう計画することが重要である。

【病弱に対応した施設】：幼児児童生徒が日常的に利用する普通教室や動線空間は、病気の種類に応じ、必要となる採光、通風、換気等の条件の確保に十分留意することが重要である。

(2) 幼児児童生徒の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して脱落、破損等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児児童生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒が誤って外出することを防止するための措置を講じることが望ましい。特に、2階以上の階からの墜落等の事故が発生しないよう十分留意することが重要である。

(3) 遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ、断熱仕様の建具とすることが望ましい。

【聴覚障害に対応した施設】：聴力検査室の開口部については、適切な音響環境を確保できるよう計画することが重要である。

(4) 自立活動関係諸室や実験・実習等を行う室・空間の開口部は、指導や検査、実験・実習等の内容に応じ、必要な光、音、熱等に関する環境を確保・調節できるような構造、

形式等とすることが重要である。

【知的障害に対応した施設】：作業学習関係諸室の開口部についても、指導の内容に応じ、必要な光、音、熱等に関する環境を確保・調節できるような構造、形式等とすることが重要である。

(5) 奥行きの深い空間や面積の広い空間は、室内の採光、換気、室温、音響等に特に留意し、窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。

(6) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないよう、各種ガラスの安全性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。

また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。

情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、安全対策に十分配慮して計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：弱視児等がガラスを容易に認知できるような措置を講じることが重要である。

(7) 幼児児童生徒が開閉する窓、出入口等のクレセントやノブ等の開閉装置は、操作しやすい仕様のものとし、幼児児童生徒の実態等に応じた高さに設計することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒の開閉による飛び出しや墜落等の事故が発生しないよう、安全対策に十分配慮して設計することが重要である。

(8) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

(1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。

(2) 見通しの機能を持たせる窓は、幼児児童生徒の目の高さを勘案して、高さ等を設定することが重要である。その際、車いす利用の幼児児童生徒の視線の位置に留意することが重要である。

(3) 幼児児童生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、光の方向に留意した適切な位置に設計することが重要である。

(4) 日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ、日照を調節できるような庇の形状、ガラスの選定等について検討することが望ましい。

(5) 学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には、外部からの光を適宜遮断できるような設備等を設けることが望ましい。

(6) 窓による自然換気を行うことが必要な室・空間の窓は、位置、開閉の方法等に留意した有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。

(7) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、幼児児童生徒の墜落防止のために、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。

【知的障害に対応した施設】：必要に応じ、中間に開放ストッパー等を設けることが望ましい。

- (8) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (9) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (10) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の幼児児童生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。

また、敷居部分に通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故防止等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具の使用等多様な移動方法に応じた必要かつ十分な幅を計画することが重要である。なお、必要に応じ、開閉時の安全性に十分留意しつつ、適所を自動扉とすることも有効である。

- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
 - (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
 - (4) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等については、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児児童生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが重要である。
- また、避難動線上にある防火戸は、避難時の開閉及び通行に十分留意して設計することが重要である。

4 換気口等

- (1) 必要に応じ、換気口を各室・空間に設けることが望ましい。なお、臭気、湿気等の発生しやすい室・空間等には、室内空気汚染の低減のため、恒常的に自然換気が得られるよう換気口を設けることが重要である。
- (2) 吸気及び排気孔は、必要かつ十分な開口面積を確保し、適切な設置位置、開閉形式等とすることが重要である。
- (3) 日常用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

- (1) 環境条件による影響に対して十分な耐性のある設計とすることが重要である。
- (2) 学校や地域の歴史及び伝統を踏まえるとともに、幼児児童生徒の学習及び生活の場としてふさわしく、地域の景観、風土等と調和し、かつ、地域の文化的な施設としての雰囲気を備えるよう設計することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：視覚、触覚による情報伝達や誘導を行うために、材質や明度、色相又は彩度を有効に活用して設計することが重要である。

2 材質

- (1) 気候的な条件や経年に対して汚れや変容等を生じにくく、かつ、清掃等の維持管理の容易な材質のものを使用することが重要である。
- (2) 学校周辺の状況に応じ、燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。
- (3) 地域のそれぞれの環境条件に応じて、構造体を保護できるような材質のものを使用することも有効である。
- (4) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

3 屋根、外壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の活動空間に面する部分は、幼児児童生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。また、情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮して特に安全な形状等とすることが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：壁や柱などの出隅部分は、幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。
- (3) 多雪地域においては、雪の落下による下部の屋根やサッシュ等の被害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。
- (4) 犬走りやテラスその他幼児児童生徒が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

- (1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や幼児児童生徒の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、高さや傾斜等の調整が可能なものや机面が広いものなど、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、人体寸法にあった家具や遊具等を計画することが重要である。
また、教室等の使い方を多様にするため、適切な可動式家具を設置するなどの工夫も有効である。
- (3) 幼児児童生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生の

ない、又は少ない材料を採用することが重要である。

- (4) 各室・空間に求められる機能や環境条件に応じ、温かみのある材質や色彩・形状の家具を導入することが重要である。
- (5) 地場産材等を生かした木製家具等について計画することも有効である。

第6 その他

1 屋上

- (1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。
- (2) 保守点検を行いやすい計画とともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。
- (3) 地域の景観等を考慮した形状として計画することも有効である。
- (4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (5) 屋上への出入口は、幼児児童生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては、幼児児童生徒が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー、テラス、吹抜け

- (1) 幼児児童生徒による学習等での利用を考慮するとともに、憩いの場ともなるように、計画することが重要である。
- (2) 円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さと十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。
- (3) 笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

- (1) 水槽、附属施設等の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に消毒剤の気散によりプール室の天井、壁等が腐食しないように留意することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (2) 出入口その他の部位の気密性に留意して設計することが重要である。
- (3) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつよう設計することが望ましい。
- (4) このほか、障害の特性に応じて、以下の点にも留意することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：水槽には、誘導や壁面への衝突防止等のために必要な措置を講じることが重要である。また、プールサイドには、誘導材・設備の設置など水槽への転落防止等のために必要な措置を講じることが重要である。

【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：水槽内への出入りを行いやすいよう、昇降装置やスロー

プでの出入りなど出入りの方法等に応じ、水槽への出入り部分やプールサイドの縁等を設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドには、臥位等の姿勢での利用など、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態を考慮し、感触が良く滑らかな材料による仕上げ部分を計画することが望ましい。

4 手すり

(1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児児童生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。

情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、墜落防止等の十分な安全性を確保することが重要である。

(2) 廊下・階段等の手すりは、幼児児童生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状とし、幼児児童生徒の体格等に適した高さに連続して設置することが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の使用など、多様な移動方法等に適した高さに設置することが重要である。

(3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：必要に応じ、幼児児童生徒の一人歩き用の手すりを設置することも有効である。

(4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒への位置や進行方向の状況、手すりの終端等必要な情報を伝達するための措置を講じることが望ましい。

(5) 便所、浴室等の手すりは、幼児児童生徒の体格や身体の動きに関する状態等に応じ、円滑に諸行為を行うことができるように形状、設置位置等を設計することが重要である。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。特に、屋外に避難路^{*}を計画する場合においては、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。

※避難路：避難する際に通行する道路、通路、階段そのもの。一方、避難経路は、ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。

- (2) 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
- (3) 階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないよう、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- (4) 屋外における幼児児童生徒の多様な活動内容等を十分勘案した適切な空間構成、配置等を計画することが重要である。
- (5) 幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じた人体寸法、動作寸法、行動特性との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、各々の利用にとって妨げとならないよう各施設部分を計画することが重要である。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等での活動や移動に十分留意して設計することが重要である。
- (6) 幼児児童生徒の自然体験を豊かにするため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜等を有効に活用するよう各施設部分を計画し、設計することも有効である。
- (7) 環境を考慮した学校施設としての取組として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。その際、環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。
- (8) 手洗い、うがい等のための設備を設置する空間を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。

2 総合的な計画

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学習活動の展開状況等を考慮し、学習や生活において身近に利用できるバルコニー、テラス、ピロティ及び十分な広さの庇下の空間などの半屋外空間との連携や役割分担に配慮しつつ、これらの空間と総合的に計画することが重要である。
- (2) 屋外における各施設部分・空間等は、相互の調和や連続性に配慮するとともに、関係する建物部分との連絡に留意し、建物部分との景観上の調和を図るなど学校施設全体としてまとまりのある空間として計画することが重要である。
- (3) 文化的な環境づくりのために、舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。

3 地域社会への貢献

- (1) 周辺の町並み、景観、雰囲気等と調和し、地域の文化的な施設としてふさわしい印象を与えるように計画することが重要である。
- (2) 地域の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習における利用や、学校開放などにおける地域住民等の利用を考慮し、学校教育に支障を生じさせることなく、屋外運動施設等を安全かつ円滑に利用することができるよう計画することが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (1) 幼児児童生徒の障害の特性等を考慮しつつ、運動の種類、利用形態等に応じ必要な機能を確保するように計画することが重要である。その際、学校開放時や地域の小・中学校等との交流及び共同学習における利用を考慮して計画することが重要である。

【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒への指示等を提示する装置等の設備・機器を適切に配置できるように面積、形状等を計画することが重要である。

【聽覚障害に対応した施設】：集団補聴システムを利用する場合は、可聴範囲に応じたアンテナの設置等に配慮して屋外運動施設の構造、仕様等を計画することが重要である。
- (2) 屋外運動場、各種コート等を、設定された施設機能に応じ、それぞれの関連性や相互の影響を考慮し、附属施設との連絡に留意しつつ、適切に配置することが重要である。
- (3) 緑地などによる緩衝帯を計画することも有効である。
- (4) 運動器具庫、手・足洗い場、便所、更衣室等の附属施設は、学校開放時も踏まえた利用状況に応じ適切な面積を確保し、幼児児童生徒が利用しやすいよう配置することが重要である。また、維持管理のための用具等を収納し、管理する倉庫等の施設を適切な位置に計画することが重要である。
- (5) 必要に応じ、周辺住民への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。
- (6) 避難所となる場合には、断水時でも便所が利用できるよう、マンホールトイレを整備することも有効である。
- (7) 必要に応じ、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また、観覧のための空間を確保することも有効である。
- (8) 屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するように形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 屋外運動場

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、運動能力、運動技能等の程度等に応じた多様な運動内容やグループでの活動等を安全に行うことができるような面積、形状、寸法等のフィールド、トラック等を確保するよう計画することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：走行を補助する装置等を、必要に応じ、フィールド内や運動場の周辺部のランニングルート等に設置できるように計画することも有効である。
- (2) 球技等の実施に必要な面積、寸法、形状等のフィールドや、陸上競技の実施に必要な規模のトラック、直走路等を確保するように計画することが望ましい。

- (3) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、車いすや補助用具等の多様な形態による移動等に十分留意しつつ、気候・土壤条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：足触りのよさについても配慮することが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用しての利用に十分留意して計画することが重要である。
- (5) 固定施設等は、幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性、利用状況等に応じ必要な種類、数等を検討して、幼児児童生徒のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児児童生徒の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用しての利用に十分留意して選定することが重要である。
- (6) 固定施設等については、定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。
- (7) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上競技やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である。

3 幼児児童用屋外運動場等

- (1) 幼児児童が年齢に応じたふさわしい内容の運動、遊び等を実施することができるよう必要な面積、形状等を備えた幼児専用又は児童専用の遊び場・運動場を計画することが望ましい。
- (2) 幼児又は児童の生活領域に近接させて計画することが望ましい。
- (3) 各部は、幼児児童生徒のみで利用しても十分な安全性を確保できるように留意して計画することが重要である。
- (4) 芝生を用いる場合には、車いすや補助用具等の多様な形態による移動等に十分留意しつつ、気候・土壤条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 固定遊具は、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児児童数や発達の段階、興味・関心や障害の特性、必要性、利用率等を十分勘案して、適切な種類、数、規模、設置位置等を計画することが重要である。
- (6) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児児童の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (7) 幼児児童の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。
- (8) 安全に留意しつつ築山、人工の川や池、すべり台等を設けることが望ましい。
- (9) 揺れ、回転、滑降等を伴う固定施設の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。

4 コート

- (1) ボール運動・球技の実態等に応じ、適切な面積、形状等のコートを確保するよう計画することが望ましい。
- (2) 構造及び仕様は、表面が平滑で適度な弾力性を備えるとともに、良好な排水が得られるように計画し、設計することが重要である。

5 屋外プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮し、長さ及び幅を適切に設定して必要な水面積を確保するよう計画することが重要である。その際、水中での身体の動きに関する指導など、自立活動のための場としての利用も考慮して計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：誘導や壁面への衝突防止等のために必要な措置を講じることが重要である。

- (2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、幼児児童生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (3) 幼児や低学年児童等が楽しく遊ぶことのできるよう形状等を工夫したプールを計画することも有効である。

- (4) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。

- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。

- (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して、十分な広さを確保するとともに、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは、水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは、車いす等での利用を考慮して、必要な規模を確保することが重要である。また、感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。

- (7) 附属施設は、幼児児童生徒の障害の特性及び利用状況等に応じ適切な面積を確保し、指導者や見学者の動線の設定に留意しつつ利用しやすいように配置することが重要である。また、更衣室に隣接して洗濯機や乾燥機の設置スペースを計画することも有効である。なお、附属施設は、プールの各施設部分を含め、幼児児童生徒が認知しやすい配置構成とすることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：附属施設は、車いすや歩行器、杖等を使用する幼児児童生徒が安全かつ円滑に利用しやすいように計画することが重要である。

- (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第6章 屋外計画

- (9) 必要に応じ、採暖室や開放時の保護者の控え室を計画することが望ましい。
- (10) 必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。
- (11) 周囲に遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。
- (12) 利用期間の延長や見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点から、上屋を設置することも有効である。
- (13) 必要に応じ、プールの利用者に対する危険発生等を周知させるための放送設備を計画することが望ましい。また、利用者への適切な警告や注意をするための看板や標識類を施設の入り口付近等の目に付く位置に設置することも有効である。
【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：指示・注意等のための設備・機器を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (14) 水槽内への出入りをしやすいよう計画することが重要である。
【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：水槽への出入り部分やプールサイドの縁等は、移動装置やスロープの利用など、水槽内への出入り方法等に応じた仕様とすることが重要である。
- (15) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

第3 屋外教育環境施設

1 共通事項

- (1) 生活、理科、総合的な学習の時間等の学習活動における利用内容、利用方法等に応じ、安全かつ効果的に活用することのできる機能を備えるよう施設種類、施設内容等を適切に計画することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の障害の特性を考慮しつつ、幼児児童生徒数、利用状況等を考慮して必要な面積その他の規模を確保し、適切な設備の種類、数等を計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用している幼児児童生徒も利用しやすいように位置、仕様等を計画することが重要である。
- (3) バルコニー、テラス、ピロティ、庇下の空間など半屋外空間を運動、集会、教科学習、自立活動等の指導の場として活用できるように計画することも有効である。
- (4) 用具庫、手・足洗い場、便所等の附属施設を、屋外運動用のものとの兼用も考慮しつつ、利用状況に応じ適切な面積を確保し、幼児児童生徒が利用しやすいように配置することが望ましい。

2 屋外学習施設

- (1) 様々な自然体験学習を可能とするよう、安全面及び衛生面に留意しつつ、観察、実習等のための適切な植物、魚、動物等を選択し、組み合わせて計画することが重要である。
- (2) 水生植物、水生動物等の観察を行うことのできるような小川、池等を設ける場合は、適切な水深等とし、水質の保全に留意して計画することが重要である。
- (3) 敷地内に地域の自然を確保した生物の生息空間（ビオトープ）を計画することも有効である。
- (4) 作業テラスは、関係する室・空間に隣接した位置に利用人数、利用内容等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。また、雨天時にも利用できるように屋根を

架けることも有効である。

- (5) 飼育舎等は、飼育する動物の成育に必要な環境条件を確保するよう位置、仕様等を計画するとともに、飼育に必要な活動空間や収納空間をその配置構成に留意して計画することが重要である。

また、排泄物の一時保管等のための施設は、最終的な処分の方法を考慮しつつ、適切な位置に計画することが重要である。

- (6) 農場等は、栽培する植物の生育に必要な環境条件を確保するよう位置、仕様等を計画するとともに、栽培に必要な活動空間、収納空間をその配置構成に留意して計画することが重要である。

- (7) 収穫物の貯蔵施設は、運搬方法や収穫物の洗い場や処理方法等を考慮しつつ、適切な位置に計画することが重要である。

3 屋外集会等施設

- (1) 地域との連携、交流の場としての活用も考慮し、中庭、前庭等の外部空間を屋外ステージや語らいの広場として計画したり、散策路や遊歩道等を敷地形状や自然の地形などをを利用して計画することも有効である。

- (2) 屋外ステージは、利用内容、利用人数等に応じ必要なステージ、観客席等を配置できるような面積、形状等とすることが望ましい。

- (3) 語らいの広場等は、ベンチ等の配置、植栽、意匠等を工夫して、憩い、交流等にふさわしい雰囲気に計画することが望ましい。

- (4) 遊歩道・ジョギングコース等を校地周辺部の緑地やグラウンドの周囲に計画することも有効である。なお、適度な弾力性と良好な排水性を確保するように設計することが重要である。

- (5) 幼稚部の児童のために、適当な面積、形状、砂質等の砂場を計画することが望ましい。なお、砂場は、安全面及び衛生面における維持管理に十分留意しつつ、日当たりが良く安全かつ効果的に利用できる位置に計画することが重要である。

- (6) 幼稚部の児童のために、水質管理ができる水遊び場を計画することが望ましい。また、水質管理や利用形態に十分留意しつつ、安全かつ効果的に利用できる規模、形状の小川や池、可動式の水遊び場を計画することも有効である。

なお、水遊び場は、日当たりが良く、安全かつ衛生的に管理できる位置に計画することが重要である。また、必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。

4 屋外運動広場

- (1) 幼児児童生徒の自発的、自主的で活発な運動、ゲーム等を促すための施設、設備等を計画することが重要である。

- (2) 幼児児童生徒の障害の状態、発達の段階及び年齢段階等に応じた体力、運動内容等を考慮し、運動技能の向上に資するような施設規模、設備の形状、寸法等とすることが重要である。

- (3) 施設の形状及び設備の機能、形状等は、幼児児童生徒の運動能力等を考慮して十分安全に計画することが重要である。

5 屋外自立活動施設

第6章 屋外計画

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じた施設、設備等を、屋内の自立活動関係教室や普通教室等と連絡の良い位置に計画することが望ましい。
- (2) 他の屋外教育環境施設等と連携させつつ総合的に計画することも有効である。

第4 緑地

1 共通事項

- (1) 植栽のもつ機能を積極的かつ効果的に学校施設に取り入れることが重要である。
- (2) 維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、学校独自の緑化方針に基づき、長期的な展望のもとに緑化計画を策定することが重要である。
- (3) 土地的条件、気候的条件や樹木等の特性を考慮しつつ有棘、有害、有毒寄生虫等の有無に留意し、適切な植物材料を選定することが重要である。また、幼稚部の幼児や小学部低学年の児童のために、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等を身近に観察できるように計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：柔軟な枝葉の樹木やにおいのある花木を効果的に活用することが望ましい。また、幼児児童生徒が触れても安全な種類のものを選定することが重要である。
- (4) 明るい雰囲気を作り出し、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできるよう計画することが望ましい。
- (5) ベンチ等を配置するなどして自然との触れ合いを促す雰囲気に計画することが望ましい。
- (6) 校地内に緑化の空間を十分確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

2 樹木

- (1) 郷土産のものを中心に、四季の変化、生態、生理等を観察できるような樹種を選定することが望ましい。
- (2) 樹木の配植は、目的とする機能を有効に発揮できるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、校舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。なお、植物の長期的な自然の生態を観察できるような自然林などを計画することも有効である。
- (3) 校地周辺部への樹木の配植は、周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するとともに、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気となるよう計画することが望ましい。なお、樹高の高い樹木をまとまりをもたせて校地周辺部等に配植することも有効である。
- (4) 校舎等の建物周囲への樹木の配植は、室内の採光、通風等に支障を生じることのないように計画することが重要である。
- (5) 樹形、配植する空間の規模との釣合等に留意しつつ、1本又は数本の樹木を前庭部、建物周囲、校庭等にポイント的に配列することも有効である。
- (6) 安全性に留意しつつ、幼児や小学部低学年児童が木登りなどの遊びができる樹種を選定することも有効である。

3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを、前庭部、校舎等の建物周囲、法面部、沿道部等に計画するこ

- とも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は、維持管理や防犯上死角の原因とならないよう十分留意しつつ、目的、場所等に応じて適切な樹種を選定し、ある程度の密度をもって配植することが望ましい。
 - (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には、植え込みに日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。

4 芝生

- (1) 維持管理、植栽場所及び車いすや補助用具等の多様な形態による移動等に十分留意しつつ、芝生の植栽による運動の安全性、多様性等の効用を、効果的に活用することも有効である。特に、幼稚園や小学校低学年児童の遊び場等となる保育室、普通教室の前面等に芝を配植することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。

5 花壇

- (1) 設置位置は、日当りがよく、目につきやすく、かつ、管理の容易な場所とすることが望ましい。特に、幼稚園児生徒が自発的、自主的に世話をできるように、位置、規模等を計画することが望ましい。
- (2) 栽培する草花等の種類は、開花の時期及び期間、管理の難易等を十分検討し、適切な種類のものを選定することが望ましい。
- (3) 幼稚園児生徒の活動に対して十分安全な形状等とすることが重要である。なお、複雑な形状及び過度の広さとすることは避け、周囲をレンガ、ブロック等で縁どり、適当な規模に区画することが望ましい。
- (4) 花壇とは別に、花壇面積に応じ十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

6 生け垣

- (1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で、侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮蔽の必要な部分に生け垣を計画することも有効である。
- (2) 生け垣を計画する場合は、場所及び目的に応じ、生け垣の種類や使用する樹木等を選定し、防犯上も考慮し計画することが重要である。また、景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。
- (3) 校地周辺部に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、変化をもたせ、厚みを感じるよう計画することが望ましい。
- (4) 校地内の施設の境界に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、区画する施設その他の背景と調和し、かつ、校地内の良好な景観を構成するよう樹種、配植等を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

- (1) 幼稚園児生徒の通行量が最大となる時間帯の通行密度、スクールバスや緊急車両の通

第6章 屋外計画

行等を勘案して、十分な幅の通行部分を確保するよう設計することが重要である。なお、車輌の通行する門を幼児児童生徒の通行用とは別に計画することも有効である。

- (2) 幼児児童生徒の道路への飛び出しを避けることができるよう、門及び門周りの囲障の仕様、配置等を計画することが望ましい。特に、情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、十分な安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 車輌の通行部分の設定に留意することが重要である。
- (4) 門廻りの囲障等の仕様、配置等に留意しつつ、必要に応じ、教職員や保護者など関係者の出入りのための通用門を設けたり、門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。
- (5) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。
- (6) 地域の公的な施設としてふさわしい象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。
- (7) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。
- (8) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者等の利用に支障が生じない配慮することが望ましい。
- (9) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (10) 避難所等となる場合においては、避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。

2 屋外通路

- (1) 幅員、形状、床面の仕上げ等を適切に計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：誘導のための設備等を適切に計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用しての通行に十分配慮して計画することが重要である。
- (2) 日常的に利用される屋外通路には、雨天時や降雪時における円滑な移動のための措置を講じることが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合の病院等との往来の通路には、雨天時や降雪時における円滑な移動のための措置を講じることが望ましい。
- (3) 積雪寒冷地域等においては、必要に応じ、積雪・凍結防止のための措置を講じることが重要である。

3 囲障等

- (1) 囲障は、地域の状況に応じ、防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみの感じられるように計画することが望ましい。

- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとすることが重要である。
また、隣接建築物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保するよう設計することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配植することが重要である。
- (5) 運動場と校舎等の建物との位置関係、運動場周辺の住宅、道路等の状況等に応じ、防球ネット、フェンス等を計画することが望ましい。なお、敷地境界に計画する場合は、植栽や生け垣等と組み合わせて計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

4 自転車等駐車場

- (1) 通級による指導や教育相談等のための来校や、学校開放時の利用等も考慮しつつ、駐輪台数に応じ、出し入れしやすいように適當な間隔を取って駐輪できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 効率的な駐輪や転倒等の防止に配慮して計画することが望ましい。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。

5 駐車場

- (1) 通級による指導や教育相談等のための保護者等の来校や、学校開放時の利用等も考慮しつつ、幼児児童生徒の安全に十分配慮した上で、適當な数の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等の駐車場を適切な位置に計画することが重要である。
【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：必要に応じ、臨床実習等に係る外来者用の適當な数の車の駐車場を計画することも有効である。
- (2) 幼児児童生徒の乗降のためのスペースには、雨天時等に配慮し屋根を設けることが望ましい。
- (3) 騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。
- (4) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。
- (5) 登下校時のスクールバスの乗降スペースは、昇降口と連絡のよい位置に、待合いや安全かつ円滑な乗降のための十分なスペースを確保するよう計画することが望ましい。
- (6) 保護者等の送迎等のために車寄せのある出入口を、安全性に十分配慮して計画することが望ましい。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 幼児児童生徒が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (2) 大地震後、構造体等に大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計用地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。
特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。
- (4) 必要となる空間、設備等の改造等に対し、構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。
- (5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保できるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し、十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。
- (3) 将来の施設機能の変化に対応するため、構造体自体の耐久性を高めるとともに、内部区画・仕上げ等の部分は将来の改修、変更を許容し得るよう構造体と分離する等、適切な耐久性を持ち長期間有効に使用できる建物として計画することが望ましい。

第2 上部構造

1 建物形状

- (1) 変形、ねじれ、力の集中等ができるだけ生じさせないよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。
- (2) 構造的な均衡、将来の室機能及び設備の変更等に留意し、階高及びスパン割を適切に設定することが重要である。
- (3) 複数の構造種別を組み合わせる場合や不整形あるいは細長い形状の建物とする場合には、建物各部に不均衡な力が生じないよう構造的に適切に分割して設計することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 建物自重及び積載荷重を実状に応じ設定し、当該建物にかかる鉛直力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造形式を適切に設定し、当該構造形式に応じ、部材の必要な断面を確保することが

重要である。

- (3) たわみや振動などを生ずることがないよう横架材の配置及び床版の面積を適切に設定し、必要な部材断面を確保することが重要である。

3 地震、風等による水平力に対する設計

- (1) 地盤条件や建物形状等に留意しつつ、地震・風等による当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中などを生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。
- (3) 二次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等の剛性への影響に十分留意し、せん断破壊等を生じないように設計することが重要である。
- (4) ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。
- (5) 各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分取ることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。
- (6) 建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性状について十分検討することが重要である。
- (7) 鉄骨造及び木造の建物は、変形が過大とならないように設計することが重要である。また、鉄骨造の柱・梁端部（柱脚部、梁と鉄筋コンクリート構造体の接合部）や筋交い接合部の設計では構造体の十分な韌性の確保に配慮することが重要である。
- (8) やむを得ず高層化する場合は、風等による振動や構造体の変形等に十分留意することが重要である。

4 積雪に対する設計

- (1) 当該建物にかかる積雪荷重を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 大スパンの構造物は、屋根の形状を十分考慮して積雪荷重を設定することが重要である。特に、屋根面の積雪の分布が著しく偏る状態が予想される場合には、その影響について十分検討することが重要である。
- (3) 多雪地域において屋根に雪の落下を抑制する措置を講じる場合には、屋根面の積雪荷重の設定に特に留意することが重要である。

5 洪水、高潮、津波に対する設計

学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児児童生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。

6 その他

- (1) 建物から突出する部分は、老朽化等により落下等の事故を生じないよう十分な強度を確保するように設計することが重要である。また、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するように設計することが重要である。

- (2) 広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に繋結することが重要である。
- (3) 天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。

第3 基礎

1 共通事項

- (1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び杭の種類を適切に設定することが重要である。
- (2) 構造的に一体となる建物の基礎形式は1種類とし、良質かつ同一の地盤に支持させることが重要である。
- (3) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意して適切な基礎工法を計画することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、支持させる地盤の土質、地耐力等に応じ十分な接地面積を確保し、断面形状を適切に設計することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、中間層の土質、支持層の地耐力等に応じ、支持方式を適切に設定し、杭の種類、断面形状等を適切に設計することが重要である。
- (3) 地盤沈下を生じている地域及びその可能性がある地域において杭基礎を用いる場合には、必要に応じ、負の摩擦力の検討を行うことが重要である。

3 水平力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては、雨水等による洗掘、寒冷地における凍上等に留意しつつ、水平力に対する抵抗を考慮し、基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては、必要に応じ、負担する水平力に対する杭の安全性を検討することが重要である。
- (3) 杭基礎の場合においては、地震等により建物にかかる水平力を確実に地盤に伝えることができるよう基礎スラブと杭頭との接合部に必要な強度を確保することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

1 優先的な耐震化対策

地震発生時における幼児児童生徒の人的被害を防止するため、個々の学校施設の耐震性能を的確に把握した上で、当該地域に予測される地震動の大きさも考慮し、倒壊又は大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に改修や耐震補強等の耐震化事業を実施していくことが重要である。

2 耐震化推進計画の策定

- (1) 地方公共団体等の設置者は、耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画を策定するため、行政関係者、学校関係者、学識経験者等で構成する検討委員会を設置することが重要である。
- (2) 耐震化推進計画を策定する際には、一定の期間を設定し、具体的な目標を設定することが重要である。また、策定した目標が実現可能となるよう年次計画を設定し、耐震化

の着実な推進に努めることが重要である。

- (3) 具体的な耐震補強方法の選択に当たっては、様々な工法について工事費や工事単価を比較検討するなど、合理的な耐震化推進計画の策定に努めることが重要である。
- (4) 地方公共団体等の設置者は、所管する学校施設の耐震診断結果や耐震化推進計画の内容等について、学校関係者に対し公表した上で、耐震化事業の緊急性等について幅広い合意を形成していくことが重要である。

3 非構造部材の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材、体育器具、照明器具、電気・機械設備機器、家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 質的向上への対応

既存施設の耐震化を推進する際、多様な学習形態への対応、情報環境の整備、ゆとりと潤いのある施設づくり等、学校施設の質的向上にかかる課題についても併せて十分に検討し、総合的な見地から必要な対策を講じることが重要である。

第5 その他

1 建物付設物

- (1) 塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。
- (2) 建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

2 渡り廊下

- (1) 渡り廊下を設ける場合には、基礎、架構等の各部材及び接合部には十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 渡り廊下と校舎、屋内運動場等との取合い部は、構造的に分割するなど地震時等に被害を受けないように留意して設計することが重要である。

3 屋外施設

- (1) フェンス、バックネット、大型ポール等を設ける場合においては、基礎の根入れ深さを適切に設定し、基礎、支柱等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 門柱、塑像、石碑等を設ける場合においては、基礎等の根入れ深さを適切に設定し、基礎、台座等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (3) 小規模な構造物等で組積造とする場合においては、基礎の根入れ深さを適切に設定し、配筋及び控壁の設置などに留意しつつ、基礎、壁体等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において幼児児童生徒の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画し、設計することが重要である。

複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等に留意し、施設設備の安全性及び機能性等を十分に考慮して計画し、設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の多様な移動方法で活動する幼児児童生徒の動きを妨げることのないよう、配管、配線とそのカバー、設備の中継機器等を計画し、設計することが重要である。

- (2) 幼児児童生徒の誤っての接触や、車いす、遊具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し、設計することが重要である。また、機器等の設置及び配管は、地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画し、設計することが重要である。
- (4) 誤動作の防止など安全面に十分配慮して、機器等の電源スイッチ等の配置などを工夫することが重要である。

2 信頼性

- (1) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計することが重要である。
- (2) 構造体の変形に柔軟に追従できるよう配管、配線等を設計することが重要である。

3 機能性

- (1) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮しつつ、学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう平面計画、各室計画等と総合的に計画し、設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒が利用する際に教員等が介助しやすいよう、仕様、設置位置等に十分留意して計画し、設計することが重要である

【病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等により必要な環境条件が異なることに十分留意して計画し、設計することが重要である。

- (2) 将来の学習内容・形態等の変化、情報通信機器の導入及び機器の進展等に伴い必要とされる機能の変化等に柔軟に対応できるよう、計画し、設計することが望ましい。
- (3) 環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。
- (4) 災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。

4 快適性

- (1) 自然環境を最大限活用しつつ、光、空気、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持で

きるよう計画し、設計することが重要である。

- 【病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等の状態に十分留意して計画し、設計することが重要である。
- (2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮しつつ、各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、適切な環境が得られるように計画し、設計することが重要である。

5 利便性

- (1) 各室・空間の利用状況等に応じ利用者が各設備を適宜運転し、停止し、又は調節することができるよう操作性の確保や系統の設定などに留意して計画し、設計することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：必要に応じ、幼児児童生徒が触覚を利用して操作装置の位置や種類を識別し、安全に操作できるような仕様とすることが重要である。また、各種設備の運転、停止等の状況を聴覚や触覚で確認できるように計画し、設計することも有効である。

【聴覚障害に対応した施設】：各種設備の運転、停止等の状況を視覚で確認できるように計画し、設計することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：操作時の姿勢や上肢・下肢の運動・動作の能力等に配慮して計画し、設計することが重要である。

- (2) 室・空間を分割して利用することを計画する場合は、分割した各空間において必要となる設備を確保し、適宜操作することができるよう設計することが重要である。
- (3) 構造体や内部区画及び仕上げの形式に関わらず設備機器の更新・増設等に柔軟に対応できるようにするとともに、必要とする維持管理を適切に行うことができるよう、維持管理の方法について十分検討して計画し、設計することが重要である。

6 効率性

- (1) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給できるよう平面計画及び各室計画と併せて総合的に検討して計画し、設計することが重要である。その際、各設備を各棟、各室ごとに個別に制御できるようなシステムを計画し、設計することが望ましい。
- (2) 設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計することが望ましい。
- (3) 太陽熱給湯や太陽光発電、風力発電等を利用した設備の導入については、導入規模、維持管理方法、休暇期間中の対応、効果等を十分考慮して計画することが望ましい。
- (4) 節水型機器の導入、雨水や中水の便所洗浄水や校庭散水への利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫をすることが望ましい。

第2 照明設備

1 共通事項

- (1) 照明器具は、障害の特性等を考慮しつつ、当該空間の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度を確保し、見やすくまぶしさのない良質な光の得られるものを選定し、設計することが重要である。

情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、螢

光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：弱視児にとって適切な照度を考慮して調光等の可能な仕様とともに、柔らかな光が得られるよう照明の方式等を工夫して設計することが重要である。

【病弱に対応した施設】：調光等の可能な仕様、配置等とともに、病気の種類に応じ、紫外線を制御する照明の導入を検討することが重要である。

- (2) 照明器具の配列は、当該空間の面積、形状等に応じ、活動空間の各部における明るさの分布が均一となるよう、また、まぶしすぎないよう設定することが重要である。
- (3) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理等の方法、他の活動空間や周辺地域等に与える影響等について十分検討し、適切に決定することが重要である。特に、夜間照明については、光が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。
- (4) 照明の配線系統は、適宜各部の照明の点滅等を行うことができるよう照明器具の配列等に応じ適切に計画し、設計することが重要である。
- (5) 照明の点滅装置は、操作しやすい仕様のものを選定し、適切な位置に配置することが重要である。また、省エネルギーの観点からは、センサー等を利用した方式を選定することも有効である。
情緒障害や自閉症、A D H D 等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、幼児児童生徒が容易に操作できない位置に点灯スイッチを配置するなどの工夫をすることも有効である。
- (6) 変化のある空間づくりのために、均一な照度を確保するための全体照明とは別に、照度に変化を持たせた雰囲気づくりのための照明計画を行うことも有効である。

2 室内照明設備

- (1) 各室・空間の照明の方式、器具の種類、配列及び設置位置は、障害の特性等を考慮しつつ、当該各室・空間の面積、形状等に応じ適切に設定し、設計することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：各室・空間の照明の方式、器具の種類、配列及び設置位置は、弱視児にとって必要かつ十分な水平面及び鉛直面の照度を確保できるよう設計することが重要である。

- (2) 授業時などにおいて幼児児童生徒が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は、光源が直接幼児児童生徒の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し、向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。

- (3) コンピュータや視聴覚機器を設置する室・空間の照明設備は、コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止できるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し、ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。

- (4) 視聴覚教室等の視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は、必要に応じ、室内各部の照度を調節できるよう設計することが望ましい。

【聽覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒から教員等の口元や表情、手指の動き等が明瞭に見えるようスポットライト等を計画することも有効である。

- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じること

が重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

- (6) 作業学習関係諸室等の照明設備は、材料運搬に伴う破損防止に配慮した仕様等とすることが重要である。また、機械等を操作する部分に必要な照度を確保できるような配置、方式等とすることが重要である。
- (7) 災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常に電力供給量が不足する場合にも有効である。
- (8) 避難所となる場合には、居住スペースとなる部分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないよう、調光機能付きの照明とすることも有効である。

3 屋外照明設備

- (1) 外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状況等を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。
- (3) 防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。
- (4) 避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。

第3 電力設備

1 コンセント

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、当該各室・空間における電力を使用する教育機器等の種類、数、使用電力量等を適切に把握するとともに、将来における各室・空間の使用方法等の変更にも対応できるよう設計することが重要である。
- (2) 各室・空間におけるコンセントの設置は、使いやすい位置に、事故防止に配慮した安全な仕様で設計することが重要である。なお、教育機器や情報機器などの多様な利用方法等に応じ、天吊り型のコンセントを計画することも有効である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：電動車いすや補助用具等を使用しての移動に配慮しつつ、使いやすい位置に設計することが重要である。
- (3) フロアコンセントを設ける場合は、清掃等の維持管理に留意し、位置、設置方法等を十分検討して設計することが重要である。
- (4) 電圧の高いコンセントには、事故の発生を防止するための十分な措置を講じることが重要である。
- (5) 安全性を考慮し、特に湿潤な部分や実験机・台などに設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するように設計することが望ましい。
- (6) 作業学習関係諸室等には、機械等の使用状況を表示できるような仕様の配電盤を設置することが望ましい。

2 受変電設備、自家発電設備等

- (1) 受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。
- (2) 災害による停電時にも医療器具などに電気が使えるよう、安定的な電力の供給が可能な自家発電設備等を整備することが重要である。
- (3) 電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。
- (4) 受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。
- (5) 受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの安全対策を講ずることが重要である。
- (6) 太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。
- (7) 風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。
- (8) 配線の系統は、用途等に応じ適切に区分して設計することが望ましい。

3 充電設備

充電設備を設ける場合は、電動車いすなどの充電を必要とする機器等の利用状況を的確に把握し、適切な容量のものを、利用・管理しやすい位置に、感電等による事故防止に十分留意して設計することが重要である。

第4 情報通信設備

1 共通事項

- (1) 映像系、音声系、情報系の設備は、幼児児童生徒の障害の特性に配慮し、組み合わせによる利用も考慮しつつ、利用目的・内容に応じ、適切なシステムを計画し、設計することが重要である。その際、学習活動における積極的な活用に加え、障害の特性等に応じた情報保障を図るよう機能性を考慮して計画し、設計することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等他の施設での学習において視聴覚設備を効果的に利用できるようなシステムを計画し、設計することが望ましい。
- (2) 将来の機器等の発達に柔軟に対応できるようなシステムを検討し、設計することが望ましい。

2 映像系設備

- (1) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の增幅、各室への配線経路等に十分留意することが重要である。
- (2) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理の方法等について十分留意して設置することが重要である。
- (3) 校内番組などの放送のための設備を設置する場合には、受信する各室における映像等の選択、調整等に留意しつつ、送信する映像等の種類に応じ、適切な送信方式を検討し、設計することが重要である。
- (4) T V等の受像装置は、幼児児童生徒の目線や衝突などに配慮しつつ、窓、照明等の位

置を考慮した適切な位置を選定し、台、壁、天井等に堅固に取り付けることが重要である。

- (5) T V やインターネット等の情報通信技術の進展を考慮して計画することも有効である。
【聴覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、日常の耳から入る情報を保障するため、映像系設備を積極的かつ効果的に導入することが望ましい。

3 音声系設備

- (1) 拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。その際、受信側で音量を任意に調節できるように設計することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、日常の視覚情報を保障するため、音による情報伝達や誘導等を効果的に行うことができるよう音声系設備のシステム等を計画し、設計することが重要である。
- (2) 非常に幼児児童生徒等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。
- (3) 屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。

4 情報系設備

- (1) 情報の種類、内容等に応じ、映像系設備と音声系設備との組合せ等も考慮しつつ、視覚・聴覚による情報伝達のための設備の種類、仕様等を検討し、適切な位置を選定し、事故を生じることないように設置することが重要である。
【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システムは、利用人数や使用する室・空間の規模等に応じ、適切な方式を選定し、必要なチャンネル数を確保できるようなシステムを導入することが重要である。なお、障害の状態や各室・空間の活用状況等に応じて、複数種の集団補聴システムを設置することも有効である。
- (2) 校内電話、インターホン、ファクシミリ、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。
- (3) 管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設備を設けることが望ましい。また、指導者と職員室との連絡のための通信機器の導入を検討することも有効である。
- (4) コンピュータの導入においては、学習支援、コンピュータ教育、管理・運営等の利用目的に応じ、将来の機器の増設や更新等に配慮しつつ、適切なシステムを検討することが重要である。
- (5) コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に情報用のアウトレットやコンセントを適切に配置することが重要である。
- (6) 室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう、床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。
- (7) 校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクターの設置等についても、将来の対応を含めて十分に検討することが重要である。

- (8) 災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。
- (9) 非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。
- (10) 避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話※等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。

※特設公衆電話：災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時に無料で利用できる公衆電話。

第5 給排水設備

1 給水設備

- (1) 受水槽、高架水槽等は、学習、生活等において利用する水の量を幼児児童生徒数、教職員数等に応じ適切に算定し、同時使用率を考慮して適切な容量を設定し、適切な位置に設置することが重要である。また、災害時の利用も考慮して整備することも有効である。
- (2) 飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮して計画することが重要である。なお、水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保するよう計画することが重要である。
- (3) 水栓の個数、配置及び配管の経路は、利用状況に応じ、支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。また、水栓の形状、設置高さ等は、幼児児童生徒が利用しやすいよう、幼児児童生徒の発達の段階等に応じ適切に設計することが重要である。特に、熱水用の水栓及び配管は、容易に識別でき、かつ、十分安全な仕様のものとすることが重要である。なお、幼児児童生徒の状態により、自動的に作動・停止する方式とすることも有効である。
- (4) 屋外における教育活動の実施を考慮し、普通教室、特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。
- (5) 飲料用の浄化装置等を備えた水道についても、必要に応じ設置を検討することが望ましい。
- (6) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、利用しやすく、幼児児童生徒の運動や学習・生活活動に支障を生じないように適切な位置を選定し、設計することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：必要に応じ、教員等が介助しやすいよう、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や発達の段階、介助の方法等に応じ適切に設計することが重要である。
- (7) 消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは、災害時にも有効である。

2 排水設備

- (1) 当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理できる排水方式を計画し、設計することが重要である。
- (2) 下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあること

から、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。

- (3) 淨化槽等を設ける場合には、幼児児童生徒数及び教職員数、地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力をもつ浄化槽等を設計することが重要である。
- (4) 浄化槽、配管経路等は、雨水が流入し、又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。
- (5) 浄化槽等の設置は、清掃車が駐車できる部分との連絡がよい位置を選定し、周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。
- (6) 屋外に設ける手洗い場、足洗い場等については、砂、落葉等の排水への流入を防止できる構造とともに、排水管が詰まることのないような排水方式で計画することが重要である。
- (7) 廃液を発生する実験・実習室等においては、簡易廃液処理装置等の設備を設置することが重要である。
- (8) 調理室においては、バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。

3 衛生・福祉機器・設備

- (1) 洗面器、流し等の設備は、幼児児童生徒の体格、身体の動きに関する状態、発達の段階等に応じ、仕様、設置高さ等を適切に計画・設計することが重要である。なお、幼児児童生徒の体格に応じ設置の高さ等を自由に変えることができるよう設計することも有効である。
- (2) 小便器、大便器は、幼児児童生徒の体格等に応じ、様式、寸法、設置高さ等を適切に計画・設計するとともに、幼児児童生徒が操作しやすい水洗装置を適切な位置に計画することが重要である。なお、幼児児童生徒の障害の状態等に応じ、特別な仕様とともに有効である。
 【視覚障害に対応した施設】：小便器等の設置においては、幼児児童生徒がその位置を容易に認識でき、安定した姿勢で使用できるような仕様とすることが重要である。
 【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の発達の段階、教職員等の介助の方法に応じ計画し、設計するとともに、教職員等が操作しやすいよう計画する。
- (3) 洗浄施設における浴槽、シャワー等の設備は、幼児児童生徒の障害の状態や特性、体格、利用状況等に応じ、仕様、設置位置等を適切に計画し、設計することが重要である。また、シャワーは、換気、やけど防止等に十分留意しつつ、温水利用可能な設備として計画することが望ましい。
 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールや浴槽などの出入りの際に利用する昇降設備は、利用状況等に応じ輸送能力を決定し、安全に昇降できるようかごの間口、奥行き等の形状や手すり等の仕様、昇降速度、安全装置等を計画し、設計することが重要である。
 また、かごへの移動を円滑に行えるよう出入り部分の仕様を設計することが重要である。

- (4) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、多機能トイレを多機能トイレ以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に計画し、設計することが望ましい。また、多機能トイレには、緊急通報ボタンを設置することが望ましい。

【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：汚物等の洗浄処理設備は、障害の状態や特性等による汚物の発生状況等を適確に把握し、これらの汚物を適切に処理できるよう、洗浄・排水

方式等を計画し、利用しやすい位置に配置することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：おむつ交換や着せ替え用のベッド等の設備は、車いす等からの移動がしやすく、教職員等が動作を行いやすい仕様等とし、一連の諸行為の流れを考慮した位置に配置することが重要である。

第6 空気調和設備

1 共通事項

(1) 地域の気象条件、建物規模、設備を必要とする各室・空間の面積、形状、利用目的及び利用時間、児童生徒の心身の発達状況や、児童生徒及び教職員等の健康面への影響、維持管理等の諸条件を総合的に検討し、設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：自分で体温を保持することが困難な児童生徒が病気の種類等に適した良好な環境条件を確保できるようなシステムを計画し、設計することが重要である。また、喘息児の利用する室・空間において空気調和設備を計画する場合は、運転による空気の動きの少ない方式等とすることが望ましい。

(2) 配管系統は、各室・空間において適宜設備の運転、停止及び調節を行うことができるよう適切に区分して設定することが重要である。

(3) 操作・制御装置は、教員、児童生徒等が操作しやすい仕様とし、適切な位置に配置することが重要である。

(4) 低騒音仕様の空調設備や消音ダンパーの設置など、設備、ダクト等の仕様を設計することも有効である。

【聴覚障害に対応した施設】：聴力検査室や聴覚学習室など静寂さを必要とする室・空間に設置する空調設備は、運転による音の発生を極力抑えることのできるものとすることが重要である。

2 換気設備等

(1) 各室・空間の利用内容等に応じ、十分な換気量を確保するため、適切に計画することが重要である。

(2) 火気を使用する室や、塵埃、ガス、臭気等の発生を伴う室、冷暖房の行われている室、大きな音を発生する室、静寂さの必要な室など活動内容により密閉状態で利用する室等においては、必ず換気設備を設置することが重要である。

また、その他の室・空間にあっても室内空気汚染の低減のため、換気設備を設置するとともに、日常的な運転及び定期的な清掃・点検を行うことが重要である。

(3) 必要な換気量を適切に設定し、これに見合うように計画して、設計することが重要である。

(4) 設置位置は、当該各室・空間の形状等に応じ、適切な高さ、配置等とすることが重要である。

(5) 新鮮空気の取入れ口は、適切な面積を確保し、冬季において冷風が直接児童生徒等の体に当たることのないよう仕様及び位置を適切に設定し、設計することが重要である。

(6) 学習の過程において、塵埃の発生する室・空間には、必要に応じ、除・集じん設備を設けることが望ましい。

3 冷暖房設備

- (1) 地域の気象条件、騒音等の周辺環境、地域への開放、災害時における避難所としての利用を含めた各室・空間の利用内容、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、冷暖房設備を計画することが重要である。特に、活動内容により密閉状態で利用する室・空間や重度・重複障害及び病弱の幼児児童生徒の学習・生活空間等については、適切な室環境を確保する上で、冷暖房設備の導入を検討することが重要である。
- (2) 当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、天井高、自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。
- (3) 設置する各室・空間の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、冷暖房の負荷を適切に設定して、学習の諸活動に留意しつつ、方式、規格、数等を計画し、設計することが重要である。この際、室・空間を分割し、効率的かつ効果的に使用できるよう計画することも有効である。
- また、年間を通じ、活動の内容や幼児児童生徒の障害の状態等に応じ、各室・空間ごとに冷暖房設備を運転できるようなシステムの導入を検討することが望ましい。
- 【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：這っての移動や臥位、座位等での活動等に留意しつつ方式、規格、数を計画し、設計することが重要である。なお、這っての移動や臥位、座位等での活動等に留意しつつ床暖房を設置することも有効である。また、医療的ケアのため、必要に応じ加湿設備の設置を計画することも有効である。
- (4) 設置位置は、当該各室・空間の形状、机などの配列等に応じ、適切に決定することが重要である。
- (5) 冷暖房の運転及び調節の方法、機器の安全性を十分検討し、適切に仕様を設計することが重要である。
- (6) 屋内運動場が体育活動や儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用されることを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討し、冷暖房設備の設置を計画することが望ましい。
- (7) 保健室は、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- (8) 災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。
- (9) 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した室を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。

第7 防災設備

- (1) 自動火災報知設備、非常用押ボタン等の警報設備は、火災の発生を早期に感知し、幼児児童生徒や消防機関等に迅速に通報できるよう、建物規模等に応じ適切に設計することが重要である。その際、幼児児童生徒の障害の特性に留意し、多様な方法による警報のための設備を適切に設計することが重要である。
- 【視覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、音声や拡大表示による避難誘導のための設備を適切に設計することが重要である。なお、避難誘導設備は、日常利用する情報伝達のための設備と連動するように設計することも有効である。
- 【聽覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、光や文字による避難誘導のための設備を適切に設計することが重要である。なお、避難誘導設備は、日常利用する情報伝達のための設備と連動するよう設計することも有効である。
- 【視覚障害又は聽覚障害に対応した施設】：危険な箇所には、誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等

の警報設備を計画することも有効である。

- (2) 屋内消火栓設備等の消火設備は、火災の発生時に早期に適切に消火し、被害を最小限に抑えることができるよう、建物規模や幼児児童生徒の障害の状態及び特性等に応じ適切に設計することが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の身体の動きに関する状態等を考慮しつつ、避難階以外の階にある各普通教室等から直接屋外に避難できるよう設計することが望ましい。
【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：避難用のスロープは、多様な移動方法等に加え、教職員等が付き添っての避難を考慮し、十分な幅を確保するよう計画することが重要である。
- (4) 消防用設備などについては、幼児児童生徒の日常における学習、生活等に支障を生じることがないよう設置のために必要な空間を適切な位置に確保するよう計画することが重要である。
- (5) 防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児児童生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが重要である。
- (6) ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を設置することが重要である。
- (7) 便所のブース内には、必要に応じ、教職員等への緊急連絡のための設備を設置することが重要である。
- (8) 寄宿舎における防災設備は、夜間、休日等の防災体制に留意しつつ、就寝時等においても確実に警報が伝わり、安全かつ迅速に避難できるように設計することが重要である。その際、入舎している幼児児童生徒の障害の特性に十分留意し、多様な方法による警報や避難誘導のための設備を適切に設計することが重要である。

第8 その他の設備

1 昇降機設備

- (1) エレベーターは、幼児児童生徒や教職員の在籍状況、障害の状態や特性、他の学校等との交流や地域住民への開放の計画、運搬する機器等の形状・重量、車いす等での利用等に応じ、かごの間口、奥行き、高さ等の寸法、台数、運転方式等を計画し、設計することが重要である。また、階段との位置関係に留意し、適切な位置に計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いす、補助用具又はストレッチャー等での利用などに応じ、かごの間口、奥行き、高さ等の寸法、台数、運転方式等を計画し、設計することが重要である。なお、複数の車いす等による同時利用を考慮した形状とすることが望ましい。
- (2) 幼児児童生徒の利用するエレベーターの扉は、利用者が安全かつ円滑に乗降できるよう開閉の方式を適切に設定するとともに、かごの床面と扉枠との間に段差や過度の隙間を生じないよう設計することが重要である。また、かごの中の様子がわかるような仕様とすることが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：かごの内部には、車いすの状態の確認のための鏡を設置することも有効である。
- (3) 幼児児童生徒の利用するエレベーター等の操作装置は、車いすでの利用や身体の動きに関する状態も考慮して操作しやすい仕様とし、適切な位置に配置することが重要である。その際、運転の状況を表示する装置を見やすい位置に設置することが重要である。

また、音声で案内する装置を設置することも有効である。

2 廃棄物処理施設

- (1) 学校生活や実験・実習等に伴い生じる廃棄物を適切に処理できるよう処理・保管方式、配置等を計画し、設計することが重要である。その際、幼児児童生徒の安全確保に十分留意し、仕様、配置等を計画し、設計することが重要である。
- (2) ごみの減量化、環境教育の教材として、生ごみの堆肥化のための施設を設置することも有効である。
- (3) ごみのリサイクルの推進のため、児童生徒等の主体的な取組を促すことも考慮し、ごみの保管場所や分別のための場所を明確に計画することも有効である。
- (4) やむを得ず高層化する場合において、各階における一般のごみ等の処理の方法に応じ必要となる設備等を、清掃等衛生管理の方法に十分留意して計画することが重要である。

第9章 防犯計画

第1 基本的事項

1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、幼児児童生徒の障害の特性等に留意し、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、学校や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとすることが重要である。

2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのかが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

1 施設配置

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらないよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (2) 職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。
- (3) 特に適切な指示・誘導や介助が必要な幼児や低学年の児童が活動する施設については、防犯上の安全性を確保するため、テラスや遊び場等の屋外スペースを含めその活動範囲を明確にしたり、敷地境界からの距離を十分に確保することや、非常時に即応可能なように、職員室や事務室等の教職員の居場所から近い位置や見通しのきく位置に配置する等の配慮が重要である。
- (4) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に幼児児童生徒が円滑に敷地内外に入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。
- (3) 登下校の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けるを得なかったり、死角となったりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、在籍している障害のある幼児児童生徒に加えて、地域の障害者や高齢者の利用にも支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、門の周辺に設置することも有効である。

3 囲障

- (1) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画することが重要である。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るために、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

4 外灯

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。
- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯の外にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも重要である。

6 駐車場、自転車等駐車場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や自転車等駐車

第9章 防犯計画

- 場の配置、構造等に留意することが重要である。
- (2) 校舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や自転車等駐車場の中に死角を生じないよう配慮することが重要である。
 - (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため、駐車場や自転車等駐車場に外灯を設置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

第3 建物の防犯対策

1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするために、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では、外部からの来訪者が住所、名前、来訪目的等を記帳した上で、名札やリボンを着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札やリボン等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部や、開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 学校の防犯対策については、保護者、地域住民、警備会社、警察等の協力の下に実施することが重要であり、これらの人々の学校内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に、用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室や事務室等の建具のガラスを透明なものとし、教職員等の視線が常に周囲に行き届き、校内の状況を把握できるようにすることも有効である。

3 避難経路

- (1) 非常に幼児児童生徒が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。その際、幼児児童生徒にとってわかりやすく、記憶しやすい動線の設定に十分留意することが重要である。
- (2) 避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。

第4 防犯監視システムの導入

1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、幼児児童生徒の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、学校関係者のみが出入りできるように、建物の出入口等に、テンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

3 侵入監視

- (1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。
- (2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

第5 通報システムの導入

1 通報装置

- (1) 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、屋内運動場等の幼児児童生徒が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが重要である。
【聽覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、光や文字により緊急事態の発生を知らせ避難誘導するための設備を適切に設置することが重要である。
- (2) 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ適確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非常押しボタン等を校内の適切な場所に設置したり、ペンダント型押しボタン等を教職員に配布することも有効である。

2 連絡システム

- (1) 校内の幼児児童生徒、教職員等に緊急事態の発生とその具体的な内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、校内連絡システムを整備することが重要である。
- (2) 緊急事態発生時に、各学校から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。
- (3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡、情報管理、報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め、通信機器等の設備や打合せスペース等を確保しておくことも有効である。
- (4) 緊急事態発生時に、幼児児童生徒の避難誘導、安全確認等を迅速に行うことができるよう、各学校の危機管理マニュアル、幼児児童生徒の名簿や顔写真、緊急連絡先リスト、拡声器、通信機器等をまとめ、適切な場所を定め保管し、直ちに持ち出せるようにしておくことも有効である。

第6 その他

1 学校施設の開放時の留意点

- (1) 学校施設を地域住民等に開放する際、非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じることが重要である。
- (2) 開放部分と非開放部分の境界に相互に見通しのきくパイプシャッターや扉を設置し、施錠できるようにすることも有効である。
- (3) 管理者を置かない場合の学校施設の開放に際しては、使用団体等への鍵の授受方法や保管方法等について検討し、万一紛失等があった場合の対応方法を明確にしておくことが望ましい。

2 複合施設の場合の留意点

- (1) 学校施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。
- (2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては、効果的かつ効率的な防犯対策とするため、学校施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

3 通学路の安全性の確保

- (1) 幼児児童生徒の通学路については、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、街路灯等の設置により夜間照度を確保することが重要である。
- (2) 地下道等の危険や不安の多い通学路については、警察等の関係機関や地域団体と連携し、地域の状況等に応じて、防犯ベル、防犯カメラ、警察に対する通報装置等を設置することも有効である。

索引(五十音順)

囲障	23, 90, 94, 95, 113
受付	37, 45, 57, 73, 94, 113, 114, 115
屋外運動場	22, 37, 44, 87, 88, 112
屋外教育環境施設	22, 51, 90, 92
屋外プール	22, 89
屋内運動場	15, 35, 36, 61, 62, 80, 97, 99, 109, 115
屋内プール	36, 62, 84
音楽関係教室	51
会議室, 応接室	73
外国語関係教室	60
学習室	31, 42, 43, 70, 108
学習センター・自習室	4, 33, 34, 57, 60
家庭関係教室	53
寄宿舎	13, 14, 21, 39, 40, 65, 66, 110
技術関係教室	53
教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室	34, 58
教材・教具等の作成・収納空間	34, 58
研修室	43, 70
更衣室	14, 22, 35, 36, 37, 41, 42, 48, 61, 62, 63, 68, 69, 74, 87, 89
講義室	3, 28, 32, 35, 60
校長室	44, 45, 72, 115
講堂	36, 40, 67
コート	22, 87, 89
コンピュータ教室	28, 58
作業学習関係諸室	30, 33, 42, 53, 54, 56, 81, 103
視聴覚教室	4, 28, 34, 57, 58, 102
事務室	23, 37, 44, 45, 66, 73, 112, 113, 114, 115
主事室	45, 74
昇降口, 玄関	23, 37, 42, 44, 45, 64, 70, 77, 95
職員室	14, 23, 29, 37, 40, 44, 45, 66, 72, 105, 112, 113, 114, 115
食堂・ランチルーム	39, 40, 65, 66
自立活動関係諸室	3, 4, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 39, 54, 55, 76, 80
図画工作・美術・工芸・書道関係教室	52
生活科のための施設	51
ゼミ室	3, 28, 32, 35, 60
洗浄施設	37, 41, 69, 107
専門教育関係教室	4, 32, 33, 56
倉庫, 機械室	24, 31, 42, 45, 46, 48, 54, 62, 87
相談室	8, 42, 43, 45, 70, 71
多目的教室・プレイルーム	28, 29, 30, 33, 43, 50, 70
駐車場	23, 95, 113, 114
調理室, 配膳室	35, 39, 61, 66, 77, 107, 112
地理歴史科・公民科関係教室	59
特別活動室	34, 59
特別教室・教科教室	30, 33, 34, 35, 42, 49, 106, 115
図書室	4, 28, 33, 34, 45, 57, 67
日常生活学習関係教室	35, 51, 61
PTA室	74
複数の障害に対応した施設	11, 13, 15, 19, 20, 21, 22, 25, 27, 30, 33, 35, 37, 38, 44, 47, 63, 86, 100
部室	41, 67, 68
普通教室	3, 4, 5, 25, 27, 28, 29, 30, 33, 35, 37, 39, 41, 44, 45, 49, 50, 77, 80, 92, 93, 106, 110, 115

武道場	35, 36, 61, 62
便所	7, 29, 35, 36, 37, 40, 41, 42, 44, 45, 48, 61, 62, 63, 66, 67, 68, 70, 71, 74, 77, 78, 85, 87, 89, 90, 100, 101, 107, 110
放送室	34, 59, 73
ホームベース	11, 30, 40, 41, 50, 67
ホール	29, 36, 37, 38, 40, 52, 64, 65, 66, 67, 68, 87
保健室	8, 20, 22, 29, 44, 45, 58, 73, 74, 109
保健体育関係教室	59
保護者等控え室	45, 74
ミーティング室	35, 41, 42, 69
門	14, 20, 23, 37, 45, 93, 94, 99, 112, 113, 114, 115
理科関係教室	51
緑地	18, 23, 46, 87, 91, 92
廊下, 階段	27, 36, 38, 41, 60, 64, 65, 75, 77, 79, 80, 85, 86, 99, 105, 110, 114

※ ゴシック体（例：1）は項目を設けている箇所、普通体（例：1）は文中に記述がある箇所を示す。